

第4期新城市高齡者保健福祉計画
(老人福祉計画・介護保険事業計画)

平成21年3月19日
新 城 市

目次

第1章 第4期計画の策定にあたって.....	1
1 - 1 計画策定の背景と目的.....	1
1 - 2 計画の位置づけ.....	2
1 - 3 計画の期間.....	3
第2章 計画の基本理念等.....	5
2 - 1 計画の基本理念.....	5
2 - 2 地域ケアの将来像.....	6
2 - 3 高齢者数等の推計.....	8
2 - 4 計画の施策体系.....	11
健康の保持・増進への支援.....	11
高齢者の社会参加の促進.....	11
特定高齢者等への支援.....	12
要支援・要介護高齢者への支援.....	12
地域密着型サービスと生活基盤の整備.....	13
高齢者を支える体制・ネットワークづくり.....	14
第3章 新城市高齢者保健福祉計画.....	15
3 - 1 健康の保持・増進への支援.....	15
3 - 2 高齢者の社会参加の促進.....	22
3 - 3 特定高齢者への支援.....	29
3 - 4 要支援・要介護高齢者への支援.....	39
3 - 5 地域密着型サービスと生活基盤の整備.....	49
3 - 6 高齢者を支える体制・ネットワークづくり.....	53
第4章 介護保険事業の推計.....	57
4 - 1 サービス利用者数の推計.....	57
4 - 2 居宅サービス見込量の推計.....	64
4 - 3 給付費の推計.....	70
4 - 4 第1号被保険者の保険料の推計.....	77
第5章 計画の進行管理.....	81

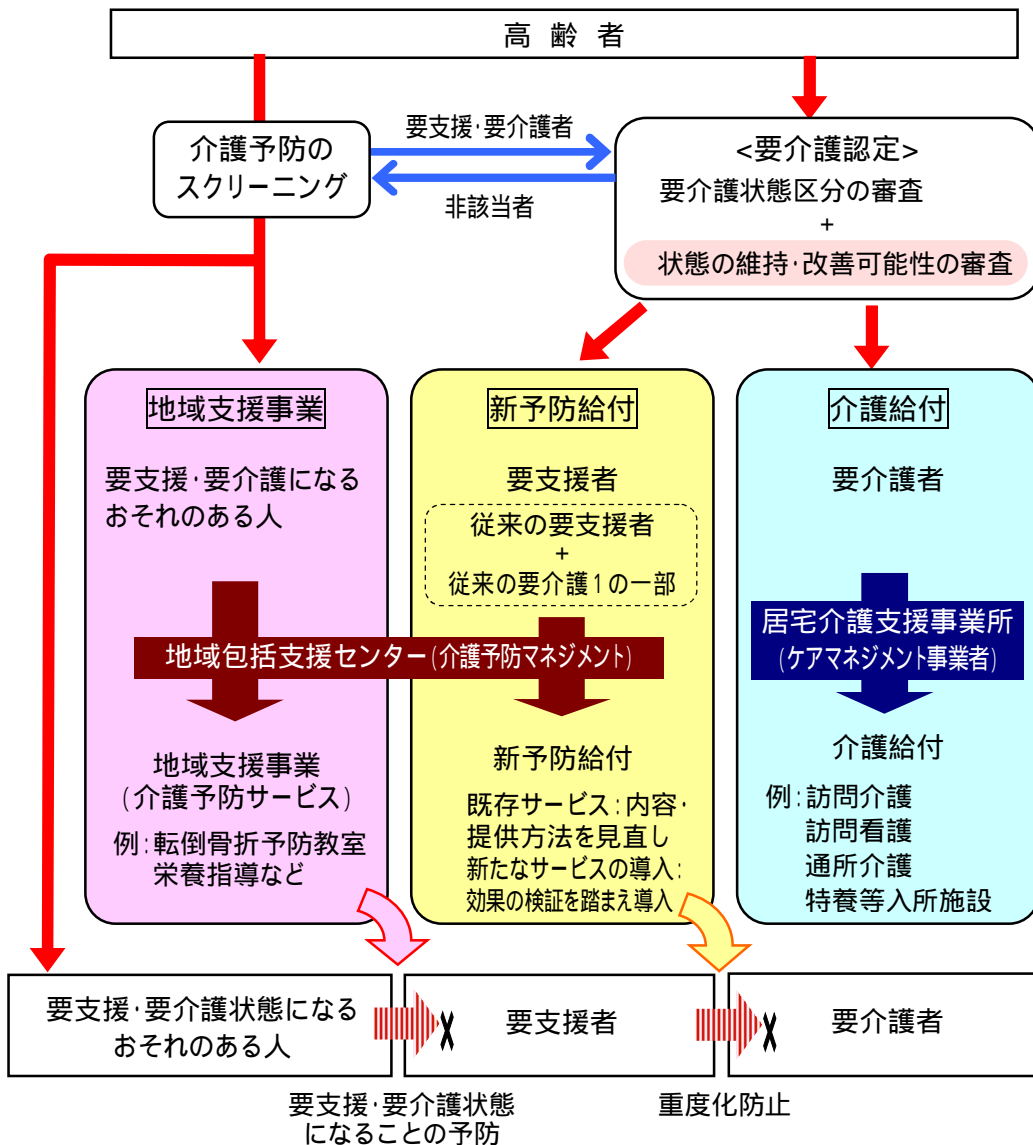
資料1	市の概要	82
1 - 1	市の概要	82
1 - 2	総合計画の基本理念・戦略	82
1 - 3	人口	83
1 - 4	世帯数	85
資料2	介護保険事業の状況	86
2 - 1	被保険者数	86
2 - 2	要介護等認定者数及び認定率	87
2 - 3	サービス利用者数及び利用率	89
2 - 4	給付費	92
2 - 5	居宅サービス	94
2 - 6	地域密着型サービス	99
2 - 7	施設サービス	100
2 - 8	第3期推計値の検証	102
資料3	高齢者福祉サービス等の状況	107
3 - 1	地域包括支援センター及び在宅介護支援センター	107
3 - 2	介護予防教室	108
3 - 3	高齢者福祉サービス	108
3 - 4	老人クラブ	110
3 - 5	シルバー人材センター	110
資料4	市民等のニーズ（アンケート調査結果より）	111
4 - 1	調査目的	111
4 - 2	調査対象及び調査方法等	111
4 - 3	主な調査結果	112
資料5	計画課題	118
5 - 1	元気で健康な高齢者のために	118
5 - 2	特定（虚弱）高齢者のために	119
5 - 3	介護を必要とする高齢者のために	119
5 - 4	高齢者を支えるネットワークづくり	120
資料6	新城市高齢者保健福祉計画策定委員会	121
6 - 1	設置要綱	121
6 - 2	委員名簿	123
6 - 2	策定の経過	124
	用語説明	126

第1章 第4期計画の策定にあたって

1 - 1 計画策定の背景と目的

本市は、平成18年3月に第3期「新城市高齢者保健福祉計画」(計画期間：平成18年度～平成20年度)を策定し、『高齢者の自立と自己決定を尊重するまち』、『地域の支え合いの促進と保健福祉介護サービスが連携したまち』、『高齢者が元気で、社会参加できるまち』の3つを基本理念に、高齢者の自立した生活や社会参加などを支える取り組みを進めるとともに、予防重視型システムへの転換や新たなサービス体系の確立などを柱とする介護保険制度改革に対応して、新たなシステムに基づく介護保険事業に取り組んできました。

図表1 平成17・18年度の介護保険制度改革(予防重視型システムへの転換)

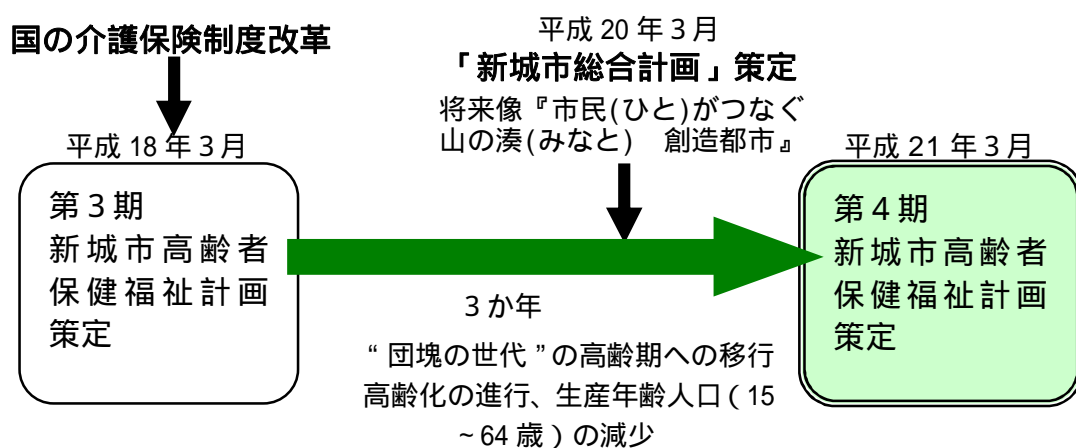


さらに、本市は、平成 20 年度から平成 30 年度までの 11 年間を期間とする「新城市総合計画」を策定しました。今後は、総合計画のもとで、めざすまちの将来像『市民(ひと)がつなく 山の湊(みなと) 創造都市』の実現に向けて、市民の幅広い参画と持続可能な地域社会の創造をめざしています。

一方、社会情勢から見れば、本市の高齢化率は県内で上位に位置しており、加えて“団塊の世代”が高齢期を迎えつつある中で、近い将来には、65 歳以上の高齢者が人口の 3 割以上を占めるものと予想されています。

このような背景を踏まえて、今回策定する第 4 期（平成 21 年度～平成 23 年度）の計画は、第 3 期の取り組みのさらなる充実を図り、総合計画のめざす将来像の実現に寄与することが目的です。

図表 2 計画策定の背景と目的



1 - 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画と介護保険法 117 条の規定に基づく介護保険事業計画を一体的にまとめるものです。

なお、国の医療構造改革に伴い、老人保健法が全面改正されたため、第 3 期計画までの老人保健計画としての位置づけはなくなりましたが、福祉や介護は健康保持と密接に関係していることから、今回の第 4 期計画においても「新城市高齢者保健福祉計画」という名称にしました。

そして、本計画は、愛知県の「地域ケア体制整備構想（平成 20 年 1 月策定）」、「愛知県高齢者保健福祉計画」（平成 21 年 3 月策定予定）など、関連する計画との整合性に配慮しつつ策定するものです。

1 - 3 計画の期間

計画の期間は、介護保険事業計画が介護保険法に基づき3年を1期とする計画であることから、老人福祉計画を含め計画全体として、平成21年度から平成23年度までの3か年を計画期間としました。



図表 3 高齢者保健福祉計画の推移

平成12年度 (2000年)	平成13年度 (2001年)	平成14年度 (2002年)	平成15年度 (2003年)	平成16年度 (2004年)	平成17年度 (2005年)	平成18年度 (2006年)	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)	平成24年度 (2012年)	平成25年度 (2013年)	平成26年度 (2014年)	平成27年度 (2015年)	
第1期「高齢者保健福祉計画」 老人保健計画(老人保健法第46条の18)昭和57・8・17・法律80号 老人福祉計画(老人福祉法第20条の8)昭和38・7・1・法律133号 介護保険事業計画(介護保険法第117条)平成9・12・17・法律123号					5年を1期とする法定計画			新城市総合計画(計画期間:平成20年度~平成30年度) ← 前期基本計画 (H20~H22) 中期基本計画 (H23~H26) 後期基本計画 (H27~H30) →								
第1期介護保険料期間					改定作業											
第2期「高齢者保健福祉計画」 老人保健計画 老人福祉計画 介護保険事業計画					改定作業											
第2期介護保険料期間					3年を1期とするよう改正 平成27年(2015年)の高齢者介護の姿を念頭に置く。											
第3期「高齢者保健福祉計画」 老人保健計画 老人福祉計画 介護保険事業計画					改定作業			老人保健法の全部改正=平成20年4月1日から 老人保健計画の法律上の位置付けがなくなる。								
第3期介護保険料期間					平成26年度末(第5期介護保険事業計画最終年度)を見据えた目標を設定。 第3期計画は、平成26年度目標に至る初期段階と位置づけ。											
第4期「高齢者保健福祉計画」 老人福祉計画 介護保険事業計画					改定作業			平成26年度目標達成への中間段階と位置付け								
第4期介護保険料期間					改定作業											
第5期「高齢者保健福祉計画」 老人福祉計画 介護保険事業計画					改定作業											
第5期介護保険料期間																

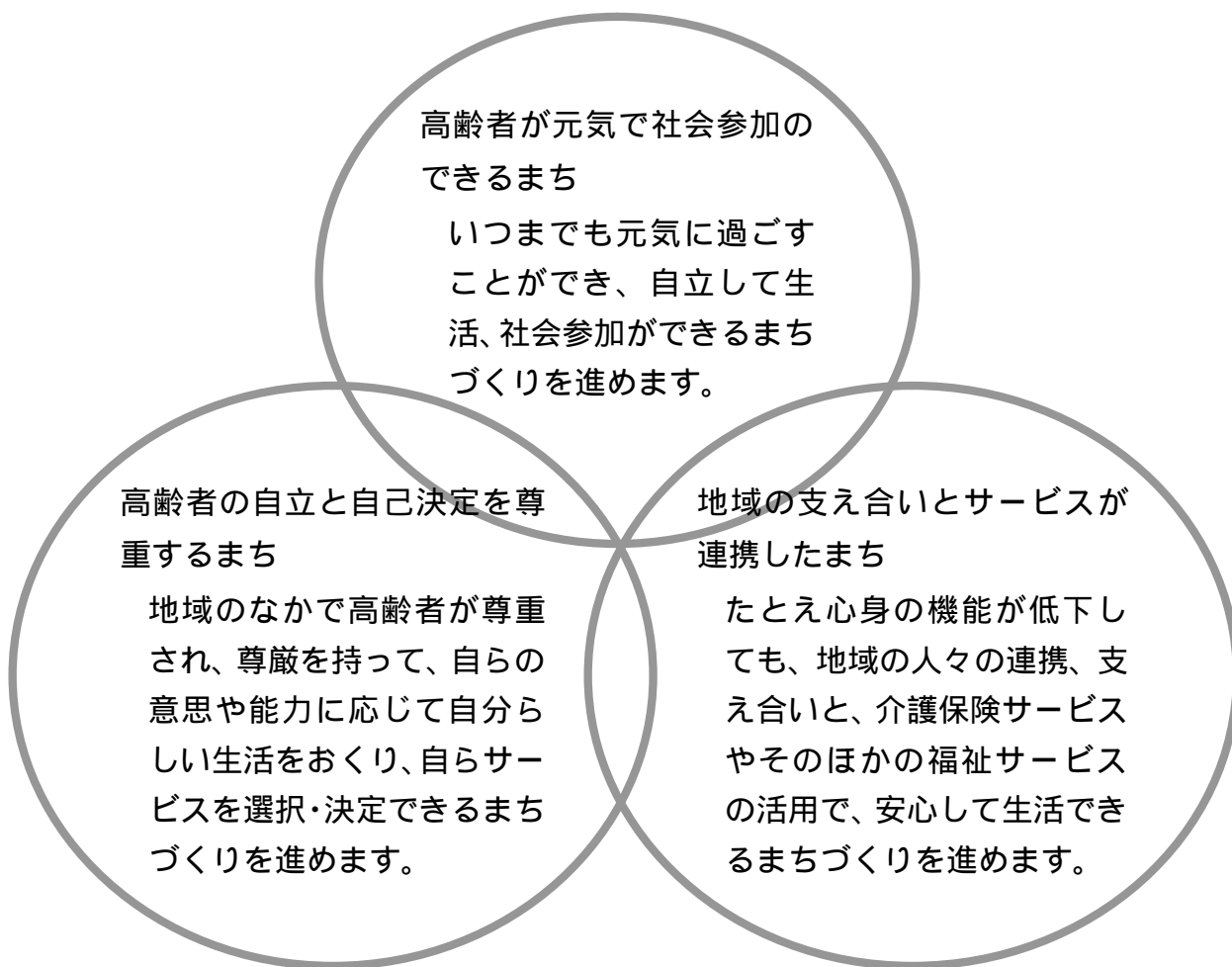
第2章 計画の基本理念等

本計画の基本理念を設定するとともに、人口や介護保険被保険者、要介護等認定者数を推計します。

2 - 1 計画の基本理念

本計画は、第3期計画の3つの基本理念を継承するとともに、“私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ”をキャッチフレーズに、豊富な知識と経験を持つ高齢者が地域の中で生き生きと活動できるよう、高齢者の社会参加を再構築し、まちづくりへの主体的な参加を進めつつ、みんなで助け合い、暮らし続けられる生活環境を創っていくことをめざします。

図表 4 計画の基本理念とキャッチフレーズ



私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ

2 - 2 地域ケアの将来像

本計画は、新城市総合計画の理念・方向性を高齢者福祉・介護分野において具体化するため、「愛知県地域ケア体制整備構想」、「愛知県高齢者保健福祉計画」を踏まえつつ、高齢者の生活を支え、質の向上をめざして地域ケアの将来像を設定します。

(1) 見守り・安否確認・災害時要援護者対策

一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の急速な増加に対応して、緊急通報システムや友愛訪問、配食サービス、その他手段を組み合わせ、見守り・安否確認を行うとともに、全市域に整備された情報通信基盤(光ファイバ網)を利用し、新たな手法による在宅生活支援体制の構築が可能となってきたことから、その有効性、整備方法を研究していくことが必要です。

さらに、災害時要援護者対策などを通じて、避難等に援護を必要とする世帯を把握し、定期的にその状態を確認する体制の構築が必要です。

(2) 住まい

55歳以上の市民や要介護等認定者へのアンケート調査では、現在の住まい(持ち家の一戸建てなど)での生活継続を希望する方が多くいます。

このため、できるだけ多くの高齢者が住み慣れた自宅での生活を継続できるよう、身体機能の低下に対応し、安全・安心に生活できるよう段差の解消など、住宅改修を適切に行っていく必要があります。

また、本市では、12戸のシルバーハウジング(緊急通報や安否確認を行う設備に生活支援を組み合わせた住まい)が整備されていますが、今後とも、地域優良賃貸住宅(高齢者型)など、自宅での生活が困難となった場合の住まいを整備していくことが必要です。

(3) 介護サービス(居宅サービス)

中山間地域の特性を踏まえつつ、高齢者の日常生活への支援が円滑に行われるよう、6つの日常生活圏域(新城舟着、千郷、東郷、八名、鳳来、作手)ごとに、各圏域の在宅介護支援センター機能の充実を図り、居宅介護支援事業所、居宅介護サービス事業所、公的関係機関との相互支援体制を強化するとともに、

できるかぎり在宅で、安心して生活をしていくために必要とされる介護を受けることができるよう、各圏域のニーズに合った介護サービス供給体制の充実に努める必要があります。

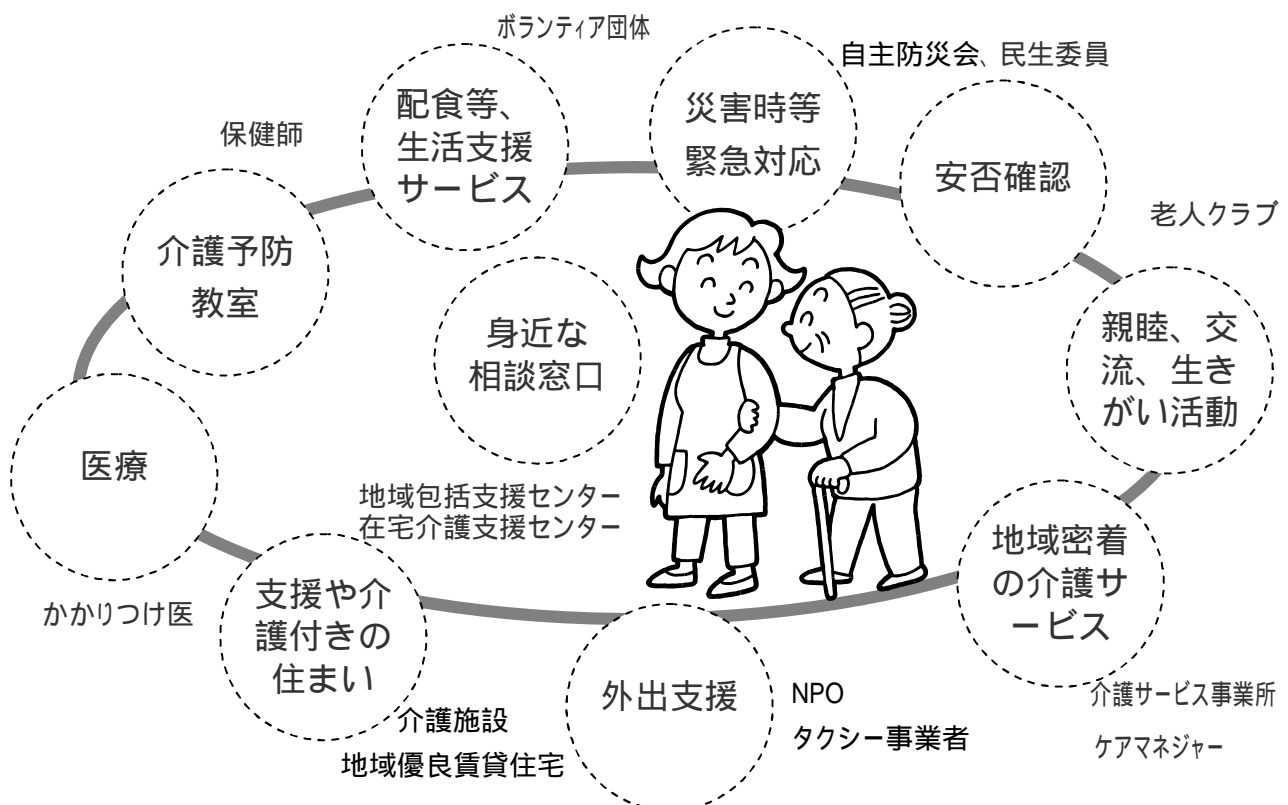
また、介護予防（重度化予防を含む）を進めるために、介護予防健診や個別訪問を通じて対象者の的確な把握を進めるとともに、対象者の介護予防教室への参加を促進する必要があります。

（４）介護サービス（施設・居住系サービス）

高齢化の進展と単身世帯や高齢者夫婦世帯の増加とともに、今後も、施設・居住系サービスを必要とする市民の増加が見込まれます。

このため、要介護などにより、在宅での生活の継続が困難な方に対しては、施設・居住系サービスが適切に提供できる体制の構築をめざします。

図表 5 日常生活圏域における地域ケアの将来像



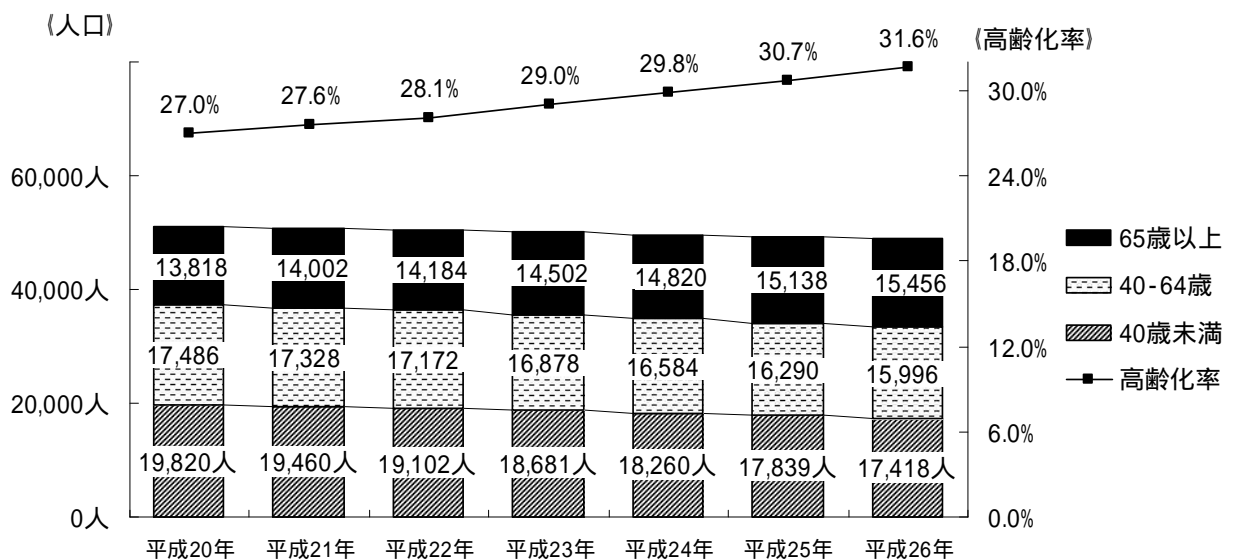
2 - 3 高齢者数等の推計

(1) 推計人口及び高齢化率

総合計画の将来人口推計では、平成30年の本市の人口を47,000人と推計し、高齢化率の上昇を予測しています。こうした人口推計を受けて、総合計画では、市域の多様性に配慮した総合的な定住対策を推進することにより、平成30年における目標人口を50,000人と設定し、その達成をめざしています。

本第4期計画は、総合計画期間の初期に位置するものであることから、当面総合計画の将来人口推計を基に各種福祉・介護サービス量を見込むこととし、平成22年度に予定される総合計画の基本計画の見直しに合わせて、次期第5期計画で人口推計を必要に応じて見直すこととします。

図表 6 推計人口及び高齢化率



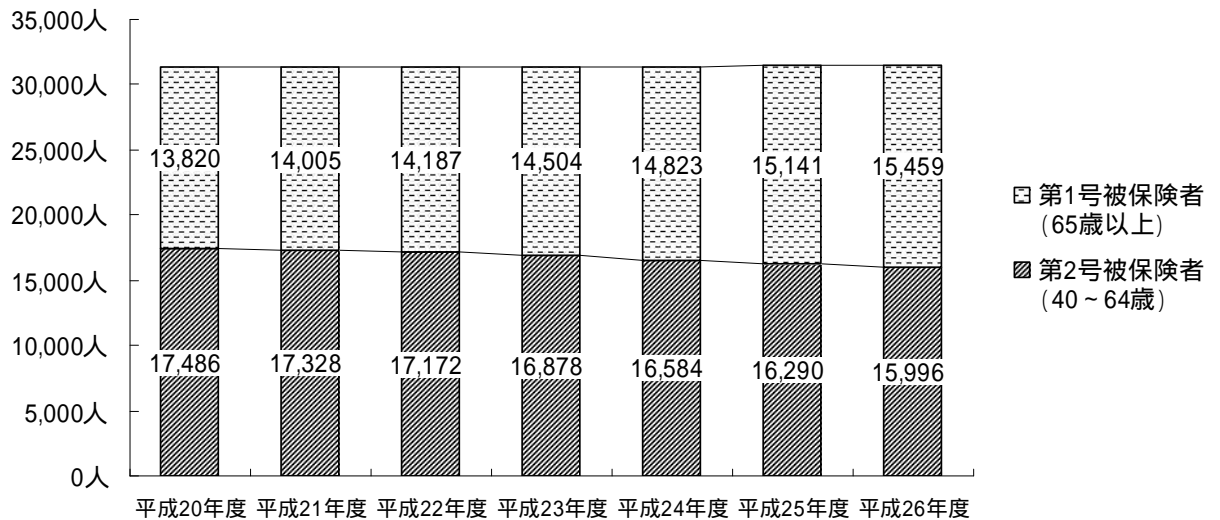
	平成20年	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
40歳未満	19,820	19,460	19,102	18,681	18,260	17,839	17,418
40-64歳	17,486	17,328	17,172	16,878	16,584	16,290	15,996
65歳以上	13,818	14,002	14,184	14,502	14,820	15,138	15,456
65～74歳	6,374	6,349	6,321	6,538	6,755	6,972	7,189
75歳以上	7,444	7,653	7,863	7,964	8,065	8,166	8,267
総数	51,124	50,790	50,458	50,061	49,664	49,267	48,870
高齢化率	27.0%	27.6%	28.1%	29.0%	29.8%	30.7%	31.6%

[単位:人、%]

(2) 被保険者数

第 4 期計画期間における介護保険被保険者数は、平成 23 年度には第 1 号被保険者（65 歳以上）が 14,504 人に増加し、第 2 号被保険者（40～64 歳）が 16,878 人に減少することが見込まれます。

図表 7 被保険者数の推計



	平成 20 年度	第 4 期計画期間			第 5 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 号被保 険者 (65 歳 以上)	13,820	14,005	14,187	14,504	14,823	15,141	15,459
第 2 号被保 険者 (40～64 歳)	17,486	17,328	17,172	16,878	16,584	16,290	15,996
総数	31,306	31,333	31,359	31,382	31,407	31,431	31,455

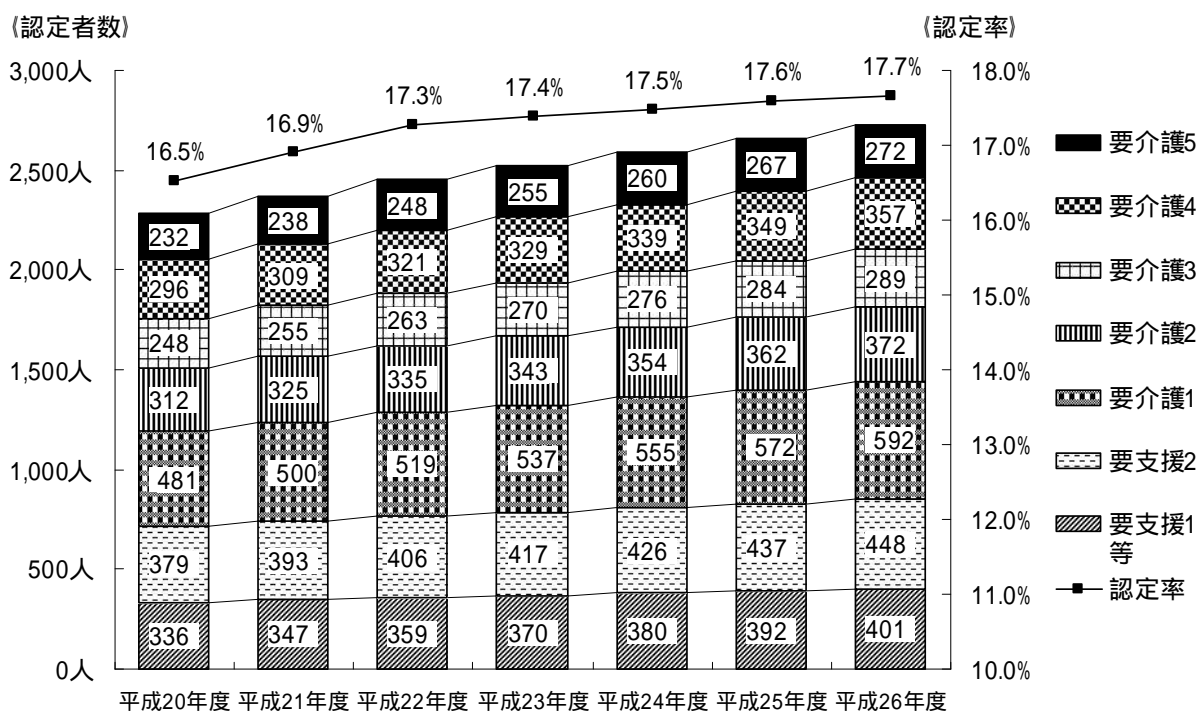
[単位:人]

(3) 要介護等認定者数及び認定率

第4期計画期間における要介護等認定者数は、平成23年度には2,521人、第1号被保険者（65歳以上）に占める認定率は17.4%に上昇するものと見込まれます。

なお、団塊の世代が高齢期に移行する時期には、高齢者人口が増加することから、認定率の上昇は徐々に緩やかなものとなります。

図表8 要介護等認定者数及び認定率の推計



	平成20年度	第4期計画期間			第5期計画期間		
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	336	347	359	370	380	392	401
要支援2	379	393	406	417	426	437	448
要介護1	481	500	519	537	555	572	592
要介護2	312	325	335	343	354	362	372
要介護3	248	255	263	270	276	284	289
要介護4	296	309	321	329	339	349	357
要介護5	232	238	248	255	260	267	272
総数	2,284	2,367	2,451	2,521	2,590	2,663	2,731
認定率	16.5%	16.9%	17.3%	17.4%	17.5%	17.6%	17.7%

[単位:人、%]

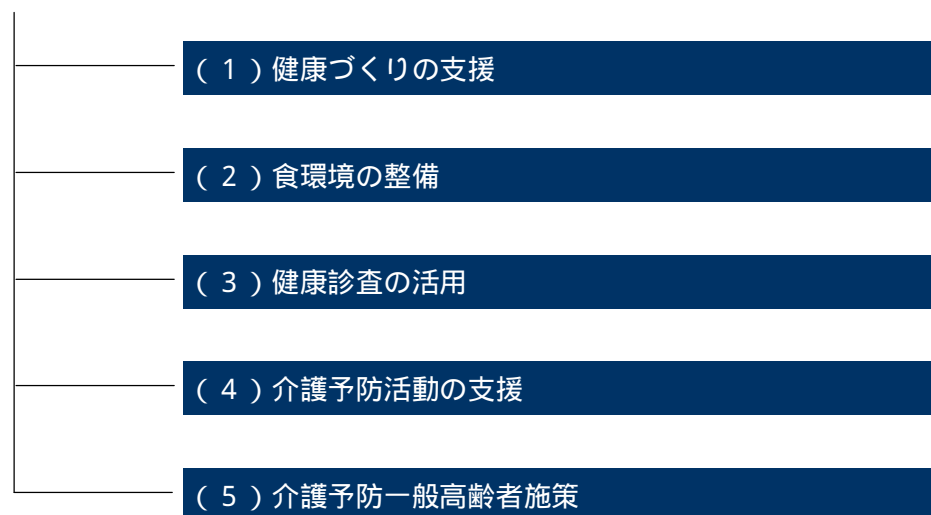
2 - 4 計画の施策体系

本計画の施策体系を次のとおり定めます。

健康の保持・増進への支援

広報やインターネットホームページ、CATV などを利用して視覚的な情報伝達手段を積極的に取り入れ、健康意識の高揚を図るとともに、平成 20 年度から開始した介護予防健診(生活機能評価)、特定健診、後期高齢者健診の結果を介護、疾病の予防事業に着実に反映させていきます。

また、アンケート調査でも関心度の高かった認知症予防に関する教室の開催や地区のミニデイサービスを担っていく人材育成など、介護予防のための基盤を整備していきます。

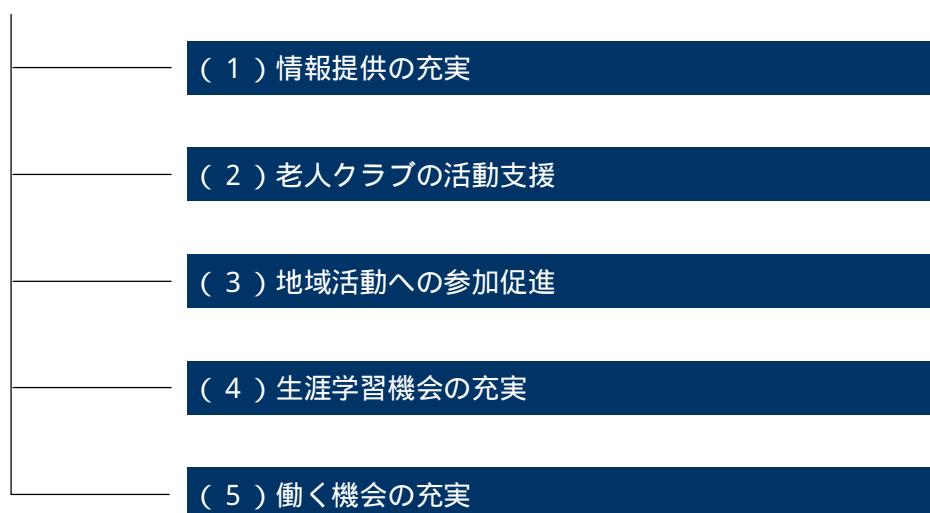


高齢者の社会参加の促進

社会奉仕やいきがい活動、介護予防にかかわる活動において重要な組織である老人クラブの魅力高めるとともに、その将来像について関係者による検討を通じて新しい可能性を模索していきます。

また、公民館活動などの充実を通じて、生涯学習機会の拡大を図るとともに、団塊の世代の退職時期を迎え、シルバー人材センターの役割の重要性が増してくることから、社会的な役割やニーズに応えて、会員の拡大、業務の多様化を推進し、高齢者の健康、生きがい、社会貢献を図っていきます。

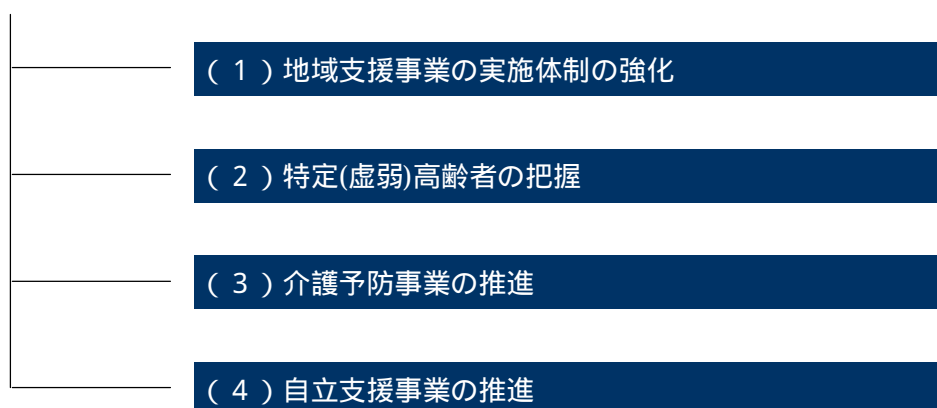
さらに、こうした高齢者の社会参加が着実に進展するよう関係者の協議、協調の場を設けていきます。



特定高齢者等への支援

6つの日常生活圏域ごとに設置した在宅介護支援センターが地域包括支援センターのブランチ(支所)としても機能しており、今後とも、支援体制の強化を図っていきます。

また、介護予防健診などを通じ特定高齢者やそのほかの虚弱高齢者の的確な把握とともに、各種介護予防事業(介護予防教室)については、第3期の実績や参加者の声を踏まえて充実を図っていきます。

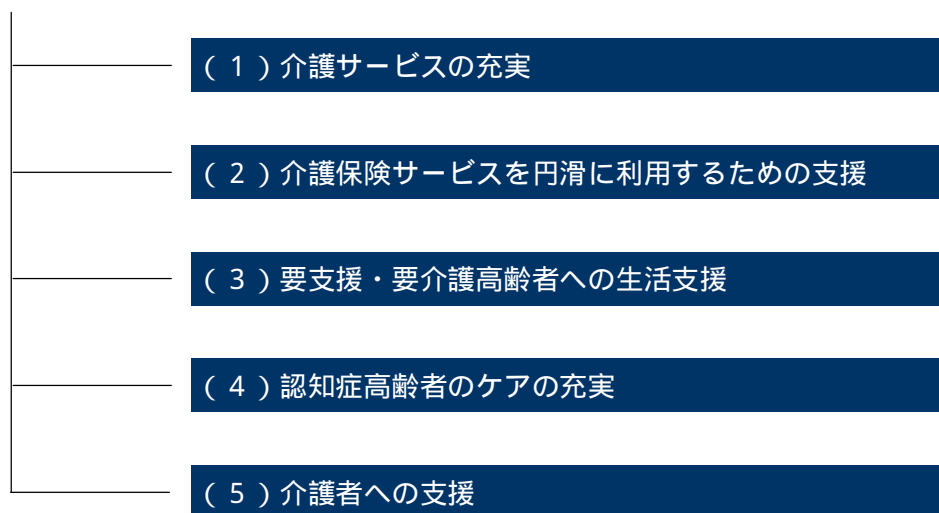


要支援・要介護高齢者への支援

より良い介護サービスが利用者に提供されるよう、保険者として、情報の交換、研修会の実施、第三者評価の導入など、介護サービス事業所におけるサービスの質を高める取り組みを支援していきます。

また、日常生活圏域ごとに要援護者の把握を行っている在宅介護支援センターと地域包括支援センターの連携を確保しつつ、高齢者福祉サービス、介護保険サービス、権利擁護事業等を結びつけた生活支援全般の充実を図っていきます。

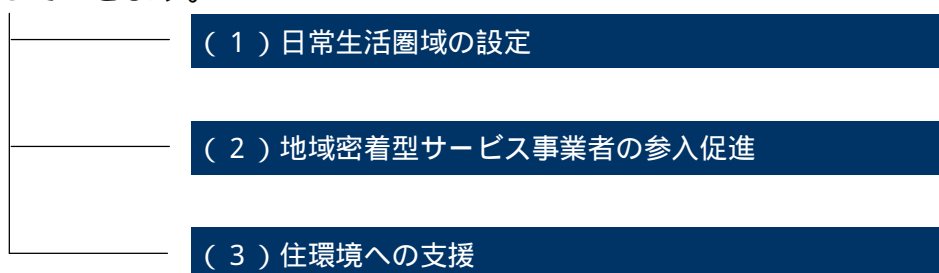
さらに、地域密着型サービスの整備を通じて、認知症高齢者の介護体制の構築を進めていくとともに、介護を担っている家族の精神面及び身体面の負担に対して、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターでの相談・支援の充実を図っていきます。



地域密着型サービスと生活基盤の整備

平成 23 年度末での介護療養型病床の廃止などを踏まえて、認知症対応型共同生活介護など関係する基盤の整備を検討していくとともに、住み慣れた地域で在宅での生活継続を支援していくために、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の参入促進を図っていきます。

また、ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加傾向を踏まえ、養護老人ホームやケアハウスなどに関する情報の提供とともに、地域優良賃貸住宅(高齢者型)など、自宅での生活が困難となった場合の住まいを整備する方策について検討していきます。



高齢者を支える体制・ネットワークづくり

市民、福祉団体、事業者、医療機関、行政機関等がそれぞれの特徴を活かしながら、「多様な公共の担い手」として、一層の連携強化を図り、虐待防止ネットワークをはじめ、重点課題に取り組んでいきます。

また、地域ケア体制の充実や情報提供の充実に向けて、新しい地域情報基盤を活用した在宅生活の支援システム（地域介護支援ネットシステム事業）について、検討し、事業化に向けて研究していきます。

さらに、平成 20 年度に策定する災害時要援護者避難支援計画に基づき、避難誘導體制の整備、要支援者台帳の整備など、安全・安心のまちづくりを進めていきます。

- (1) 保健・医療・福祉の連携強化
- (2) 虐待防止ネットワークの強化
- (3) 地域福祉活動の充実
- (4) 情報通信基盤を活用したシステムの検討
- (5) 安全・安心のまちづくり



第3章 新城市高齢者保健福祉計画

3 - 1 健康の保持・増進への支援

(1) 健康づくりの支援

健康意識の啓発

広報等を通じて、高齢者を含むすべての世代へ健康意識の高揚を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
広報「ほのか」への記事掲載等啓発事業	市広報紙に保健・介護に関する記事を掲載し、市民の健康意識の高揚を図っている。 保健に関する記事を毎月掲載しているほか、平成19年7月からは毎月、市民病院ほのか診察室を掲載している。	紙媒体の広報手段では、伝えられる情報量が限られている。 このため、従来の媒体に加え、インターネットホームページやCATV等を利用して、視覚的な情報伝達手段を積極的に取り入れる。	市 (各課)

健康づくり講座の充実

生涯学習講座(地区公民館活動等)のなかで、健康づくりを促進する教室の充実に努めます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
生涯学習支援事業	各地区公民館等が各種学習会・講演会を開催するなかで、健康づくり、食生活改善等をテーマとするものを開催している。 市は、依頼に応じて保健師、栄養士等を派遣している。	社会教育団体が行う地域に根ざした生涯学習を支援するための活動助成を進める。	市 (生涯学習課・健康課)
健康教育	地域の公民館等に保健師・栄養士等が出向き、健康教育講座を開催している。	市民の健康づくりを推進するため、開催回数の増加に努めていく。	市 (健康課)

事業	概要	今後の方針	主体
(市民病院) 出前講座	各種団体の要望に副って、市民病院の医師、看護師等が地域に出向き、健康増進、疾病、市民病院の診療の紹介等について講座を開催している。 《平成 19 年度 22 回》 《平成 20 年度 30 回》	健康づくりや疾病予防を推進するため、講座の開催要望に積極的に応じていく。	市 (市民病院)
「まちの保健室」	老人クラブや地域の運動会等の行事に医師、看護師等が出向き、応急措置の講習や健康相談を実施している。 《平成 18 年度 2 回》 《平成 19 年度 6 回》 《平成 20 年度 6 回》	応急措置の普及や疾病予防を図るため、開催要望に積極的に応じていく。	市 (市民病院)

スポーツ教室の充実

スポーツ大会の開催などにより、高齢者が日常的・継続的にスポーツが楽しめるよう支援します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
市民スポーツ振興事業(市民体育大会)	球技、武道、ニュースポーツ等、市民が日常的に親しめるスポーツ大会として、競技性をもたせて開催している。	青少年から高齢者まで参加できる体育大会を開催し、競技性をもたせることで、日常的・継続的なスポーツの振興に寄与し、世代間交流の場としていく。	市 (スポーツ課) 体育協会
ねんりんピック出場者激励	ねんりんピックに出場する高齢者に対して激励金を支給している。 《平成 18 年度 1 人》 《平成 19 年度 7 人》 《平成 20 年度 12 人》	スポーツに取り組む高齢者の意欲を増進するため、継続実施をしていく。	市 (介護高齢課)

事業	概要	今後の方針	主体
老人クラブ連合会スポーツ事業	老人クラブ連合会内にスポーツ事業部を設け、各種スポーツ大会、大学生との交流会等を開催し、高齢者の健康づくり、交流を促進している。	スポーツを継続的に楽しむことが高齢者の健康保持と生きがいづくりに効果的であることから、身体的・精神的負担とならない範囲で意欲を増進するため、継続実施をしていく。	市 (介護高齢課) 老人クラブ連合会

(2) 食環境の整備

食について学ぶ機会の充実

高齢者の生活能力・機能の維持及び増進をはかるため、食品の選択や調理方法等について学べる講習会を開催します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
食生活教室	平成20年度から、高齢期の食生活について、講習会を開催している。	実施効果を検証し、教室内容をよりニーズの高いものに改善していく。	地域包括支援センター

食育推進計画の策定

食育基本法に基づく食育推進計画を策定し、高齢者を含むすべての世代への食育の取り組みを計画的に推進します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
新都市食育推進計画の策定	市民一人ひとりが生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保が図られるよう、地域の特性を生かした計画の策定を行っている。	健康づくりの基礎となる食育に関する推進計画を策定し、計画期間の平成21～23年度において、各種事業を展開していく。	市 (農業振興課)

(3) 健康診査の活用

特定健康診査等の充実

平成 20 年度から始まった特定健康診査・介護予防健診・後期高齢者健康診査については、受診率の向上を図るとともに、特定保健指導や介護予防指導に努めます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
特定健康診査、介護予防健診、後期高齢者健康診査	平成 20 年度からは、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び介護予防健診を実施している。 要指導者に対しては、特定保健指導、介護予防が必要とされる特定高齢者に対しては、介護予防指導を行うとともに、介護予防教室を開催している。	制度の定着と受診率の向上が課題であり、健康診査の実施時期等を検討しながら受診の勧奨を強化する。 健康診査により発見された要指導者に対して、効果的な保健指導、介護予防指導の方法を検討していく。	市 (保険医療課・介護高齢課・健康課) 健保組合等

特定高齢者の的確な把握と指導の充実

介護予防健診により、生活機能評価を行い、介護予防が必要とされる特定高齢者を的確に把握していくとともに、介護予防事業への参加を促し、効果的な介護予防事業の提供に努めます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護予防健診(生活機能評価)による特定高齢者の把握	平成 20 年度からは、介護予防健診(生活機能評価)を実施し、特定高齢者の把握を行い、介護予防指導とともに、介護予防教室を開催している。	介護予防健診(生活機能評価)制度の定着と受診率の向上が課題であり、受診の勧奨を強化する。 健康診査により発見された特定高齢者に対して、効果的な介護予防事業を提供するとともに、参加者数の増加を図っていく。	市 (介護高齢課)

(4) 介護予防活動の支援

身近な場所での健康教育・健康相談の実施

「健康長寿」をめざして、健康教育、健康相談の事業を保健センターや公民館など、身近な場所で行います。身体機能の維持、疾病予防、適切な食生活の確保、口腔ケアなど健康維持の基本的な要素を重視して取り組みます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
健康教育事業 (介護予防普及啓発事業)	各地区保健センターで、筋力アップと転倒防止を図るための教室を実施している。	高齢者の健康意識は高いことから、一般高齢者、特定高齢者等の状態に応じた教室、講習を検討実施していく。	市 (介護高齢課)
健康相談事業 (介護予防事業)	各地区公民館等で健診事後相談として疾病、栄養、口腔衛生に関する相談を実施している。	関係機関との連携を図りながら、相談内容的確な対応体制を強化していく。	市 (健康課)

認知症予防の理解促進

認知症は、要介護等認定の原因疾患として、脳血管疾患、骨折・廃用症候群と並んで大きな問題となっています。

また、近年若年性認知症について、市民の関心が高まりつつあります。

このため、市民が主体的・継続的に、効果的な認知症予防の活動に取り組めるよう、認知症の理解を広め、その予防の効果的な方法を学ぶ教室を開催します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
認知症予防教室開催事業	介護予防事業の一環として、認知症を知ること、効果的な予防方法の研修会を開催している。 《平成18年度3回(197人参加)》 《平成19年度3回(196人参加)》 《平成20年度3回(103人参加)》	認知症に対する理解を広めるために、市主催の教室を開催するほか、各種団体、住民グループ主催の勉強会等の開催を支援していく。	市 (介護高齢課)

事業	概要	今後の方針	主体
若年性認知症対策	認知症予防教室において、特徴や一次予防について情報提供している。	老年期とは異なる特徴をもつ若年性認知症について、市民の認識を深めるとともに、その原因疾患のうち、予防可能なものについては、生活習慣の見直し等一次予防に対する啓発を図る。	市 (介護高齢課)

(5) 介護予防一般高齢者施策

介護予防一般高齢者施策の充実

高齢者が介護を要する状態にならないよう予防する事業(以下「介護予防一般高齢者施策」という。)として、地域単位でミニデイサービスを実施しており、実施地区の拡大を図るため、活動にかかわる人材の育成、資質の向上、開催方法の研修などにより市民を支援します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
ミニデイサービスリーダー研修会 ミニデイサービス介護予防レクチャー ボランティア研修会	地域における自主的な介護予防事業として効果の大きいミニデイサービスについて、質の向上と拡大を図るため、各種の研修機会を提供している。	「新たな公共」の概念のもと、多様な主体で、多様な介護予防活動が行われるよう、人材の育成、活動支援を検討していく。	市 (介護高齢課)

介護予防普及啓発事業の充実

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、従来のパンフレットの配布による啓発だけでなく、新たな媒体での啓発を検討するとともに、介護予防事業の参加者が使用する記録ファイルの充実を検討します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
健康教育事業	パンフレット等の配布を通じて、介護予防への取り組みを啓発している。 介護予防教室(10回1コース)の参加者に対して、運動機能等の記録ファイル「介護予防手帳」を提供している。	印刷物の配布とともに、速報性を有するホームページの強化に取り組んでいく。 また、その入り口としてCATVを利用した映像的な啓発方法を研究していく。 介護予防事業参加者を対象として、参加者が楽しみながら記録していける方法を検討・実施していく。	市 (介護高齢課)

地域介護予防活動支援事業の実施

介護予防にかかわるボランティアの養成研修を実施します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
ボランティア研修事業	ボランティア活動を行う上で必要となる基礎知識を習得するための研修会を実施している。	ボランティア活動へ参加する人材の養成と資質の向上を図ることで、ボランティア活動等の市民活動の拡大を支援していく。	市 (介護高齢課) 愛知県市町村振興協会

介護予防一般高齢者施策評価事業の実施

年度ごとに、介護予防一般高齢者施策への参加者評価や事業の効果などを検証し、改善につなげていきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護予防一般高齢者施策評価事業	事業の参加者数や参加者へのアンケート調査等で評価を実施している。	評価の充実を図るため、総合計画の評価方法に沿った方法により、事業効果等を検証していく。	市 (介護高齢課)

3 - 2 高齢者の社会参加の促進

(1) 情報提供の充実

高齢者の社会参加を促進するために、広報等で市内外の各種団体やNPO等の活動を紹介し、参加のきっかけづくりを支援します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
どすごいネット事業	豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市の5市で、東三河市民活動推進協議会を共同運営し、インターネットを通じて、東三河地域の市民活動団体の紹介、広報等を行っている。	市民の生活圏が広域化している現在、市民活動団体の紹介も多様なチャンネルが必要であり、参加のきっかけづくりとして、インターネットによる情報提供の強化を検討していく。	東三河市民活動推進協議会
市民活動・ボランティア活動名鑑発行事業	市内の市民活動団体・ボランティア団体の活動内容、活動の方向性、課題等を一覧にまとめた小冊子を発行している。	市民活動やボランティア活動への市民の参加を促進するためには、市民が必要としている情報を適切に提供するツールが必要であるため、小冊子を年1回発行していく。	しんしろ市民活動サポートセンター

(2) 老人クラブの活動支援

老人クラブの活動支援

高齢者が身近な地域で社会奉仕やいきがい活動を行う場として、さらに、介護予防の担い手としての老人クラブや老人クラブ連合会の活動を支援します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
老人クラブ活動費補助	単位老人クラブ及び老人クラブ連合会へ補助金を交付することで、高齢者による地域活動を活発化し、高齢者の社会参加への機会を提供している。	社会奉仕やいきがい活動、介護予防にかかわる活動に幅広く高齢者が参加していくために、今後とも重要な組織である。 このため、活動のPRやニーズに応じた活動内容の充実により、老人クラブの魅力を高め、会員数を増やす方策について、老人クラブ連合会と連携して検討していく。	市 (介護高齢課)

各種サークルの活動支援

高齢者のサークル活動への参加を促進し、高齢者にとって魅力のある活動の支援を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
老人クラブ生きがい推進事業	老人クラブ連合会内の各種サークル活動、体力づくり事業、各種スポーツ大会、三世代交流事業等の助成をしている。	健康保持、介護予防には、生きがいを持って社会参加、交流を積極的に行うことが重要であり、高齢者の生きがい活動の推進方策、多様化について検討していく。	市 (介護高齢課)

(3) 地域活動への参加促進

地域福祉活動への参加

高齢者が福祉サービスを受けるだけでなく、それぞれの体力と能力に応じて、福祉サービスの提供者となれるよう、広報活動を進めるほか、参加機会の整備をはかります。

特に、広報活動では、映像などを使った高齢者になじみやすい広報手段を研究するとともに、地域福祉活動に参加された高齢者の活動状況を広く市民に知っていただくことに取り組んでいきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
老人クラブ社会奉仕団活動事業	幼稚園・保育園・老人福祉センターの庭木の手入れと清掃活動・養護老人ホームの清掃奉仕活動・公園の清掃活動・クリーンアップ作戦への参加等環境整備活動を展開している。	高齢者がそれぞれの体力と能力に応じて、地域活動に参加していくことは、「新たな公共」を形成する重要な要素である。参加のための支援方法を検討しながら継続していく。	市 (介護高齢課) 老人クラブ連合会

老人福祉センター、高齢者生きがいセンター等の活用

老人福祉センター、高齢者生きがいセンター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家等の既存施設の活用により、閉じこもりを予防し、生きがいづくりや社会参加ができるように支援します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
老人福祉センター運営	高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として、各種事業を行うとともに、老人クラブ連合会の活動拠点、生きがいクラブ活動場所として利用されている。	生きがい活動や社会参加の活動を支援する場としての有効活用を図るとともに、施設の利便性の向上に取り組んでいく。	市 (介護高齢課)

事業	概要	今後の方針	主体
いきいきライフの館運営	高齢者の就労、生きがい活動の場として、各種事業を行うとともに、シルバー人材センターの活動拠点として利用されている。	生きがい活動や就労機会を提供する場としての有効活用を図っていく。	市 (介護高齢課) 新城市シルバー人材センター
鳳来高齢者生きがいセンター運営 (中央・東部・東陽・山吉田・鳳来)	高齢者の就労、生きがい活動の場として、各種事業を行うとともに、シルバー人材センターの就業施設として利用されている。	生きがい活動や就労機会を提供する場としての有効活用を図っていく。	市 (介護高齢課) 新城市シルバー人材センター
作手高齢者生活福祉センター虹の郷運営	高齢者及び住民の介護支援、居住、交流の場として、各種事業を行っている。	介護支援、居住、交流の場としての有効活用を図っていく。	市 (介護高齢課) 新城市社会福祉協議会
作手中央老人憩いの家運営	高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として利用されている。	健康増進等の場としての有効活用を図っていく。	市 (介護高齢課)
介護予防拠点施設運営	高齢者の介護予防、教養の向上、レクリエーションの場として利用されている。	介護予防の拠点としての有効活用を図っていく。	市 (介護高齢課)

(4) 生涯学習機会の充実

講座の充実

高齢者の生活や生きがいを支援する各種教養講座や教室の整備・充実に努めます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
生涯学習市民大学	3回1コースの講演会を開催している。講師に大学教授を招き、各回ごとにテーマを変え、広く市民に関心のあるテーマを取り上げている。	市民の生涯学習に資する事業として継続していく。	市 (生涯学習課)
生涯学習支援事業 (地区公民館活動支援)	各地区公民館等が各種学習会・講演会を開催するほか、校区単位で講演会等を開催している。	地域の特性、自主性を尊重しながら公民館活動の支援を継続していく。	市 (生涯学習課) 地区公民館
市民文化講座	1回3講座の講演会を開催している。ひとつのテーマに沿って、講師に各界で活躍中の識者を招き、社会情勢から体験談まで広く話題を取り上げている。	市民の生涯学習に資する事業として継続していく。	市 (文化課)

人材情報バンクの充実

高齢者の経験を活かして、さまざまな趣味や特技を教えることができるよう、人材バンクの構築、ネットワークづくりをめざします。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
人材バンク事業	現在のところ整備されていない。	平成20年度に策定する新城市生涯学習推進計画に基づき、地域の特性を活かした生涯学習の推進を図るために、人材バンクの構築、ネットワークづくりを促進していく。	市 (生涯学習課)

事業	概要	今後の方針	主体
まちなか博物館事業	街の中で生まれ育てられてきた文化、暮らしの姿をそのままに保存、継承し、次の時代に引き継いでいこうとするもので、公開しているが、その継承者には講師も依頼できる。	一旦失われると復元することの困難な技術、伝統等を保存、継承していくことは、新城の独自性を保つ上で大切なことであり、人材の発掘を進めながら、市民に公開していく。	市 (生涯学習課)

(5) 働く機会の充実

シルバー人材センターへの支援

高齢者の生きがいづくりや地域参加、社会貢献の活動を広げていくために、会員の経験や技能に応じて仕事を提供する団体であるシルバー人材センター事業を支援します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
高齢者能力活用推進事業(シルバー人材センター補助)	シルバー人材センターの事務局人件費、普及啓発、就業開拓、事務局事務費等に対する補助を行っている。	高齢者の心身、経験、技能に応じて、就業機会を提供するシステムとして機能している。 団塊の世代の退職時期を迎え、その役割の重要性は増してくることから、職種の多様化を推奨していくとともに、その自立性を高めよう検討する。	市 (介護高齢課)

アクティブシニア支援事業

定年後も、仕事や趣味に意欲的に取り組み、生涯現役志向が強く、経験豊富で優れた価値判断を有し、社会に対してアクティブな行動を起こす新世代のシニアを支援するために、関係機関との協力により活動の場の整備を進めます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
いきがい就業事業	要請事業者と市シルバー人材センターが請負・委任契約を締結し、会員の派遣を行っている。	働くことに生きがいを感じる高齢者が多く、自己の身体状況に合わせて働くことができることから、今後も会員のニーズに合わせて、継続するとともに、新たな就業の開発に取り組んでいく。	新城市シルバー人材センター
無料職業紹介事業	事業所での勤務を希望する会員に対して希望者に事業所を紹介している。	高齢者の就業を支援するため、継続して実施していく。	新城市シルバー人材センター
シルバー派遣事業	要請事業所とシルバー人材センター(県連合会)が一般労働者派遣契約を締結し、会員の派遣を行う。	就業可能職種の多様化を図り、高齢者の就業を支援するため、継続して実施していく。	新城市シルバー人材センター
技能講習会	地域の事業主団体等の参画・協力を得て、求職高齢者に各種の技術講習を実施している。	高齢者が各種の技能、安全知識等を取得することは、求職するうえで有利であり、高齢者の就業を支援するため、継続して実施していく。	新城市シルバー人材センター

3 - 3 特定高齢者への支援

(1) 地域支援事業の実施体制の強化

介護保険制度改革に伴い、平成 18 年度からは地域支援事業として介護予防事業が実施されており、今後とも、地域包括支援センターと日常生活圏域ごとに 6 か所配置された在宅介護支援センターによる、総合的な事業実施体制の充実を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター 1 か所とランチ所(支所)6 か所(在宅介護支援センターと兼務)を設置運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援を行っている。	地域包括支援センターを中心に、日常生活圏域ごとに設置したランチ所(支所)を含めた総合相談体制が確立してきている。 各地区保健センター、保健所等の関係機関とも連絡調整体制が整備されてきたことから、今後は、情報交換、相互支援体制の強化を図っていく。	市 (介護高齢課)
在宅介護支援センター運営事業	日常生活圏域ごとに 6 か所の在宅介護支援センターを設置運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援を行っている。	在宅介護支援センターは、市民に身近な相談・援助機関として、また、地域の要援護高齢者の実態把握機関として重要な役割を果たしている。 今後も現在の体制を継続し、職員の資質向上に努めていく。	市 (介護高齢課)

(2) 特定(虚弱)高齢者の把握

介護予防が必要とされる特定高齢者を的確に把握するため、高齢者を対象に、介護予防健診の受診率向上を図るとともに、介護予防事業への参加を促していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
特定高齢者把握事業	平成19年度までは基本健康診査で、平成20年度からは介護予防健診(生活機能評価)で、特定高齢者の把握を行っている。	介護予防健診(生活機能評価)制度の定着と受診率の向上が課題であり、受診の勧奨を強化する。 健診により発見された特定高齢者に対して、効果的な介護予防事業を提供するとともに、参加者数の増加を図っていく。	市 (介護高齢課)
介護予防プランの作成事業	特定高齢者把握事業で抽出された該当者に対し、地域包括支援センターで介護予防プランを作成し、介護予防事業を実施している。	介護予防健診(生活機能評価)の実施方法が確立してきたことに伴い、特定高齢者の把握が進んでいる。 特定高齢者の身体状況は個々に異なることから、緊急性の高い特定高齢者を中心に介護予防プランを作成し、介護予防事業への参加勧奨を進めていく。	地域包括支援センター

(3) 介護予防事業の推進

筋力向上トレーニング・転倒予防等の教室の充実

要支援・要介護状態の予防を一層進めるため、筋力向上トレーニングのほか、転倒の防止、生活機能の向上に資する事業について、第3期の実績を踏まえた充実を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護予防教室	<p>特定高齢者、虚弱高齢者等を対象として、下記の教室を実施した。</p> <p>《平成 18 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筋力アップ教室 10 回 1 コース実施 (30 人参加) <p>《平成 19 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転倒予防教室 10 回 1 コースで 3 コース実施(74 人参加) <p>《平成 20 年度》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健口教室 3 回 1 コース実施 (16 人参加) 	<p>第 3 期計画（平成 18～20 年度）期間中に実施した各種教室の参加者の声を反映し、介護予防教室の見直し、改善を検討していく。</p>	<p>市 (介護高齢課・健康課)</p>

配食サービス（地域支援事業）の充実

食材料の調達・調理が困難な高齢者を対象に、栄養管理の観点も踏まえた配食による食事配達サービスを実施しており、利用者の増加に対応した体制づくりを図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
「食」の自立支援事業 (特定高齢者分)	<p>日常生活に支障のある虚弱高齢者のうちひとり暮らし、高齢者のみの世帯を対象に週 1 回～3 回昼食又は夕食を配達している。</p> <p>《平成 18 年度 2,160 食》 《平成 19 年度 2,304 食》 《平成 20 年度 2,400 食》</p>	<p>住み慣れた家で安定した生活を続けることができるよう継続するが、利用者の増加とともに配達距離の延長が見込まれ、配達体制の強化方法について検討をしていく。</p>	<p>市 (介護高齢課)</p>

介護予防教室の充実

運動と栄養改善、口腔機能の向上を組み合わせた介護予防教室を開催しており、第3期の実績を踏まえた充実を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護予防教室	<p>特定高齢者等介護予防が必要な高齢者を対象として運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上のための運動、講話を実施している。</p> <p>《平成18年度 3回1コース》 《平成19年度 5回1コース》 《平成20年度 9回1コース》</p>	<p>第3期計画（平成18～20年度）期間中に実施した各種教室の参加者の声を反映し、介護予防教室の見直し、改善を検討していく。</p>	<p>市 (介護高齢課)</p>

ミニデイサービスの実施拡大

要支援・要介護認定者以外の高齢者に対して、閉じこもりなどを防止するために、地域のボランティア団体や住民団体への委託により、ミニデイサービスを実施しており、今後とも、実施箇所（地区）の増加による全市的展開をめざします。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
<p>地域住民グループ支援事業 (ミニデイサービス)</p>	<p>ミニデイサービスの開催を支援することにより、高齢者の生きがい活動の促進と孤独化・引きこもりの防止を図っている。</p> <p>《平成18年度262回、延べ4,454人利用》 《平成19年度308回、延べ5,101人利用》 《平成20年度316回、延べ5,250人見込み》</p>	<p>地域のニーズにあったミニデイサービスの実施は、住み慣れた地域での生活維持に重要である。</p> <p>住民組織による実施は、市民協働による地域への愛着を醸成し、地域コミュニティの再構築にも資することから、実施箇所(地区)、協力者の拡大に取り組んでいく。</p>	<p>ボランティアグループ等</p>

事業	概要	今後の方針	主体
生きがい活動 支援通所事業 (ゆめひろば事業)	家に閉じこもりがちな 高齢者・要介護状態に なるおそれのある高齢 者に対し、地区集会施 設等でミニデイサービ スを実施している。(作 手地区対象) 《平成 18 年度 19 か所・ 38 回・326 人参加》 《平成 19 年度 18 か所・ 36 回・325 人参加》 《平成 20 年度 22 か所・ 44 回》	地域のニーズにあった ミニデイサービスの実 施は、住み慣れた地域 での生活維持に重要で あり、地域コミュニテ ィの維持にも資するこ とから、継続して取り 組んでいく。	市 (介護高齢課) 社会福祉協議 会
ふれあいミニデ イサービス事業	地域住民グループによ るミニデイサービスが 展開できない小規模高 齢化集落を対象にし て、平成 20 年度から新 城市社会福祉協議会事 業として実施してい る。 《平成 20 年度 9 回》	地域のニーズにあった ミニデイサービスの実 施は、住み慣れた地域 での生活維持に重要で ある。 地域コミュニティの維 持にも資することか ら、地域住民グルー プによるミニデイサー ビスの開催が困難な地 区を対象に、実施箇所 の増加に取り組んでい く。	社会福祉 協議会

友愛訪問の実施拡大（地域支援事業）

地域のボランティア団体との連携により、ひとり暮らし高齢者などへの友愛訪問を実施しており、今後は、活動範囲の拡大や傾聴ボランティアなどへの取り組みに向けた支援を検討します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
地域住民グループ支援事業 (友愛訪問)	ボランティア団体「はぐるまの会」が、新城地区のひとり暮らし、寝たきり高齢者を月1回程度訪問し、話し相手をするとともに、安否確認を行っている事業に対して、訪問費用の援助を行っている。 月平均訪問人数 《平成18年度201人》 《平成19年度222人》 《平成20年度230人》	市民協働の活性化、活動範囲の拡大を図る観点から、活動への支援していく。	市 (介護高齢課)

(4) 自立支援事業の推進

生活支援ホームヘルプサービスの継続実施

自立生活への支援が必要な高齢者にホームヘルパーを派遣しており、今後も、介護予防の観点から在宅生活を支援します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
軽度生活支援事業 (生活支援ホームヘルプ)	要介護認定で非該当となったひとり暮らし、高齢者のみの世帯に、生活支援としてホームヘルパーを派遣し、在宅生活の支援を行っている。 月平均利用人数 《平成18年度4.4人》 《平成19年度2.2人》 《平成20年度2.5人》	住み慣れた家で安定した生活を継続し、介護が必要な状態になることの予防を図るために、その人に不足した生活機能を援助することが必要であり、介護予防の観点から支援を継続していく。	市 (介護高齢課)

外出支援サービスの継続実施

重度の要介護者に対し、通院などの外出を支援する外出支援サービスを実施しており、道路運送法改正などに対応しながら継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護タクシー料金助成	外出困難な重度要介護者に対し、ストレッチャー、車イス対応タクシーを派遣し、医療機関または公共機関への移動を支援している。 年間利用回数 《平成 18 年度 139 回》 《平成 19 年度 100 回》 《平成 20 年度 110 回》	重度要介護者の病院通院等は、特殊車両を用いないと外出は困難であり、適切な受診等を確保し、要介護状態の悪化を防ぐ観点から、継続して外出支援を行っていく。	市 (介護高齢課)
外出支援サービス事業(福祉輸送)	公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の外出を支援している。 年間利用回数 《平成 18 年度 853 回》 《平成 19 年度 651 回》 《平成 20 年度 550 回》	道路運送法の改正に伴い、従来の交通空白区域における外出支援サービスについては、平成 20 年 10 月から市町村福祉輸送に切り替え、継続実施していく。	市 (介護高齢課)

緊急通報システム事業の継続実施

ひとり暮らし高齢者などを対象に、緊急通報システム機器を貸与しており、利用者の増加に対応しつつ、継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
緊急通報システム運営	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯に緊急通報電話を貸与し、緊急時の援助と安否確認を行っている。 年度末設置者数 《平成 18 年度 268 件》 《平成 19 年度 278 件》 《平成 20 年度 288 件》	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等の増加が見込まれ、設置台数の増加に対応していく。	市 (介護高齢課)

高齢者日常生活用具給付事業の継続実施

高齢者のひとり暮らし、または、高齢者夫婦等の高齢者世帯を対象に、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器及び日常生活用具を給付しており、高齢者世帯の安全確保等ニーズに応じた物品の採用を検討しつつ、継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
高齢者日常生活用具給付事業	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に対して、火災報知機・自動消火装置・電磁調理器を給付している。 《平成18年度電磁調理器3台、火災報知機16台》 《平成19年度電磁調理器3台、火災報知機15台》 《平成20年度電磁調理器5台、火災報知機20台》	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等が日常生活を安全に送れるように給付内容を見直し、よりニーズの高い物品の採用を検討していく。	市 (介護高齢課)

高齢者緊急保護事業

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とする高齢者を対象として、福祉施設などに短期間入所し、日常生活の世話や生活安定のための助言・援助を行っており、今後も継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
生活支援ショートステイ事業	要介護認定で非該当となった虚弱高齢者に対しショートステイを提供し、緊急時の援助を提供している。 年間利用日数 《平成18年度0日》 《平成19年度8日》 《平成20年度7日》	要援護高齢者の緊急事態に対応した保護を行うとともに、日常生活の世話や生活安定のための助言・援助を行っていく。	市 (介護高齢課)

生活支援デイサービスの継続実施

要支援・要介護状態への進行を予防することを目的に、生活支援デイサービスを実施しており、今後も継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
生活支援デイサービス事業	要介護認定で非該当となった虚弱高齢者を対象に、要支援・要介護状態への進行を予防することを目的に、デイサービスセンターにおいて入浴、生活指導等のサービスを提供している。 月平均利用人数 《平成 18 年度 24.8 人》 《平成 19 年度 22.8 人》 《平成 20 年度 22.5 人》	住み慣れた家で安定した生活を継続し、介護が必要な状態になることを予防するために、虚弱高齢者の日常生活動作の維持・回復を図ることが必要であり、介護予防の観点から継続していく。	市 (介護高齢課)

寝具乾燥サービスの継続実施

ひとり暮らし高齢者などを対象に寝具の乾燥サービスを実施しており、今後も継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
寝具乾燥事業	ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の寝具の乾燥サービスを提供することにより、衛生の保持に努めている。 《平成 18 年度 61 人》 《平成 19 年度 49 人》 《平成 20 年度 62 人》	寝具を自力で乾燥等できない高齢者が快適で衛生的な在宅生活を送るために必要であるため、継続実施していく。	市 (介護高齢課)

高齢者福祉タクシー料金助成の継続実施

高齢者の外出・通院等を支援するため、タクシー料金（初乗り運賃）を助成しており、今後も継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

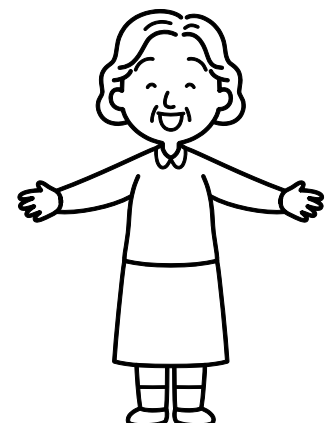
事業	概要	今後の方針	主体
高齢者福祉タクシー料金助成	満80歳以上のひとり暮らし高齢者等の外出を支援するため、タクシー初乗り料金を助成している。 《平成18年度3,388回利用》 《平成19年度3,437回利用》 《平成20年度3,600回利用》	自力で外出することが困難な高齢者の通院、社会参加等を円滑にするため、継続実施していく。	市 (介護高齢課)

乳酸菌飲料宅配サービスの継続実施

ひとり暮らし高齢者の安否確認等を目的に、乳酸菌飲料宅配サービスを実施しており、今後も継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
乳酸菌飲料宅配サービス事業	75歳以上のひとり暮らし高齢者の健康増進と安否確認のため、週1～3回乳酸菌飲料を宅配し、声かけしている。 年度末配布人数 《平成18年度355人》 《平成19年度355人》 《平成20年度360人》	介護予防とひとり暮らし高齢者の安否確認を行う上で有効性の高い事業であるため、継続実施していく。	社会福祉協議会



3 - 4 要支援・要介護高齢者への支援

(1) 介護サービスの充実

要支援・要介護高齢者が安心して在宅生活を継続していくために、地域包括支援センターが実施している包括的・継続的ケアマネジメントなどを通じて、必要な居宅サービス供給量の確保と質の向上に努めます。

また、地域密着型サービス及び施設サービスについては、供給量の確保に計画的に取り組めます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護サービス事業者振興事業	2か月に1回、行政、介護サービス事業者、介護相談員が一堂に会し、情報交換を行うとともに、事業者間の連携・打合せを行っている。	適正な介護サービスが利用者に提供されるためには、保険者からの適切な情報提供、事業者間の連絡調整、ノウハウの交換等が必要であり、介護保険制度の適正な運用がされるよう継続実施していく。	市 (介護高齢課)
介護サービス事業者打合せ会	2か月に1回、介護サービス事業者が集まり、情報交換、自主研修を行うとともに事業者間の連携・打合せを行っている。	より良い介護サービスが利用者に提供されるよう、情報の交換、研修会の実施を通して介護サービス事業者の質の向上を図っていく。	地域包括支援センター
地域密着型介護サービス事業指導監査事業	市長が事業者指定を行う地域密着型サービス事業者が運営基準等に適合した事業運営を行っているか、指導・監査を2年に1回行っている。	介護サービス事業が適切に行われることは、介護保険制度運営上重要な事項である。指導・監査基準に従って、適正に指導・監査を行っていく。	市 (介護高齢課)

(2) 介護保険サービスを円滑に利用するための支援

地域包括支援センターのコーディネート機能の向上

地域包括支援センターは、介護予防マネジメント、総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護、包括的・継続的マネジメント、の4つの機能を持っています。

今後も、サービスの円滑な利用を支援するため、要支援・要介護状態になる前の介護予防事業から、介護保険サービスを受けるまでの継続的な相談支援の仕組みを充実します。また、地域権利擁護事業や成年後見制度といった権利擁護の取り組みを含め、総合的に支援していきます。

なお、地域包括支援センターは、地域の在宅介護支援センターや介護サービス事業所などとの連携を強化していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
【再掲】 地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを新城市社会福祉協議会に事業委託して、設置している。	高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障がい者福祉サービス、権利擁護等有機的な連携を継続して図っていく。	市 (介護高齢課)
日常生活自立支援事業(旧・地域福祉権利擁護事業)	日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、障がい者等の福祉サービス利用、日常的な金銭管理、事務手続き等の援助を行っている。	近親者等の日常の援助が受けられない高齢者が、サービス利用や日常生活を円滑に行うために必要不可欠の事業であり、事業の普及を図りながら、継続実施していく。	社会福祉協議会
成年後見制度利用支援事業	認知症等により判断能力が十分でない高齢者の成年後見制度利用に際し、近親者等に申立人がいない場合、市が家庭裁判所に申し立てを行う。	近親者等に成年後見の申立人がいない場合においては、高齢者が不利益を被らないように、市が申立人となる対応を継続実施していく。	市 (介護高齢課)

事業	概要	今後の方針	主体
地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡会議	3か月に1回、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センターが集まり、情報交換を行っている。	日常生活圏域ごとに要援護者の把握を行っている在宅介護支援センターと地域包括支援センターの連携を確保し、適切な福祉サービスの利用が行われるよう、利用者の意向を踏まえ、コーディネート機能を高めていく。	市 (介護高齢課)

人材の育成

地域包括支援センターを運営していく上で、主任ケアマネジャーの人材を確保していく必要があるため、今後も県で実施する研修に積極的に派遣してまいります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
主任介護支援専門員養成事業	主任介護支援専門員は、平成18年度、平成19年度に各年度1名養成を行った。 また、地域包括支援センターには、主任介護支援専門員1人と社会福祉士2人、主任保健師1人、保健師1人(全員介護支援専門員)を配置している。	主任介護支援専門員になるには、一定の経験年数が必要であるため、資格者ができた時点で養成していく。	社会福祉協議会

事業者情報の公表

事業者情報の公表は、介護サービス利用者が事業者を選びやすくするためだけでなく、介護サービスの質の確保・向上のための仕組みでもあります。

今後も、介護保険法に基づく事業者情報の公表、認知症対応型共同生活介護の第三者評価結果、事業者自己評価及び利用者評価の実施結果など、事業者情報の内容を公表します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
愛知県介護サービス情報公表システム	利用者が介護サービス事業者の比較検討を行えるよう、介護サービスの種類ごとに共通項目の情報が定期的に公表されている。	介護サービス事業者会議等を通じて、システムへの適切な情報提供が行われるよう勧奨していく。	愛知県

苦情・相談対応の充実

地域包括支援センターの総合相談の一環として、介護保険や高齢者福祉全般についての苦情を受け付け対応します。苦情の解決には、関係機関と連携をしていきます。また、苦情から見えてきた様々な問題点を整理し、関係機関と課題を共有化し、各種施策や事業者指導・支援に活かします。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
苦情・相談対応	市介護高齢課窓口、地域包括支援センターで苦情、相談の受付を実施している。 苦情については、事業者に改善を要望するとともに、介護サービス事業者会議等で問題の共有化を図っている。	地域包括支援センターの機能整備により、市介護高齢課相談窓口とともに、対応体制が確立している。 このため、個々の相談・苦情への対応とともに、介護サービス事業者会議で課題・問題点の共有化を図り、介護サービスの質の向上を図っていく。	市 (介護高齢課) 地域包括支援センター
介護相談員派遣事業	介護相談員6人を設置し、毎月介護サービス事業所を訪問し、利用者から利用状況を聞くとともに、相談を受け付けている。	相談・苦情として窓口が届いていない利用者の生の声を市民である介護相談員が受け止めることで、利用実態が明らかになる効果があり、また、利用者の生の声を介護サービス事業者に伝え共有化していく。	市 (介護高齢課)

介護給付費適正化の徹底

介護保険制度の安定的な運営を図る観点から、適正化の調査等を実施しており、今後は適正化の徹底を図るための新たな取り組みの導入を検討します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護給付費適正化事業	認定調査の市直営による実施、調査内容のチェック、住宅改修実態調査、医療情報との突合を実施している。	介護給付費の適正執行に向けて、ケアプラン点検の抽出実施、介護給付費の利用者への通知を検討していく。	市 (介護高齢課)

(3) 要支援・要介護高齢者への生活支援

配食サービス(地域支援事業他)の充実

食材料の調達・調理が困難な高齢者を対象に、食事配達サービスを実施しており、利用者の増加に対応した体制づくりを図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
「食」の自立支援事業 (一般分)	日常生活に支障のある虚弱高齢者のうちひとり暮らし、高齢者のみの世帯を対象に週1回～3回昼食又は夕食を配達している。 《平成18年度17,115食》 《平成19年度17,454食》 《平成20年度18,250食》	住み慣れた家で安定した生活を続けることができるよう継続するが、利用者の増加とともに配達距離の延長が見込まれ、配達体制の強化方法について検討をしていく。	市 (介護高齢課)

介護用品給付の充実

重度要介護高齢者の快適な日常生活の維持と家族の負担軽減を図るため、介護用品の給付を行っており、今後も継続実施を図るとともに、支給内容の充実を検討します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
重度要介護者 家族介護用品 支給事業	要介護4・5に認定された方を在宅で介護している市民税非課税世帯の介護者に対し、紙おむつ、清拭用品等と引き換えできる給付券を支給している。 人数 《平成18年度 43人》 《平成19年度 42人》 《平成20年度 43人》	市民税非課税世帯の家族の介護負担を軽減するため、事業を継続実施していく。	市 (介護高齢課)
紙おむつ宅配 サービス	在宅の要介護4・5の要介護者に紙おむつを支給している。(市重度要介護者家族介護用品支給事業の対象の方) 人数 《平成18年度 97人》 《平成19年度 100人》 《平成20年度 110人》	家族の介護負担を軽減するため、継続するとともに、支給額の拡大を検討していく。	社会福祉協議会

緊急通報システムの継続実施

ひとり暮らし高齢者などを対象に、緊急通報システム機器を貸与しており、利用者の増加に対応しつつ、継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
【再掲】 緊急通報システム運営	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯で緊急通報電話を貸与し、緊急時の援助と安否確認を行っている。	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等の増加が見込まれ、設置台数の増加に対応していく。	市 (介護高齢課)

寝具乾燥サービスの継続実施

ひとり暮らし高齢者などを対象に寝具の乾燥サービスを実施しており、今後も継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
【再掲】 寝具乾燥事業	ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者等の寝具の乾燥サービスを提供することにより、衛生の保持に努めている。	寝具を自力で乾燥等できない高齢者が快適で衛生的な在宅生活を送るために必要であるため、継続実施していく。	市 (介護高齢課)

高齢者日常生活用具給付事業の継続実施

高齢者のひとり暮らし、または、高齢者夫婦等の高齢者世帯を対象に、家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器及び日常生活用具を給付しており、市民のニーズに応じた物品の採用を検討しつつ、継続実施を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
【再掲】 高齢者日常生活用具給付事業	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に対して、火災報知機・自動消火装置・電磁調理器を給付している。	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等が日常生活を安全に送れるように給付内容を見直し、よりニーズの高い物品の採用を検討していく。	市 (介護高齢課)

(4) 認知症高齢者のケアの充実

認知症の方への支援に関するコーディネート機能の強化

地域包括支援センターを中心とする総合相談体制のもとで、認知症の方への支援に関するコーディネート機能の強化を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
【再掲】 地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センター1か所とランチ所(支所)6か所(在宅介護支援センターと兼務)を設置運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援を行っている。	地域包括支援センターを中心に、日常生活圏域ごとに設置したランチ所(支所)を含めた総合相談体制が確立してきている。 認知症高齢者の介護体制の構築についても、介護者の意向を踏まえ、関係事業者等との連携が円滑に進むようコーディネート機能を高めていく。	市 (介護高齢課)

家族会の育成・支援

認知症の高齢者を抱える家族同士の横の連携を支援するため、座談会を開催しており、今後は、座談会の充実とともに、参加者の意向を踏まえて家族会などの結成及び活動を支援していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
介護者座談会開催事業	家族会の下地となる介護者の交流を図るため、介護経験や相談事を共有化できる座談会を開催している。	認知症高齢者の介護者の交流を重視し、交流方法の検討、実施を進めていく。 家族会の結成は、認知症高齢者の介護者の自発的意思を尊重していく。	地域包括支援センター

権利擁護に関する総合的な支援の実施

地域包括支援センターを中心に、日常生活自立支援事業の利用をはじめ、認知症高齢者の権利擁護の相談に応じていきます。

今後も、認知症高齢者のサービス利用の相談支援にあたり、地域権利擁護事業や成年後見制度といった権利擁護の取り組みを含め、総合的に支援していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
【再掲】 地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを新城市社会福祉協議会に事業委託して、設置している。	高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障がい者福祉サービス、権利擁護等有機的な連携を継続して図っていく。	市 (介護高齢課)
【再掲】 日常生活自立支援事業(旧・地域福祉権利擁護事業)	日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、障がい者等の福祉サービス利用、日常的な金銭管理、事務手続き等の援助を行っている。	近親者等の日常の援助が受けられない高齢者が、サービス利用や日常生活を円滑に行うために必要不可欠の事業であり、事業の普及を図りながら、継続実施していく。	社会福祉協議会

(5) 介護者への支援

介護者への健康相談・訪問の継続実施

介護を担っている家族の精神面及び身体面から生じる問題について、地域包括支援センターの保健師等が家庭訪問や電話等で相談に応じています。

今後も、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの専門職が中心となり、家族が抱える複合的な問題に対応していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
健康相談・訪問	地域包括支援センターの保健師が家庭訪問や電話等で相談に応じている。 保健センター保健師等が相談等を受け付けた場合には、地域包括支援センターに連絡し、連携をとっている。	介護を担っている家族の精神面及び身体面から生じる問題については、複合的な要素が混在していることから、介護支援専門員・保健師・社会福祉士が所属する地域包括支援センター及びランチ所である在宅介護支援センターでの相談支援を継続実施していく。	地域包括支援センター

家族介護者教室の充実

要支援・要介護高齢者を抱えている家族介護者に対して、介護教室を開催しており、今後も介護者の意見をもとに介護者が必要としている内容について教室を開催していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
家族介護教室 開催事業	介護者家族を対象として、講義、実技講習会を開催するとともに、日頃の介護負担を介護者同士が共有できるよう懇談会を開催している。	介護者家族には、精神的・肉体的負担が大きく、介護知識の取得、問題の共有化は、負担の軽減に資することから、訪問指導時や教室参加者からの意見を積極的に収集し、教室のテーマ、開催方法等改善に取り組んでいく。	市 (介護高齢課)



3 - 5 地域密着型サービスと生活基盤の整備

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、在宅介護支援センターの活動区域（中学校区）を中心として、新城地区を4圏域に区分し、鳳来地区と作手地区をそれぞれ1圏域とした第3期計画の圏域6地区の設定を継続します。

(2) 地域密着型サービス事業者の参入促進

認知症対応型共同生活介護の整備

認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していくための施設として、平成20年度現在、市内に3か所が整備されています。今後も、必要とする方の増加に対応するため、事業者への整備の働きかけを行います。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図っている。平成20年度現在、市内に3か所(定員45人)が整備されている。	平成23年度末での介護療養型病床の廃止に対応するため、認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)の整備について、事業者に整備を働きかけ、環境整備に努める。	介護サービス事業者

小規模多機能型居宅介護の整備

身近な場所で在宅介護を総合的に支援するサービスとして、平成20年度現在、市内に1か所が整備されています。今後も、その有効性を勘案して、事業者への整備の働きかけを行います。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
小規模多機能型居宅介護の整備	「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊り」を組み合わせ、サービスを提供している。 平成20年度現在、市内に1か所(定員:通所12人、宿泊5人)が整備されている。	小規模多機能型居宅介護サービス施設は、在宅介護を続けていく上で有効性の高い施設として位置づけ、民間事業者等に整備を働きかけ、環境整備に努める。	介護サービス事業者

認知症対応型通所介護の整備

認知症高齢者に対応したデイサービスとして、平成20年度現在、市内に1か所が整備されており、今後も、ニーズに応じた事業者への整備の働きかけを行います。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
認知症対応型通所介護	認知症高齢者に対し、介護や趣味活動、食事、入浴サービスなどを提供する。 平成20年度現在、1か所(定員10人)が整備されています。	ニーズに応じて、民間事業者等に整備を働きかけ、環境整備に努める。	介護サービス事業者

(3) 住環境への支援

養護老人ホームへの入所措置の実施

65歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な方に対し、今後も必要に応じ、養護老人ホーム等への入所を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
老人ホーム入所措置事業	65歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な方を対象とする施設で、市養護老人ホーム寿楽荘及び近隣に所在する養護老人ホームへ入所措置を行っている。	ひとり暮らし・高齢者世帯が増加傾向にあり、安心して生活できる施設の照会・入居相談は増加傾向にあることから、家庭状況、生活状況を精査したうえ養護老人ホーム等への措置を行っていく。	市 (介護高齢課)

ケアハウスの活用支援

60歳以上で、身体機能の低下が認められる方及び、高齢などのため独立して生活するには不安が認められる方への対応として、今後も必要に応じて、ケアハウスの活用を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
ケアハウス	60歳以上で、身体機能の低下が認められる者及び、高齢などのため独立して生活するには不安が認められる者を対象とする施設で、生活相談を受けたときには、心身の状況に応じてケアハウスを紹介している。	ひとり暮らし・高齢者世帯が増加傾向にあり、安心して生活できる施設の照会・入居相談は増加傾向にあることから、ケアハウスの情報を収集し、適切な情報提供に努める。	市 (介護高齢課) 地域包括支援センター等

シルバーハウジング（県事業）への生活援助員の派遣

県営弁天住宅のシルバーハウジングに入居する高齢者に生活援助員を派遣し、安否確認・生活相談などを行っており、今後も継続して派遣していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
シルバーハウジング 生活援助員の 派遣	高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施され、緊急通報システムが設置された高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に入居する高齢者に対し、生活援助員が月1回訪問し、安否確認・生活相談などを行っている。	入居者にとって、生活援助員は身近な相談・援助者として欠かせない存在となっている。 入居者の自立性を維持しながら、ニーズにあった相談・援助体制を維持していく。	市 (介護高齢課)

高齢者生活福祉センターの活用

作手地区の高齢者生活福祉センターには居住機能が整備されているため、今後も、高齢者の生活状況に応じた施設の活用を図ります。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
虹の郷居住提供事業	高齢等のため独立して生活することに不安のある者に対して、一定期間居住の場を提供している。	必要に応じて居住の場を提供していく。	市 (介護高齢課) 新城市社会福祉協議会

高齢者専用賃貸住宅等の整備

高齢者の住み替えニーズに対応する居住系施設の整備について、今後のニーズの高まりに応じて検討していきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
高齢者専用賃貸住宅等	高齢者向け賃貸住宅については、都道府県が認定する住宅として、高齢者に安全・快適な設計・設備を備えた高齢者優良賃貸住宅、専ら高齢者を賃借人とする高齢者専用賃貸住宅などがあります。	自立している高齢者の住み替えニーズ等の高まりに応じて、市内での整備誘致を検討していきます。	民間事業者

3 - 6 高齢者を支える体制・ネットワークづくり

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

市民、福祉団体、事業者、医療機関、民生委員、行政機関等がそれぞれの特徴を生かしながら、役割を明確にし、連携して取り組んでいきます。

また、制度改正に伴い、財源が介護保険事業と一般事業に分かれる事業も多いため、事業の継続性や効率性を考慮し、地域包括支援センターを中心として、高齢者にとって利用しやすい、一体的なサービス提供に努めます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
【再掲】 地域包括支援センター運営事業	地域包括支援センターを新城市社会福祉協議会に事業委託して、設置している。	高齢者福祉サービス、介護保険サービス、障がい者福祉サービス、権利擁護等有機的な連携を継続して図っていく。	市 (介護高齢課)
医療・保健・介護サービス関係者の情報交換会	医療処置の必要な高齢者の在宅療養や施設利用で円滑な移行が行えるよう、医療関係者を中心に関係者の情報交換会を開催している。 《3か月に1回程度・80～90人出席・平成18年11月以降6回開催》	高齢者の療養生活が適切に行われるよう、関係機関の連携方法、ネットワーク化を検討していく。	市 (市民病院)

(2) 虐待防止ネットワークの強化

高齢者虐待防止ネットワークを通じて、関係機関が連携し虐待への支援方法等を検討しています。

今後も、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるようにするため、高齢者の虐待やひとり暮らし高齢者の孤立を防ぎ、認知症に対する啓発・講座を実施するなど、地域における支え合いを推進します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
高齢者虐待防止ネットワーク	高齢者虐待に関し高齢者虐待防止ネットワークを形成し、関係機関の連携をとっている。高齢者虐待の疑いの通報を市または地域包括支援センターに集約し、虐待の疑いがある場合は、関係機関で構成する支援会議で対応方法を検討し、連携をとって相談・支援を行っている。	市民に高齢者虐待防止に関する啓発活動を強化するとともに、支援会議の機能を高め、円滑・迅速な対応ができるよう連携体制を強化していく。	市 (介護高齢課) 地域包括支援センター

(3) 地域福祉活動の充実

社会福祉協議会のボランティアセンターが地域のボランティア活動団体の活動を支援しています。

今後も、ボランティア活動団体やNPOがより積極的に活動できるよう、地域福祉活動の担い手やリーダーを養成する講座を開催し、活動の拡大を促していきます。また、高校生や大学生、社会人のボランティア希望者も多いことから、ボランティア情報の提供拡大や参加のしやすい体制づくりに取り組んでいきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
ボランティアセンター活動事業	市内の福祉系ボランティア団体に対して活動費の助成をするとともに、各種ボランティア養成講習会を開催し、ボランティア団体の育成とボランティア参加者の拡大を図っている。 《平成 20 年度現在 24 団体登録》	地域のNPOやボランティア活動団体の安定した活動の継続を確保するため、引き続き支援していく。 人材養成に積極的に取り組み、各団体の自立性を高めていく。 さらに、ボランティア団体の連携を図り、連携による相乗効果を生み出していく。	社会福祉協議会

(4) 情報通信基盤を活用したシステムの検討

本市の情報通信基盤を活用し、市民に分かりやすく保健・福祉・医療等の情報提供を行ったり、被保険者、利用者、各種サービス事業者の利便性が向上するような、介護支援システムなどの調査研究を進めていきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
地域介護支援ネットシステム事業	市の総合計画において、平成23年度から平成26年度にシステム検討から稼動を計画している。	国において検討が開始されている「社会保障カード(仮称)」の動向を踏まえつつ、被保険者、利用者、各種サービス事業者の利便性が向上するよう、システムの調査研究を進めていく。	市 (介護高齢課)

(5) 安全・安心のまちづくり

防犯・交通安全対策の充実

老人クラブ連合会が主催する交通安全や防犯イベントへの助成を行っており、今後も、高齢者の防犯・安全への意識を高めるための取り組みを充実します。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
老人クラブ安心・安全事業	安心・安全総決起大会の開催、交通安全運動への参加、高齢者の自転車安全運転講習会の開催に関する経費を助成している。	高齢者を交通事故や犯罪から守るために、高齢者自身の予防意識の向上が重要であり、意識啓発を行っていく。	老人クラブ連合会

防災対策の充実

平成20年度に新城市災害時要援護者避難支援計画の対策会議を設置し、災害時要援護者への対策の検討を進めています。

今後は、計画に基づき、避難誘導體制や要援護者台帳の早急な整備を進めていくとともに、高齢者の自宅の震災対策を支援する事業や避難施設の耐震工事などを進め、災害時に備えていきます。

【関連事業の方針】

事業	概要	今後の方針	主体
災害時要援護者支援に関する対策会議	平成 20 年度に新城市災害時要援護者避難支援計画の対策会議を設置し、検討を進めている。	災害時要援護者避難支援計画（平成 20 年度策定）に基づき、平成 21 年度以降、避難誘導體制の整備、要援護者台帳の整備を進めていく。	市 (防災対策課)
家具転倒防止用具支給事業	75 歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、身体障害者手帳 2 級以上の者がいる世帯、要介護 3 以上の認定者がいる世帯を対象として、転倒防止用具の支給・取付けを行っている。 《平成 18 年度 102 世帯》 《平成 19 年度 124 世帯》 《平成 20 年度 100 世帯》	高齢者の震災対策・安全確保を行うため、継続して事業に取り組んでいく。	市 (防災対策課)
公共施設・避難施設耐震化工事	避難施設を優先的に耐震化工事、改築工事を進めている。 《平成 18 年度作手保育園新設、八名小学校屋内運動場改築》 《平成 19 年度東陽小学校校舎耐震補強、鳳来中学校屋内運動場改築》 《平成 20 年度新城小学校校舎耐震補強、千郷小学校校舎耐震補強、作手中学校校舎耐震補強、作手中学校屋内運動場大規模改修事業》	引き続き避難施設を優先的に耐震化工事、改築工事を進める。	市 (施設管理各課)

第4章 介護保険事業の推計

第4期計画期間（平成21年度～平成23年度）について、介護保険事業のサービスの利用者数を推計します。

また、利用者数の推計結果に基づき、サービス見込量、給付費、そして、第1号被保険者の介護保険料を推計します。

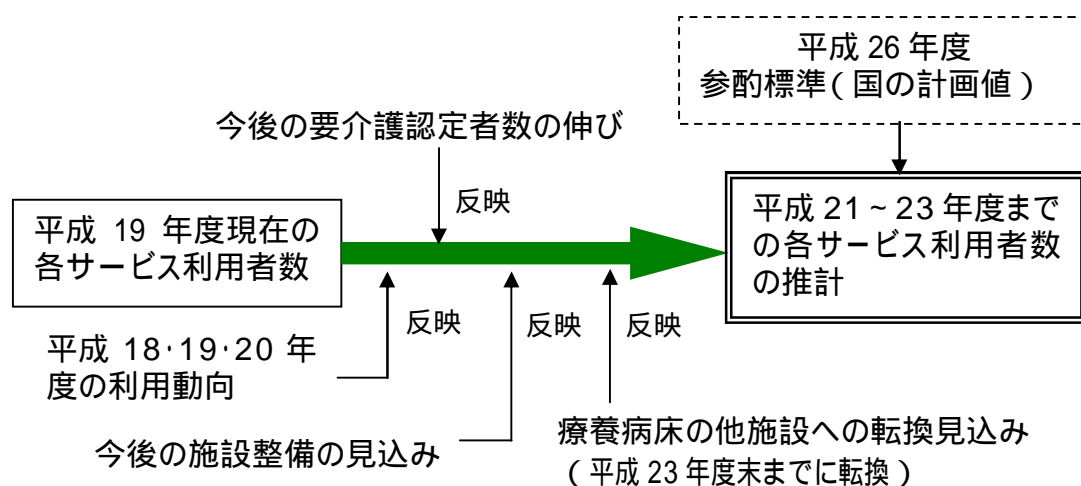
なお、推計は、厚生労働省「介護サービス見込み量推計ワークシート」及び「保険料推計ワークシート」を用いて行いました。

4-1 サービス利用者数の推計

(1) 施設・介護専用型居住系サービス利用者数の推計

施設・介護専用型居住系サービス利用者数は、次の考え方に基づき推計を行います。

図表9 施設・介護専用型居住系サービス利用者数推計の考え方



平成26年度参酌標準（国の計画値）は次のとおり

要介護2以上の要介護認定者数のうち、施設・介護専用型居住系サービス利用者数の占める割合を、平成26年度までに37%以下とすること

施設サービス利用者数のうち、要介護4及び要介護5の認定者数の占める割合を、平成26年度までに70%以上とすること

施設サービス

介護老人福祉施設は、要介護認定者数の増加に伴う需要の伸びなどにより、今後も利用者数の増加を見込みます。

また、介護老人保健施設は、急性期医療から在宅への復帰を促進するため、利用者数の増加を見込みます。

なお、介護療養型医療施設は、平成 23 年度末で廃止されるため、第 4 期における利用者数は横ばいで推移すると見込み、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、第 3 期における利用実績はなく、第 4 期における事業者の新規参入も予定されていないため、利用者数を見込んでいません。

図表 10 施設サービスの内容

サービス種別	内容
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定期にある要介護者の入所に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うサービスです。
介護療養型医療施設	病状が安定期にある要介護者の入所に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。 なお、このサービスは、平成 23 年度末で廃止される予定です。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)	定員が 29 名以下である介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

図表 11 施設サービス利用者数の推計

	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護老人福祉施設	169	179	181	183
介護老人保健施設	156	170	178	186
介護療養型医療施設	162	164	164	164
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-
計	487	513	523	533

[単位:人]

介護専用型居住系サービス

認知症対応型共同生活介護は、第3期における利用者数の増加傾向を踏まえつつ、今後も需要の増加が見込まれることから、施設の新設を想定し、第4期は利用者数の増加を見込みます。

特定施設入居者生活介護(介護専用型)は、現在のところ、市内への事業者の新規参入は予定されておらず、第3期の利用実績としてあがった市外施設の利用を今後も想定し、第4期の利用者数は横ばいを見込みます。

なお、地域密着型特定施設入居者生活介護は、第3期における利用実績はなく、第4期における事業者の新規参入も予定されていないため、利用者数を見込んでいません。

図表 12 介護専用型居住系サービスの内容

サービス種別	内容
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	要介護者で認知症である方が共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者専用賃貸住宅等のうちこのサービスを提供する施設として指定を受けた施設に入所する要介護者が当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。

サービス種別	内容
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が29名以下である介護専用型特定施設に入居している要介護者に対し、当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。

図表 13 介護専用型居住系サービス利用者数の推計

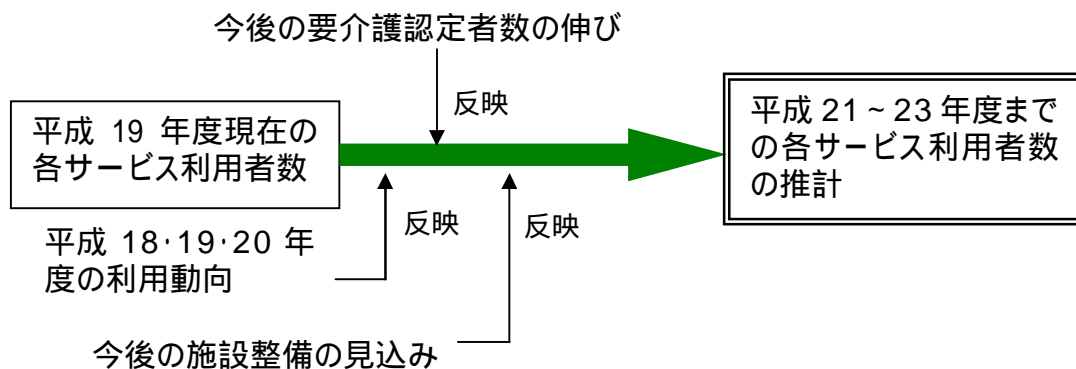
	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
認知症対応型共同生活介護	53	66	86	106
特定施設入居者生活介護(介護専用型)	5	5	5	5
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
計	58	71	91	111

[単位:人]

(2) 介護専用以外の居住系サービス利用者数の推計

介護専用型以外の居住系サービス利用者数は、次の考え方にに基づき推計を行います。

図表 14 介護専用以外の居住系サービス利用者数推計の考え方



図表 15 介護専用型以外の居住系サービスの内容

サービス種別	内容
特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)	介護専用型以外の有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者専用賃貸住宅等のうちこのサービスを提供する施設として指定を受けた施設等に入所する要介護者が当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス、高齢者専用賃貸住宅等のうちこのサービスを提供する施設として指定を受けた施設等に入所する要支援者が当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。
介護予防認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要支援で認知症である方が共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。

特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)及び介護予防特定施設入居者生活介護は、第3期において市内に指定を受けた施設はありませんが、第3期の利用実績としてあがった市外施設の利用動向とともに、今後の市内外における高齢者専用賃貸住宅等の供給拡大などを想定し、利用者数の増加を見込みます。

また、介護予防認知症対応型共同生活介護は、第3期における利用実績はなく、第4期における事業者の新規参入も予定されていないため、利用者数を見込んでいません。

図表 16 介護専用型以外の居住系サービス利用者数の推計

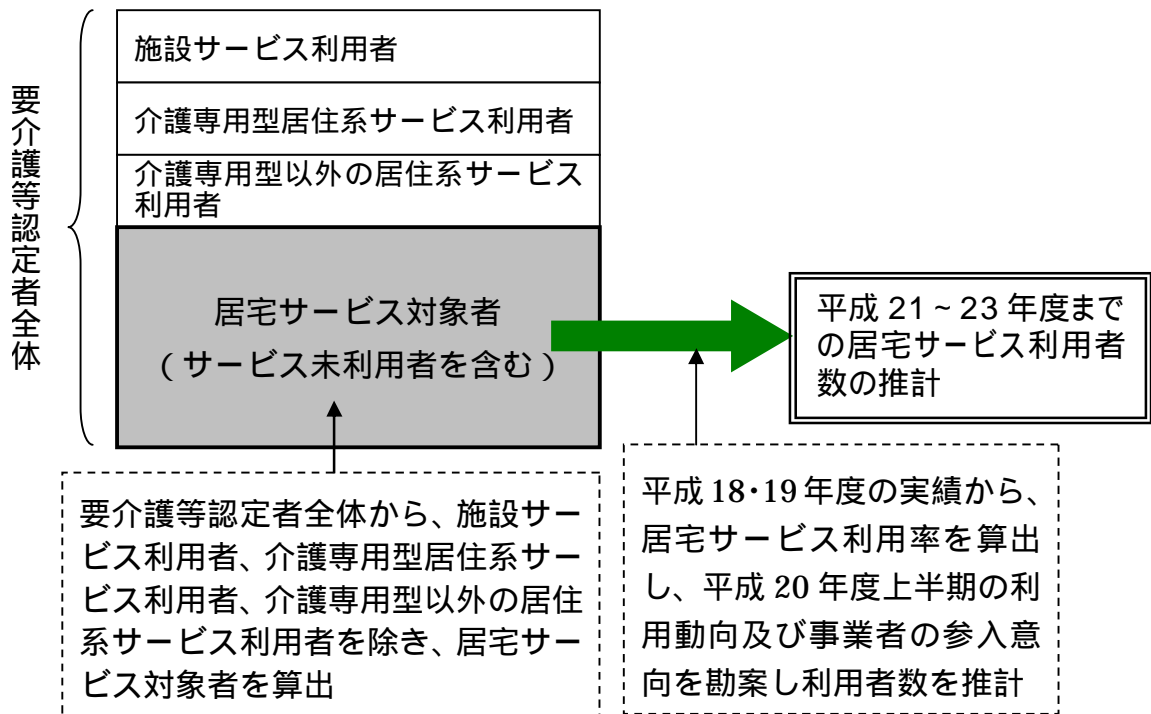
	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
特定施設入居者生活介護(介護専用型以外)	4	8	24	34
介護予防特定施設入居者生活介護	1	3	13	24
介護予防認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-
計	5	11	37	58

[単位:人]

(3) 居宅サービス利用者数の推計

居宅サービス利用者数は、次の考え方にに基づき推計を行います。

図表 17 居宅サービス利用者数推計の考え方



居宅サービス利用者数は、要介護等認定者数の増加に伴う居宅サービス対象者数の増加と、第 3 期の実績などを踏まえた居宅サービス利用率の伸びにより、第 4 期中に 1,500 人近くまで増加するものと見込まれます。

図表 18 居宅サービス対象者数 (サービス未利用者を含む) の推計

	平成 19 年度	第 4 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
要支援 1	322	347	359	370
要支援 2	364	390	393	393
要介護 1	409	447	456	467
要介護 2	218	242	246	251
要介護 3	121	137	130	124
要介護 4	114	123	124	121
要介護 5	84	86	92	93
計	1,632	1,772	1,800	1,819

[単位:人]

図表 19 居宅サービス利用率の推計

	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
要支援1	62.4%	64.9%	66.2%	67.6%
要支援2	67.9%	70.6%	72.0%	73.5%
要介護1	77.5%	80.6%	82.3%	83.9%
要介護2	85.3%	88.8%	90.5%	92.4%
要介護3	88.4%	92.0%	93.8%	95.7%
要介護4	86.8%	90.4%	92.2%	94.0%
要介護5	71.4%	74.3%	75.8%	77.3%

[単位: %]

図表 20 居宅サービス利用者数の推計

	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
要支援1	201	226	238	250
要支援2	247	275	283	289
要支援計	448	501	521	539
要介護1	317	360	375	392
要介護2	186	215	223	232
要介護3	107	126	122	118
要介護4	99	111	114	114
要介護5	60	64	70	72
要介護計	769	876	904	928
合計	1,217	1,377	1,425	1,467

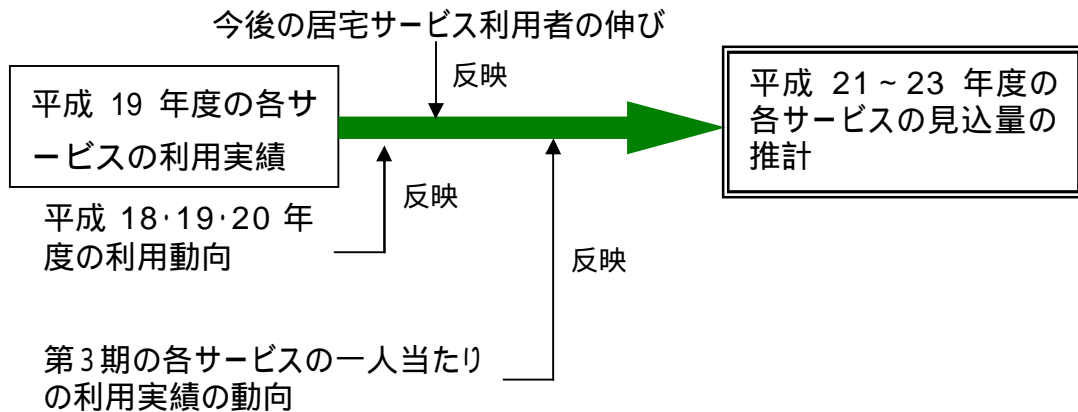
[単位: 人]

4 - 2 居宅サービス見込量の推計

(1) 居宅サービス（地域密着型サービスを除く）見込量の推計

居宅サービス見込量は、次の考え方にに基づき推計を行います。

図表 21 居宅サービスの見込量推計の考え方



図表 22 居宅サービス（地域密着型サービスを除く）の内容

サービス種別	内容
訪問介護 (ホームヘルプ)	訪問介護員（以下「ホームヘルパー」という。）等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、本人の機能の維持を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の介助を行うサービスです。
訪問入浴介護	要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を宅内に搬入して入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護	病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、必要なりハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。

サービス種別	内容
通所介護 (デイサービス)	<p>要支援・要介護者がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。</p> <p>要支援者は、介護度の悪化を防ぐためのサービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、アクティビティ）を希望に応じて受けることができます。</p>
通所リハビリテーション (デイケア)	<p>病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援・要介護者が介護老人保健施設、病院等へ通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることができるサービスです。</p> <p>要支援者は、介護度の悪化を防ぐためのサービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）を希望に応じて受けることができます。</p>
短期入所生活介護 (ショートステイ)	<p>要支援・要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。</p>
短期入所療養介護 (ショートステイ)	<p>病状が安定期にある要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けることができるサービスです。</p>
福祉用具貸与	<p>要支援・要介護者の日常生活の自立を助けるための車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与するサービスです。</p>
特定福祉用具販売	<p>貸与になじまない入浴や排せつ等のための特定福祉用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴用いす等）を要支援・要介護者が購入したとき、年間10万円までの用具購入に対し9割支給するサービスです。10万円を超えた分は自己負担となります。</p>
住宅改修費	<p>小規模な住宅改修を要支援・要介護者が行ったとき、改修費（支給限度基準額20万円）の9割を上限として給付するサービスです。</p>
居宅介護支援・介護予防支援	<p>要支援・要介護者が、居宅サービス等を適切に利用できるように、ケアマネジャーが利用者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等を定めた居宅介護支援計画（又は介護予防支援計画）を作成します。</p> <p>また、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。</p>

介護給付は、一部のサービスで平成 21 年度は平成 20 年度上半期の利用動向を勘案して平成 19 年度実績より減少を見込むものがあるものの、いずれのサービスも平成 21 年度以降は増加に転ずると見込みます。

図表 23 居宅サービス（介護給付）見込量

サービス種別	平成 19 年度	第 4 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問介護				
回 / 年	26,112	25,161	25,996	26,579
人 / 年	2,472	2,808	2,897	2,964
訪問入浴介護				
回 / 年	4,332	4,326	4,541	4,624
人 / 年	864	960	1,005	1,022
訪問看護				
回 / 年	2,208	3,409	3,583	3,636
人 / 年	552	613	640	647
訪問リハビリテーション				
日 / 年	2,136	2,389	2,495	2,543
人 / 年	492	550	574	585
居宅療養管理指導				
人数	636	706	738	749
通所介護				
回 / 年	33,132	39,991	43,258	43,653
人 / 年	4,152	4,741	4,891	5,042
通所リハビリテーション				
回 / 年	21,072	23,601	23,751	23,821
人 / 年	2,748	3,140	3,228	3,310
短期入所生活介護				
日 / 年	13,212	15,009	15,447	15,730
人 / 年	1,536	1,748	1,799	1,838
短期入所療養介護				
日 / 年	4,344	4,905	5,068	5,157
人 / 年	708	802	828	843
福祉用具貸与				
人 / 年	4,620	5,253	5,400	5,489
特定福祉用具購入費				
人 / 年	156	179	183	186
住宅改修				
人 / 年	84	96	99	102
居宅介護支援				
人 / 年	9,228	10,516	10,846	11,135

予防給付は、いずれのサービスも増加を見込みます。

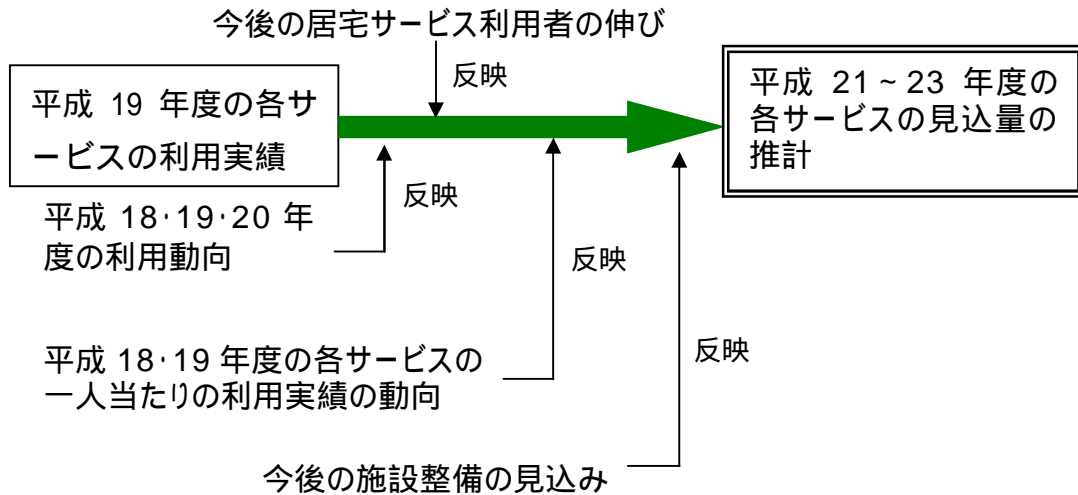
図表 24 居宅サービス（予防給付）見込量

サービス種別	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
介護予防訪問介護				
人/年	1,428	1,596	1,660	1,718
介護予防訪問入浴介護				
回/年	-	-	-	-
人/年	-	-	-	-
介護予防訪問看護				
回/年	12	13	14	14
人/年	12	13	14	14
介護予防訪問リハビリテーション				
日/年	288	321	330	337
人/年	60	67	69	70
介護予防居宅療養管理指導				
人/年	24	27	28	29
介護予防通所介護				
人/年	2,844	3,358	3,673	3,730
介護予防通所リハビリテーション				
人/年	1,320	1,559	1,617	1,668
介護予防短期入所生活介護				
日/年	336	375	390	403
人/年	84	94	98	101
介護予防短期入所療養介護				
日/年	228	382	394	406
人/年	72	121	124	128
介護予防福祉用具貸与				
人/年	756	1,013	1,047	1,075
特定介護予防福祉用具販売				
人/年	84	94	97	100
住宅改修				
人/年	60	67	69	71
介護予防支援				
人/年	5,376	6,008	6,250	6,464

(2) 地域密着型サービス見込量の推計

地域密着型サービス見込量は、次の考え方に基づき推計を行います。

図表 25 地域密着型サービス見込量の推計の考え方



図表 26 地域密着型サービスの内容

サービス種別	内容
夜間対応型訪問介護	要介護者に対し、夜間において定期的な巡回又は通報によりホームヘルパー等が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護を行うサービスです。
認知症対応型通所介護 (グループホーム)	要支援・要介護者で認知症である方がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	要支援・要介護者が心身の環境に応じて居宅で訪問を受け、又はサービスの拠点へ通い、若しくは短期間宿泊することで、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練を受けることができるサービスです。

介護給付は、認知症対応型通所介護において総合計画で予定するグループホームの増設を見込み、小規模多機能型居宅介護において、平成 18 年度から新設されたサービスであるため、今後さらに利用者へ定着し、増加するものと見込みます。

なお、夜間対応型訪問介護は、第 3 期における利用実績はなく、第 4 期における事業者の新規参入も予定されていないため、利用者数を見込んでいません。

図表 27 地域密着型サービス（介護給付）の見込量

サービス種別	平成 19 年度	第 4 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護				
人 / 年	-	-	-	-
認知症対応型通所介護				
回 / 年	1,740	2,955	3,046	3,099
人 / 年	168	286	295	301
小規模多機能型居宅介護				
人 / 年	204	258	262	266

予防給付は、小規模多機能型居宅介護の微増を見込み、介護予防認知症対応型通所介護は、第 3 期における利用実績はなく、第 4 期における事業者の新規参入も予定されていないため、利用者数を見込んでいません。

図表 28 地域密着型サービス（予防給付）の見込量

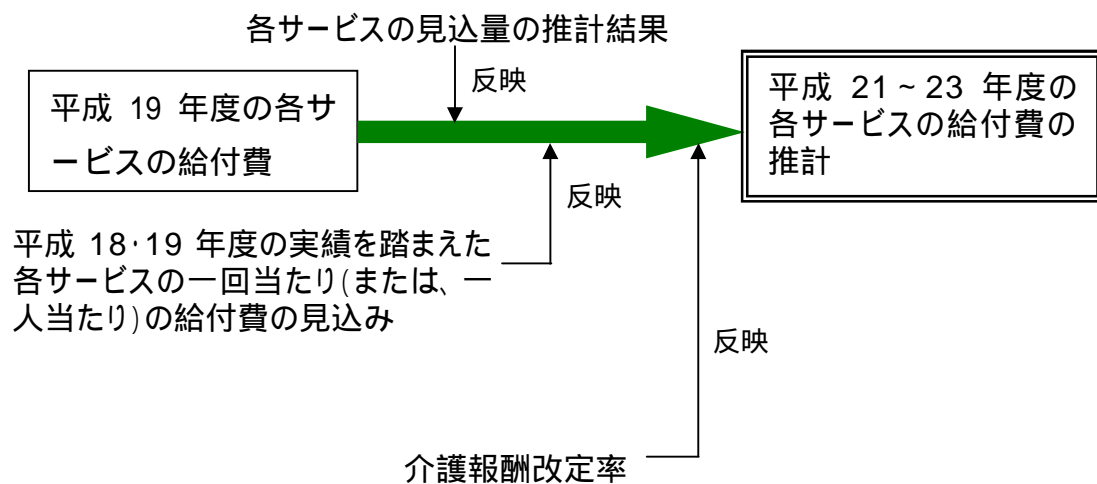
サービス種別	平成 19 年度	第 4 期計画期間		
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防認知症対応型通所介護				
回 / 年	-	-	-	-
人 / 年	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護				
人 / 年	12	13	14	14

4 - 3 給付費の推計

(1) 介護給付費及び予防給付費の見込額の推計

要介護者への介護給付費及び要支援者への予防給付費は、次の考え方に基づき推計を行います。

図表 29 介護給付費及び予防給付費の推計の考え方



第4期(平成21年度～平成23年度)に適用される介護報酬には、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービスを提供する場合の加算が新設されました。

これに伴い、新城市の一部地域が「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)」第2条第1項に規定する特定農山村地域に該当する地区があることから、この加算分も見込むこととします。

第4期における介護給付費及び予防給付費は、前記の各サービスの利用推計量にそれぞれの費用単価を乗じて算出した結果、図表30、図表31のとおり推計されます。

図表 30 介護給付費見込額

サービス種別	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
(1) 居宅サービス(居住系サービスを含む)				
訪問介護	97,019	95,921	99,337	101,311
訪問入浴介護	51,179	52,700	55,318	56,343
訪問看護	15,082	23,911	25,223	25,616
訪問リハビリテーション	10,087	11,594	12,111	12,341
居宅療養管理指導	5,231	5,962	6,232	6,310
通所介護	241,344	299,362	323,446	325,520
通所リハビリテーション	170,770	196,433	197,383	197,141
短期入所生活介護	104,457	121,795	125,402	127,498
短期入所療養介護	39,511	45,818	47,353	48,144
特定施設入居者生活介護	16,586	26,818	65,888	93,012
福祉用具貸与	65,939	76,790	79,199	80,170
特定福祉用具購入費	3,786	4,459	4,553	4,625
計	820,991	961,563	1,041,445	1,078,031
(2) 地域密着型サービス(居住系サービスを含む)				
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	13,431	23,398	24,143	24,522
小規模多機能型居宅介護	35,109	45,765	46,188	46,465
認知症対応型共同生活介護	141,434	180,356	236,508	290,787
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-
計	189,974	249,519	306,839	361,774
(3) 住宅改修	10,390	11,945	12,223	12,501
(4) 居宅介護支援	106,196	124,689	128,421	131,476
(5) 施設サービス				
介護老人福祉施設	469,128	514,638	521,504	529,279
介護老人保健施設	444,325	498,736	522,513	547,013
介護療養型医療施設	629,192	660,946	665,904	668,940
療養病床(医療保険適用)からの 転換分	-	-	-	-
計	1,542,645	1,674,320	1,709,921	1,745,232
合計	2,670,196	3,022,036	3,198,849	3,329,014

[単位:千円]

図表 31 予防給付費見込額

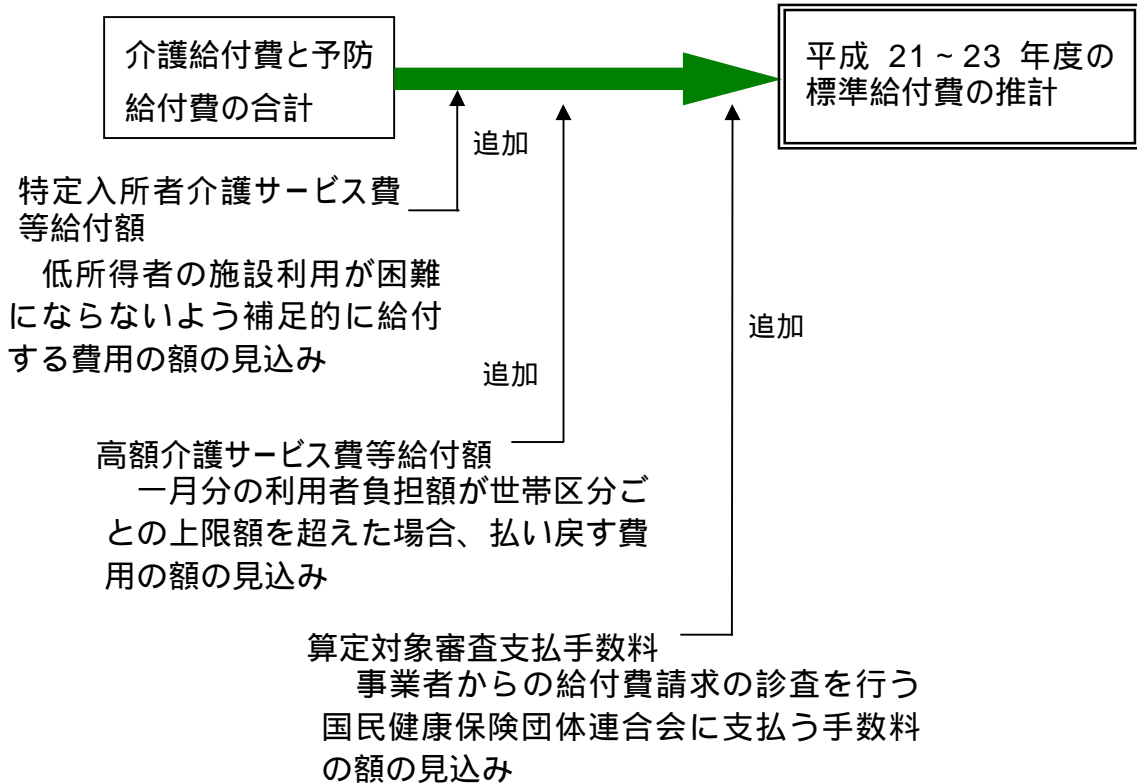
サービス種別	平成 19年度	第4期計画期間		
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
(1) 居宅サービス(居住系サービスを含む)				
介護予防訪問介護	25,153	28,974	30,131	31,136
介護予防訪問入浴介護	-	-	-	-
介護予防訪問看護	49	54	58	58
介護予防訪問リハビリテーション	1,290	1,478	1,519	1,551
介護予防居宅療養管理指導	110	127	131	136
介護予防通所介護	85,718	103,954	113,218	114,434
介護予防通所リハビリテーション	50,184	60,875	62,963	64,652
介護予防短期入所生活介護	1,848	2,120	2,201	2,270
介護予防短期入所療養介護	1,586	2,731	2,814	2,896
介護予防特定施設入居者生活介護	978	3,016	13,072	24,132
介護予防福祉用具貸与	4,721	6,520	6,729	6,906
特定介護予防福祉用具購入費	1,559	1,789	1,855	1,910
計	173,196	211,638	234,691	250,081
(2) 地域密着型サービス(居住系サービスを含む)				
介護予防認知症対応型通所介護	-	-	-	-
介護予防小規模多機能型居宅介護	838	817	839	856
介護予防認知症対応型共同生活介護	-	-	-	-
計	838	817	839	856
(3) 住宅改修	5,819	6,677	6,905	7,093
(4) 介護予防支援	22,021	25,299	26,317	27,216
合計	201,874	244,431	268,752	285,246

[単位:千円]

(2) 標準給付費見込額の推計

第 1 号被保険者の保険料の基となる標準給付費見込額は、次の考え方に基
づき推計を行います。

図表 32 標準給付費の推計の考え方



本市の標準給付費は、次のとおり見込まれます。

図表 33 標準給付費見込額

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
総給付費(介護給付費 + 予防給付費)	3,266,467	3,467,601	3,614,260
特定入所者介護サービス費等給付額	105,983	108,331	110,532
高額介護サービス費等給付額	50,243	53,338	55,594
算定対象審査支払手数料	4,173	4,429	4,616
標準給付費見込額	3,426,866	3,633,699	3,785,002

[単位:千円]

(3) 地域支援事業費の見込額の推計

地域包括支援センターの運営や介護予防事業などに関する地域支援事業費は、国の考え方にに基づき、標準給付費見込額の3%以内で設定することとされています。

本市が取り組む地域支援事業については、図表34から図表38のとおり事業費及び事業量を見込みます。

図表 34 地域支援事業費見込額

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
地域支援事業費	97,500	98,500	99,500

[単位:千円]

図表 35 地域支援事業費見込額【介護予防事業内訳】

事業種別		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
通所型介護予防事業	健康相談事業	284	284	284
訪問型介護予防事業	訪問指導事業	497	497	497
	「食」の自立支援事業(特定高齢者分)	937	975	1,020
介護予防普及啓発事業	健康教育事業	4,242	4,304	3,828
地域介護予防活動支援事業	ミニデイサービス	6,748	7,198	7,873
	友愛訪問	1,000	1,000	1,000
特定高齢者把握事業		32,363	32,642	33,200

[単位:千円]

図表 36 地域支援事業費見込額【包括的支援事業・任意事業内訳】

事業種別		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	
(1) 包括的支援事業	地域包括支援センター運営事業	41,261	41,261	41,261	
(2) 任意事業	家族介護支援事業	家族介護教室	60	60	60
		介護用品支給	2,560	2,560	2,560
	サービス事業者振興事業		45	45	45
	介護相談員派遣事業		360	360	360
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	生きがい推進事業	750	750	750
		安全・安心推進事業	320	320	320
		社会奉仕団事業	50	50	50
	「食」の自立支援事業(一般分)		5,307	5,460	5,640
	成年後見制度利用支援事業		278	278	278
	介護給付費等費用適正化事業		438	456	474

[単位:千円]

図表 37 地域支援事業見込量【介護予防事業】

事業種別		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
通所型介護予防事業	健康相談事業[集団相談回数]	9回	9回	9回
訪問型介護予防事業	訪問指導事業[訪問回数]	200回	200回	200回
	「食」の自立支援事業(特定高齢者分)[配食数]	3,100食	3,250食	3,400食
介護予防普及啓発事業	健康教育事業[転倒予防教室・介護予防教室開催回数]	90回	90回	90回
地域介護予防活動支援事業	ミニデイサービス[開催回数]	300回	320回	350回
	友愛訪問[訪問回数]	4,000回	4,000回	4,000回
特定高齢者把握事業[対象者数]		11,600人	11,700人	11,900人

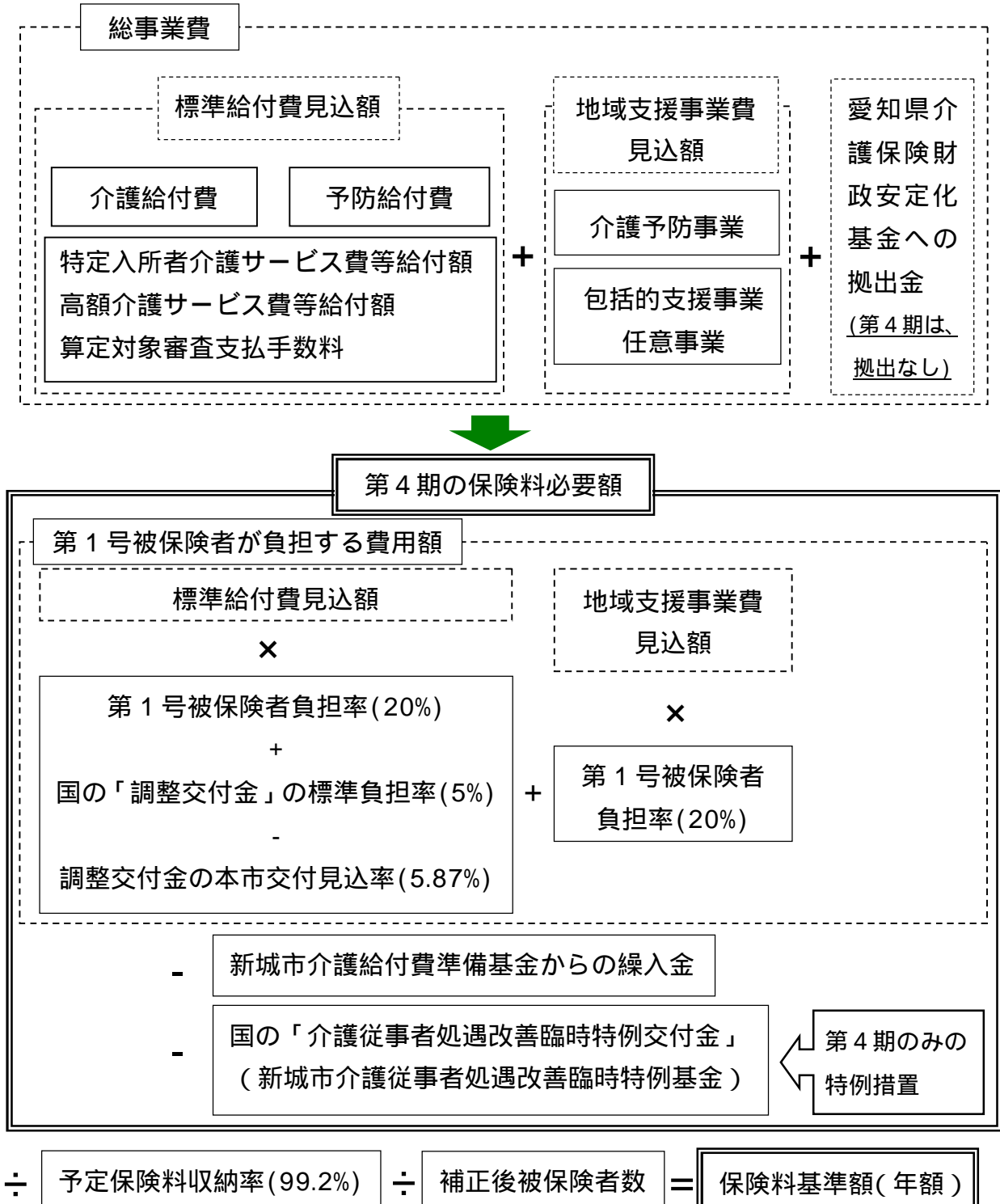
図表 38 地域支援事業費見込量【包括的支援事業・任意事業】

事業種別			平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
(1) 包括的支援事業	地域包括支援センター 運営事業	地域包括支援センター	1 か所	1 か所	1 か所	
		ブランチ(支所)	5 か所	5 か所	5 か所	
(2) 任意事業	家族介護支援事業	家族介護教室 [開催回数]	2 回	2 回	2 回	
		介護用品支給 [支給人数]	35 人	35 人	35 人	
	サービス事業者振興事業[会議・研修会開催回数]		9 回	9 回	9 回	
	介護相談員派遣事業[相談員人数]		6 人	6 人	6 人	
	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	生きがい推進事業	老人クラブ連合会が実施する事業を支援していきます。			
		安全・安心推進事業				
		社会奉仕団事業				
	「食」の自立支援事業(一般分)[配食数]		17,700 食	18,200 食	18,800 食	
	成年後見制度利用支援事業[市申立件数]		1 件	1 件	1 件	
	介護給付費等費用適正化事業[介護給付費通知件数]		3,700 件	3,850 件	4,000 件	

4 - 4 第1号被保険者の保険料の推計

第1号被保険者の保険料基準額は、標準給付費見込額及び地域支援事業費見込額から、第1号被保険者負担率、国から交付される調整交付金、予定保険料収納率、第1号被保険者数などを踏まえて設定します。

図表 39 第1号被保険者保険料基準額算出の考え方



第4期事業期間(平成21年度から23年度まで)における保険料基準額を設定するにあたり、今後の厳しい経済見通し等を考慮し、保険料の最大限の抑制を図るため、次の措置を講ずることとします。

新城市介護給付費準備基金から現時点における取崩可能額 183,184 千円の繰り入れを見込むとともに、臨時特例措置として国から市に交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金 27,445 千円を見込むこととします。介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、下記のとおり交付されるものと見込まれます。なお、交付趣旨に沿って保険料設定を行った場合、平成21年度から23年度までの3年間毎年段階的に保険料を引き上げていくこととなります。しかし、介護保険は、制度施行以来3年の事業期間における総事業費を推計し、その推計に基づいてその事業期間中一定の保険料水準を維持することが市民に定着しています。そのため、本市ではこれまで同様3年間一定の基準額を設定することとします。

また、第3期事業期間で実施した平成16・17年度税制改正に伴う激変緩和措置が平成20年度で終了します。第4期事業期間における保険料段階や保険料率を検討した結果、新たな軽減措置や保険料段階の多段階化を実施した場合、本市においては、いずれも保険料基準額の大幅な上昇を招くこととなるため、保険料基準額の上昇を回避できる標準料率を採用することとします。

以上の結果、第1号被保険者の保険料基準額は、第3期事業期間と同じ42,720円(月額3,560円)とします。(10円未満切捨て)

国から交付される「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」の趣旨

国は、介護サービス事業に従事する従業員の給与等処遇改善を図るため、平成21年度から適用される介護報酬を3%程度引き上げることを決定しました。この引上げにより介護保険給付費(支払額)が増加するため、その影響で保険料も上昇することとなります。

保険料の上昇を抑制するため、国は平成20年度の特例措置として、介護報酬引上げに伴い介護保険料が上昇する分について、次のとおり平成21年度分の全額と平成22年度分の1/2相当額を市町村に臨時特例交付金として交付することになりました。

市町村では、平成20年度において「(仮称)介護従事者処遇改善臨時特例基金」を新設し、一旦全額を積み立て、平成21年度以降介護報酬引き上げに伴う保険料影響分を繰り入れ、保険料の急激な上昇を抑制するものです。

新城市への交付額と保険料基準額への影響額は、次のとおり見込まれます。

図表 40 介護従事者処遇改善臨時特例交付金の見込み

区分	平成21年度分	平成22年度分	平成23年度分
交付見込額	18,218 千円	9,227 千円	0 千円
月額保険料影響見込額	103 円	51 円	0 円

本市は、介護保険法施行令第 38 条に定める「保険料率の算定に関する基準」(標準料率)を適用します。保険料算定の基礎となる保険料段階別被保険者数は、次のとおり見込まれます。

図表 41 第 1 号被保険者の所得段階別人数の推計値

保険料段階	対象者の基準	保険料率
第 1 段階	生活保護受給者・市民税世帯非課税でかつ老齢福祉年金受給者の方	基準額の 2 / 4 (0.50)
第 2 段階	市民税世帯非課税・課税年金収入額と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額の 2 / 4 (0.50)
第 3 段階	市民税世帯非課税で第 2 段階に該当しない方	基準額の 3 / 4 (0.75)
第 4 段階	本人が市民税非課税 (世帯内に住民税が課税されている方がみえる方)	基準額
第 5 段階	市民税本人課税の方のうち、被保険者本人の合計所得金額が 200 万円未満の方	基準額の 5 / 4 (1.25)
第 6 段階	市民税本人課税の方のうち、被保険者本人の合計所得金額が 200 万円以上の方	基準額の 6 / 4 (1.5)

所得段階	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	3 年間合計	補正後人数
第 1 段階	47 人	48 人	49 人	144 人	72 人
第 2 段階	1,201 人	1,216 人	1,243 人	3,660 人	1,830 人
第 3 段階	1,180 人	1,196 人	1,222 人	3,598 人	2,699 人
第 4 段階	6,082 人	6,161 人	6,299 人	18,542 人	18,542 人
第 5 段階	3,793 人	3,842 人	3,928 人	11,563 人	14,454 人
第 6 段階	1,702 人	1,724 人	1,763 人	5,189 人	7,783 人
合計	14,005 人	14,187 人	14,504 人	42,696 人	
補正後人数	14,885 人	15,079 人	15,416 人		45,380 人

補正後人数：所得段階別被保険者数に保険料率を乗じて得た人数

国から示されている「第4期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計ワークシートの考え方」に沿って保険料基準額を計算すると次の表のとおりとなります。

図表 42 第4期事業計画期間の第1号被保険者保険料基準額の算定

算出項目		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合 計
標準給付費		3,426,866 千円	3,633,699 千円	3,785,002 千円	10,845,567 千円
地域支援事業費		97,500 千円	98,500 千円	99,500 千円	295,500 千円
愛知県介護保険財政 安定化基金拠出金		0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
総事業費 + + =		3,524,366 千円	3,732,199 千円	3,884,502 千円	11,141,067 千円
第1号被保険者負担分	× (20%+5%-5.87%)	655,559 千円	695,127 千円	724,071 千円	2,074,757 千円
	× 20%	19,500 千円	19,700 千円	19,900 千円	59,100 千円
	× 20%	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
	合 計	675,059 千円	714,827 千円	743,971 千円	2,133,857 千円
新城市介護給付費準備基金からの繰入金					183,184 千円
国の「介護従事者処遇改善臨時特例交付金」の充当 ((仮称)新城市介護従事者処遇改善臨時特例基金からの繰入金)					27,445 千円
第1号被保険者保険料収納必要額 - - =					1,923,228 千円
予定保険料収納率					99.2%
所得段階別加入割合補正後被保険者数					45,380 人
第1号被保険者保険料基準額(年額) ÷ ÷ =					42,722 円
第1号被保険者保険料基準額(月額) ÷ 12 か月 =					3,560 円

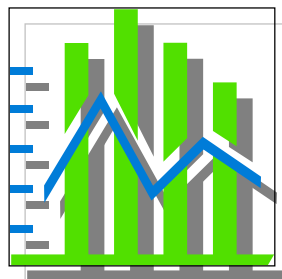
(参考) 基金からの繰入金の影響額

基金から繰り入れを行わない場合(・ =0 千円)の保険料基準額(月額)		3,950 円
新城市介護給付費準備基金繰入金 による保険料影響(月額)	339 円	3,611 円
介護従事者処遇改善臨時特例交付金 による保険料影響(月額)	51 円	3,560 円

第5章 計画の進行管理

保健・医療・福祉・介護を推進する組織・体制の充実を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署の連携を強化するとともに、地域包括支援センターを中心に、包括的ネットワークが効果的に機能するよう総合的に調整を行います。

また、計画の進捗状況については、「介護保険事業運営協議会」で年度ごとに検証し、計画の円滑な進行方策について検討していきます。



資料 1 市の概要

1 - 1 市の概要

本市は、日本のほぼ真ん中であって、愛知県北東部を占める奥三河の玄関口として、この地方の中核都市となっています。市の東部を静岡県と接し、名古屋市へ 60km、豊橋市へ 20km の距離にあります。

愛知県下二番目という広い市域(499 km²)を有しており、比較的平坦地の多い新城地区、広大な森林を有する鳳来地区、平均標高 550m の高原地帯で形成される作手地区と豊かな自然に包まれた多様性のある地域で形成されています。

人と人との繋がりを大切にし、伝統文化の継承に見られるように、地域に個性があり健康的に暮せる自然風土を有する一方、交通環境、道路事情、雇用環境には必ずしも恵まれず、人口減少、少子高齢化が顕著に現れている地域もあります。

1 - 2 総合計画の基本理念・戦略

本市の総合計画は、まちづくりの基本理念を「新たな公共が導く市民自治社会の実現」とし、「公共」のあり方を見直し、「多様な担い手」がその責任と能力に応じて、行政との役割を分担し、互いに共通の価値観を創造しながら持続可能なまちづくりを進めることを基本理念としています。そして、将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を実現するために、次の 4 つの基本戦略を定めています。

- (1) 市民自治社会創造
- (2) 自立創造
- (3) 安全・安心の暮らし創造
- (4) 環境首都創造

特に、「(3) 安全・安心の暮らし創造」については、少子・高齢社会を支える地域ケアシステムの確立や高齢者・障がい者の社会参加の促進、地域内相互扶助体制の整備、大規模地震等に対する防災対策等、安全・安心の地域社会をめざしたものであり、本計画は、この総合計画に沿って具体的な方策を示しものです。

また、総合計画では、基本戦略の柱となる重点プロジェクトとなる「安全・安心のくらし創造プロジェクト」を設定しており、その1つとして、地域における相互扶助の推進、高齢者や障がい者の社会参加、生きがい対策の推進などを掲げています。

そのほか、本市では、光ファイバを使用した情報通信網を全市域への整備と世帯・事業所への接続拡大を進めており、この情報通信基盤整備は、電子自治体の構築による市民サービスの向上をはじめ、高齢化対策を含む諸課題の解消と地域力の増進を進める市の根幹的戦略として、総合計画に位置づけています。

1 - 3 人口

本市の人口は、平成 19 年 10 月 1 日現在で 51,957 人となっており、年々減少する傾向にある一方、65 歳以上の高齢者は 13,652 人で、年々増加する傾向にあります。

高齢化率は、平成 15 年度の 24.2%から平成 19 年度には 26.3%に上昇しており、県内市町村の中で高い水準にあり、全国平均 21.5%（総務省推計人口）を上回る割合となっています。

また、老年人口指数（生産年齢人口 100 人が何人の高齢者を扶養しているかを示す指数）についても、県内市町村の中で高い水準にあり、県平均の 1.5 倍の水準となっています。

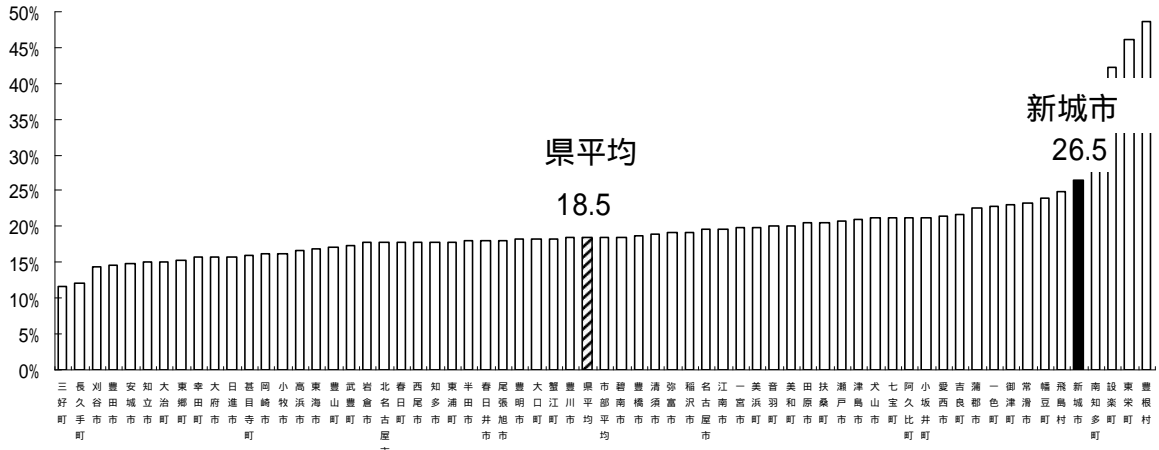
図表 43 年齢区分別人口と高齢化率の推移

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
40 歳未満	22,536	22,035	21,608	21,252	20,863
40-64 歳	18,166	18,102	18,004	17,678	17,442
65 歳以上	13,013	13,113	13,312	13,421	13,652
65～74 歳	6,635	6,533	6,470	6,347	6,411 人
75 歳以上	6,378	6,580	6,842	7,074	7,241 人
総数	53,715	53,250	52,924	52,351	51,957
高齢化率	24.2%	24.6%	25.2%	25.6%	26.3%

資料：住民基本台帳人口及び外国人登録人口（10 月 1 日現在）

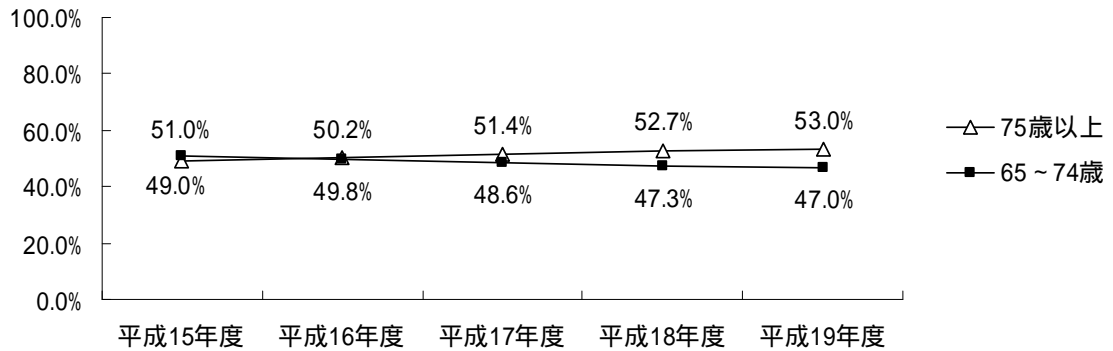
[単位：人、%]

図表 44 県内市町村の高齢化率



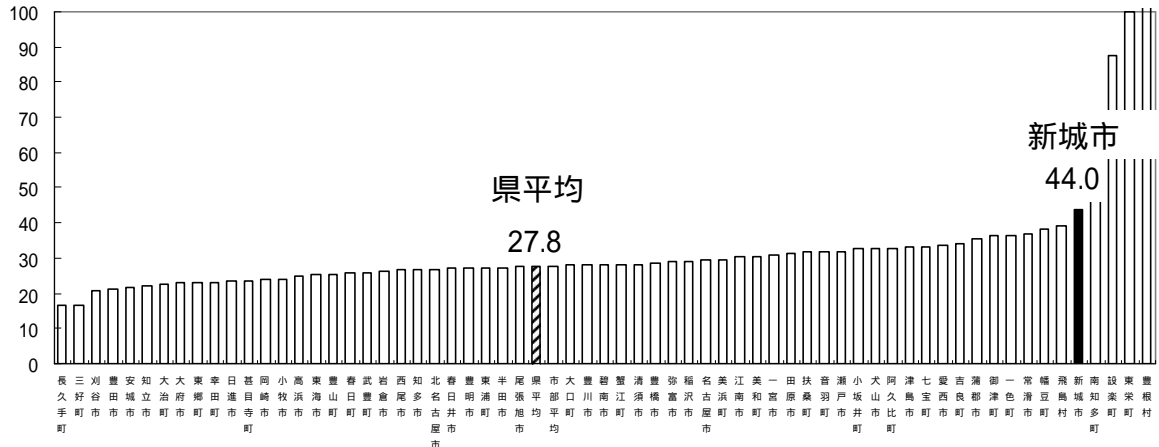
資料:平成 19 年あいちの人口(年速報)(平成 19 年 10 月現在)
 県把握のデータであり、本市の平成 19 年 10 月 1 日現在の数値とは合致しない。

図表 45 高齢者人口全体に占める 75 歳未満、75 歳以上人口割合の推移



資料:住民基本台帳人口及び外国人登録人口(10月1日現在)

図表 46 県内市町村の老年人口指数 《平成 19 年 10 月現在》



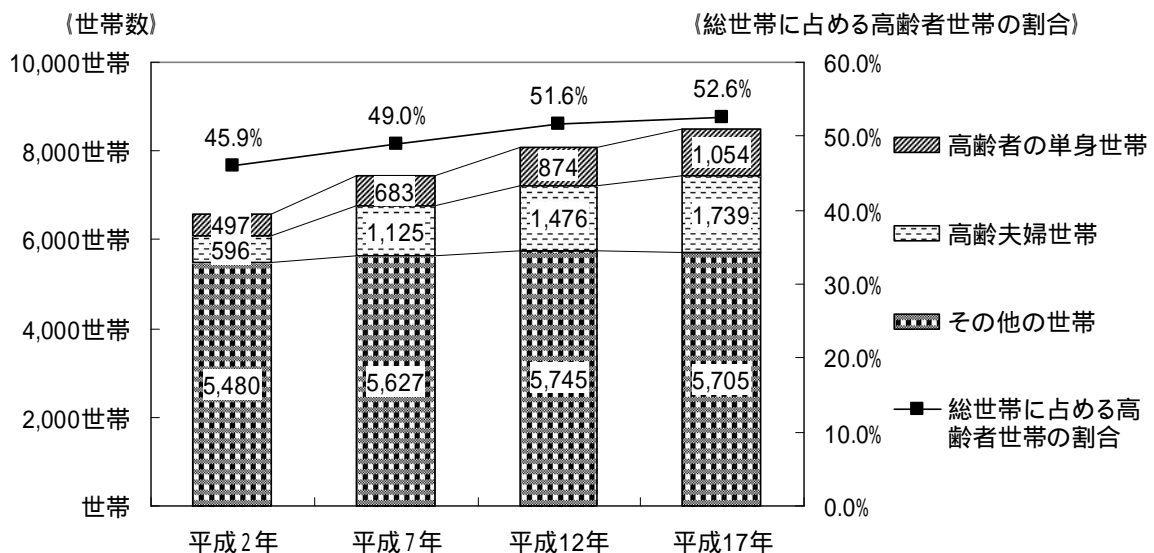
資料:平成 19 年あいちの人口(年速報)(平成 19 年 10 月現在)
 生産年齢人口 100 人が何人の高齢者を扶養しているかを示す指数

1 - 4 世帯数

本市の総世帯数は、平成 17 年 10 月 1 日現在で 16,156 世帯、施設等を除く一般世帯は 16,070 世帯となっており、ともに増加する傾向にあります。

また、65 歳以上の高齢者がいる世帯は、総世帯の 52.6%にあたる 8,498 世帯となっています。高齢者がいる世帯のうち、高齢者の単身世帯は平成 17 年 10 月 1 日現在で 1,054 世帯、高齢者夫婦世帯は 1,739 世帯で、ともに平成 2 年から 2 倍以上増加しており、単身世帯は高齢者世帯の 1 割を超えています。

図表 47 高齢者世帯の推移



	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総世帯	14,311	15,180	15,703	16,156
一般世帯	14,226	15,113	15,663	16,070
65 歳以上の高齢者がいる世帯	6,573	7,435	8,095	8,498
高年齢者の単身世帯	497	683	874	1,054
高年齢夫婦世帯	596	1,125	1,476	1,739
その他の世帯	5,480	5,627	5,745	5,705
総世帯に占める高年齢者世帯の割合	45.9%	49.0%	51.6%	52.6%

資料：国勢調査（10 月 1 日現在）

[単位：世帯、%]

資料2 介護保険事業の状況

2-1 被保険者数

第1号被保険者数は、平成19年10月1日現在で13,653人となっており、平成15年度比4.9%の伸びを示しています。

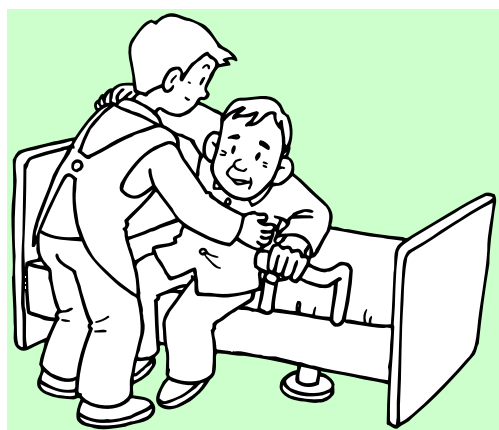
一方、第2号被保険者数は、平成19年10月1日現在で17,442人となっており、年々減少する傾向にあり、第1号と第2号を合わせた総数も、平成18年度から減少に転じています。

図表48 被保険者数の推移

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	15 19年度 伸び率
第1号被保険者 (65歳以上)	13,018	13,117	13,312	13,425	13,653	4.9%
第2号被保険者 (40～64歳)	18,183	18,121	18,004	17,678	17,442	-4.1%
総数	31,201	31,238	31,316	31,103	31,095	-0.3%

資料：介護高齢課調べ(10月1日現在)

[単位：人、%]



2 - 2 要介護等認定者数及び認定率

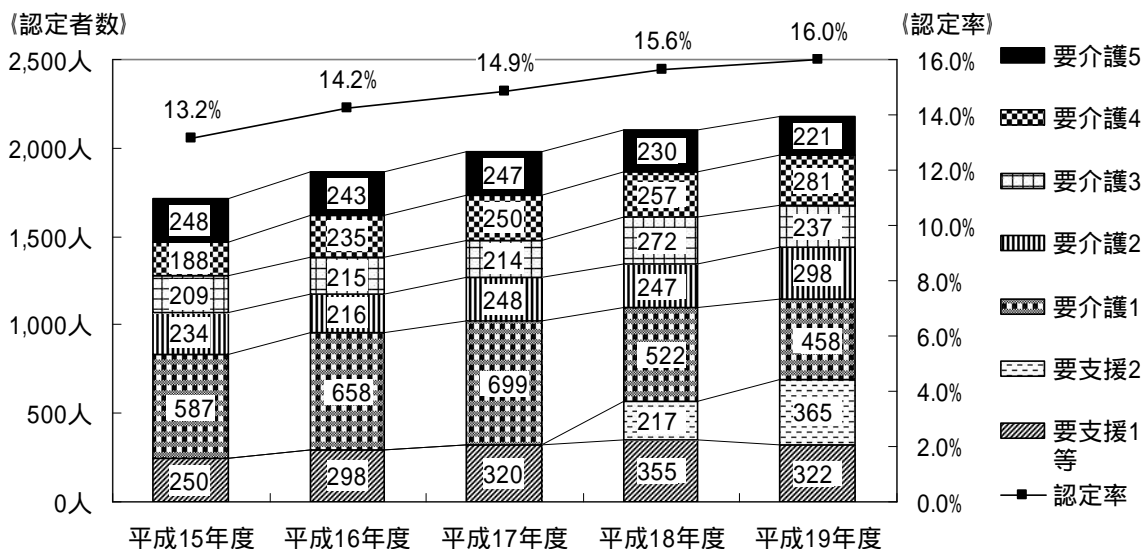
本市の要介護等認定者数は、平成 19 年 10 月 1 日現在で 2,182 人となっており、平成 15 年度比 27.2% の伸びを示しており、第 1 号被保険者数の伸び(4.9%) と比較すると、認定者数の伸びの大きさがわかります。

要介護度別で見ると、要支援 1 等と要介護 2、そして要介護 4 が大きく増加する一方、要介護 5 が減少し、要介護 1 については、平成 18 年度以降、新予防給付の創設により要支援 2 と区分され、減少する結果となっています。

なお、本市の認定率(第 1 号被保険者数に占める要介護等認定者数の割合)は、平成 19 年 10 月末現在で 16.1% となっており、年々上昇する傾向にあります。また、認定率は、県内市町村の中で高い水準にある一方、全国平均 16.6% (厚生労働省介護保険事業状況報告) は下回る状況です。

軽度者(要支援 1 等及び要支援 2)の割合については、平成 19 年 10 月末現在で 32.1% となっており、県内市町村の中で高い水準にあり、全国平均 25.4% (厚生労働省介護保険事業状況報告) を上回る割合となっています。

図表 49 要介護等認定者数及び認定率の推移



資料:介護高齢課調べ(10月1日現在)

要支援1等は、平成15年度から17年度は要支援、平成18年度は要支援1と経過的要介護を含む

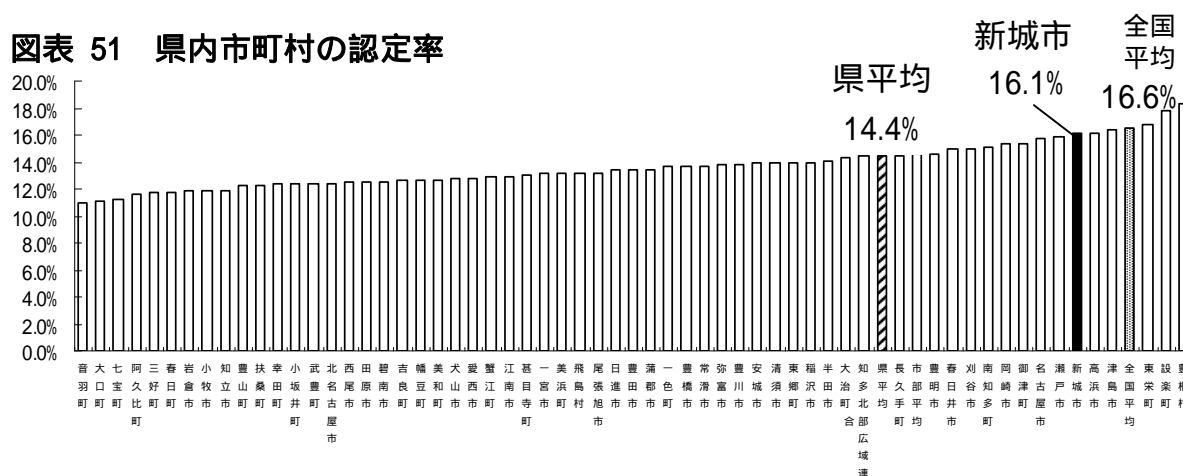
図表 50 要介護等認定者数及び認定率の推移

	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	15 19年度 伸び率
要支援1等	250	298	320	355	322	28.8%
要支援2				217	365	-
要介護1	587	658	699	522	458	-22.0%
要介護2	234	216	248	247	298	27.4%
要介護3	209	215	214	272	237	13.4%
要介護4	188	235	250	257	281	49.5%
要介護5	248	243	247	230	221	-10.9%
総数	1,716	1,865	1,978	2,100	2,182	27.2%
認定率	13.2%	14.2%	14.9%	15.6%	16.0%	-

資料:介護高齢課調べ(10月1日現在)

[単位:人、%]

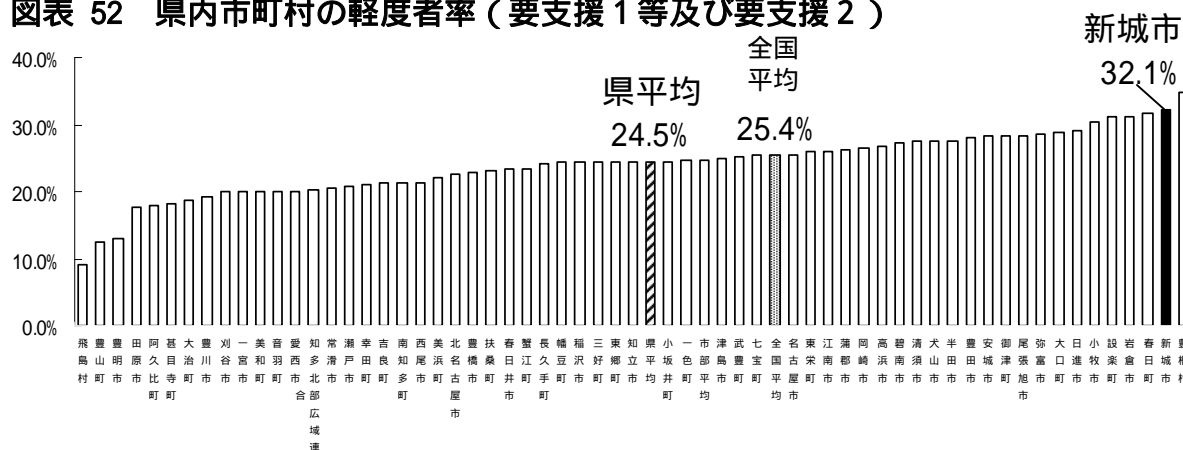
図表 51 県内市町村の認定率



資料:厚生労働省介護保険事業状況報告(平成19年10月末現在)

図表 11 と時点が異なるため、数値は一致しない

図表 52 県内市町村の軽度者率(要支援1等及び要支援2)



資料:厚生労働省介護保険事業状況報告(平成19年10月末現在)

図表 11 と時点が異なるため、数値は一致しない

2 - 3 サービス利用者数及び利用率

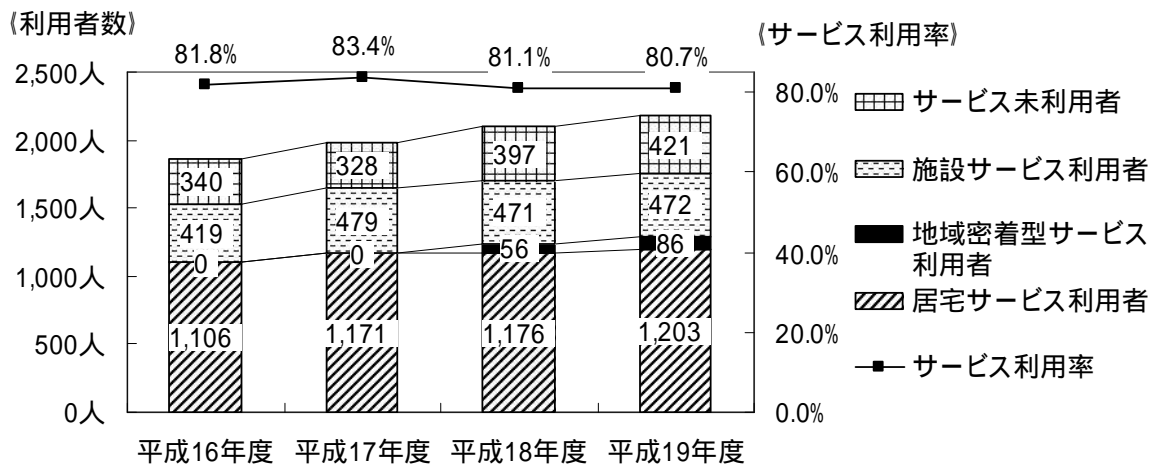
(1) 市全体

本市の要介護等認定者のうち、サービス利用者は、平成19年10月1日現在で1,761人となっており、平成16年度比15.5%の伸びを示しています。そのうち、居宅サービス利用者が1,203人で、地域密着型サービスと合わせた数では、平成16年度比16.5%の伸びとなっています。

サービス未利用者は、要介護等認定者の2割程度で推移しています。

なお、各サービス利用等の割合は、全国平均と比べて居宅サービス利用者の割合が低く、施設サービス利用者の割合が高い状況です。また、居宅サービス利用者の要介護度分布では、全国平均と比べて軽度者の割合が高い状況です。

図表 53 サービス利用者数及び利用率の推移

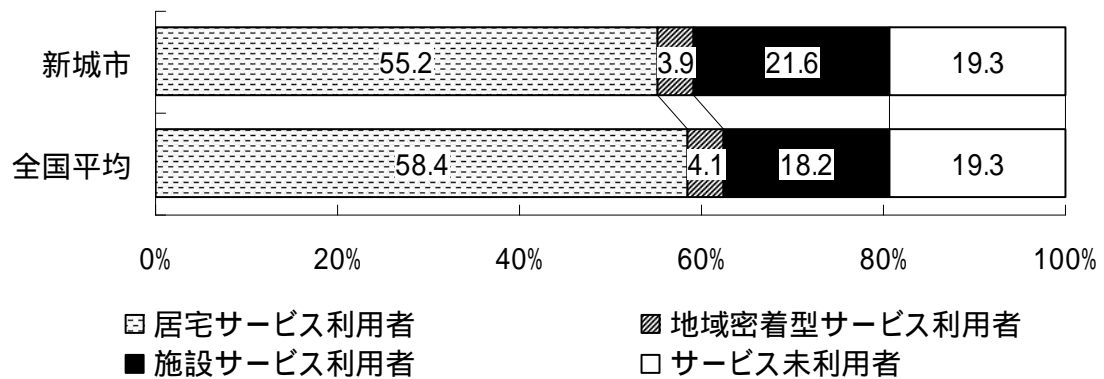


	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	16 19年度 伸び率
居宅サービス利用者	1,106	1,171	1,176	1,203	16.5%
地域密着型サービス利用者	0	0	56	86	
施設サービス利用者	419	479	471	472	12.6%
総数	1,525	1,650	1,703	1,761	15.5%
サービス利用率	81.8%	83.4%	81.1%	80.7%	-
サービス未利用者	340	328	397	421	23.8%

資料:介護高齢課調べ(10月分)

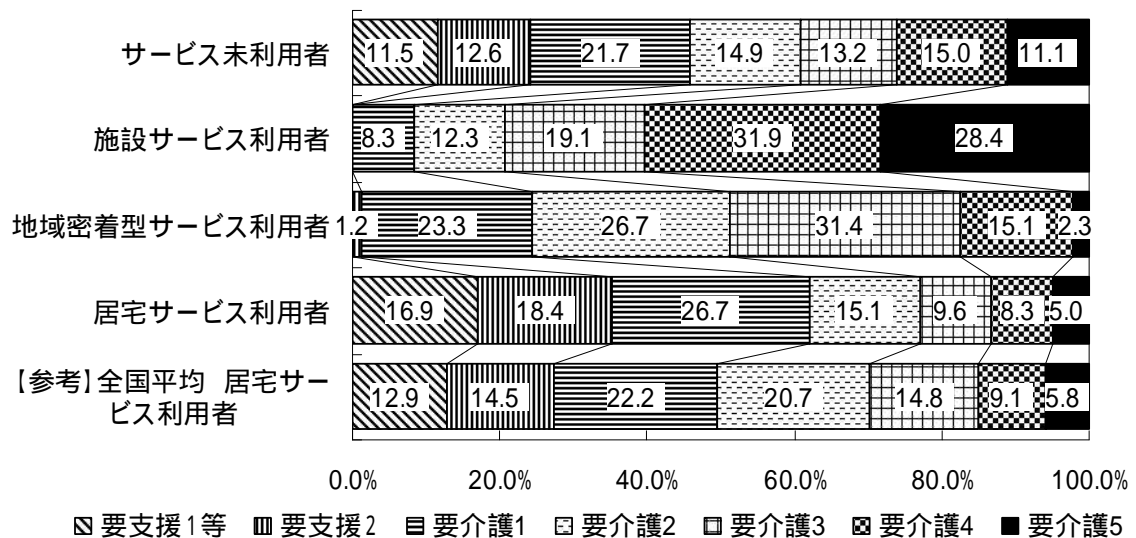
[単位:人、%]

図表 54 要介護等認定者数全体に占める各サービス利用等の割合



資料: 新城市データは介護高齢課調べ(平成19年10月分)。国データは厚生労働省介護保険事業状況報告(平成19年10月分)

図表 55 サービス利用状況別要介護度分布



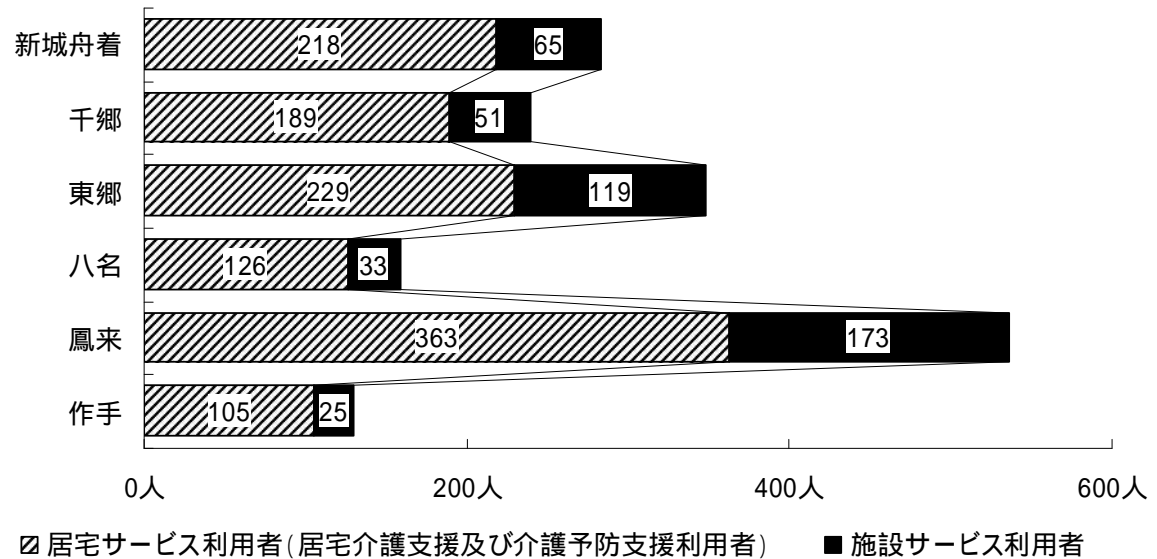
資料: 新城市データは介護高齢課調べ(平成19年10月分)。国データは厚生労働省介護保険事業状況報告(平成19年10月分)

(2) 日常生活圏域別

第3期計画で設定した日常生活圏域別にサービス利用の状況を見ると、居宅サービス利用者数(居宅介護支援及び介護予防支援利用者数)、施設サービス利用者数ともに、鳳来地区が最も多く、次いで東郷地区、新城舟着地区と続いています。

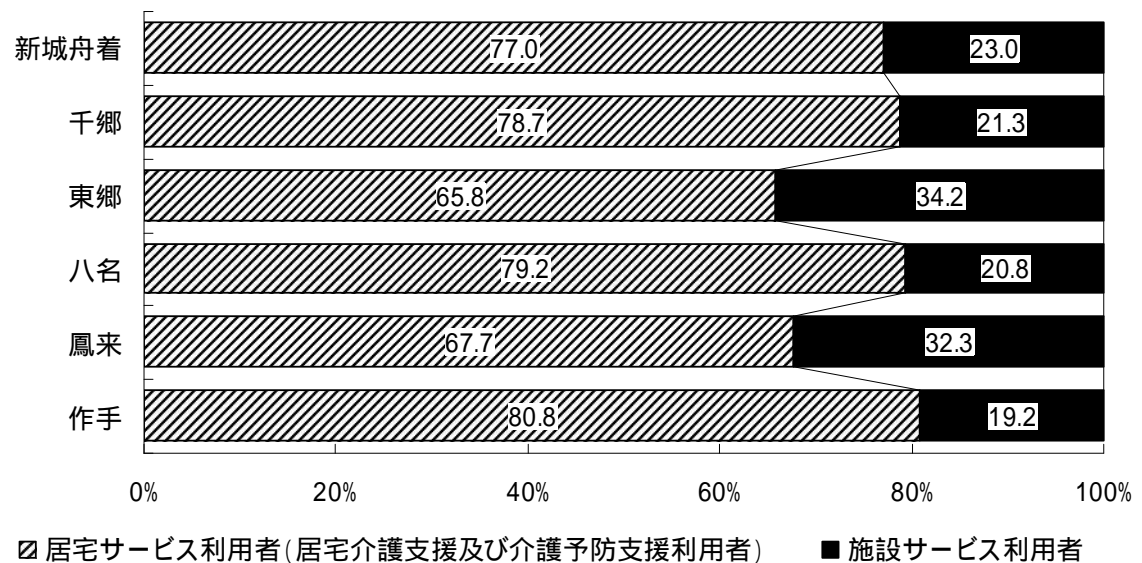
また、施設サービス利用者の割合は、東郷地区が最も高く、サービス利用全体の34.2%となっており、次いで鳳来地区が32.3%と続き、そのほかの地区は、施設サービス利用者の割合がおおむね20%前後という状況です。

図表 56 日常生活圏域別サービス利用者数



資料:介護高齢課調べ(平成19年10月分)

図表 57 日常生活圏域別サービス利用割合



資料:介護高齢課調べ(平成19年10月分)

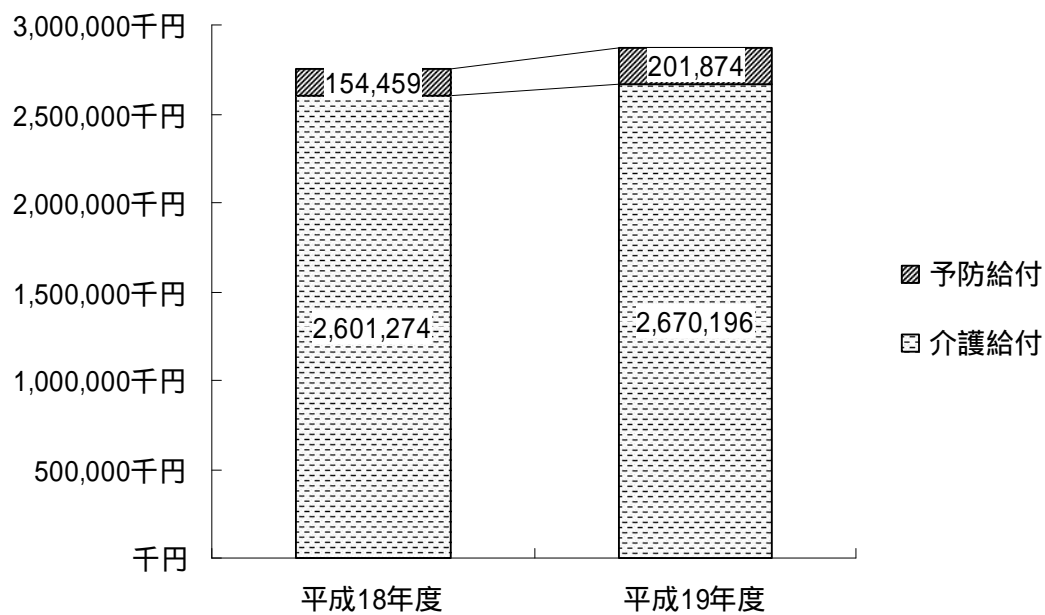
2 - 4 給付費

本市の介護保険事業の給付費は、平成 19 年度の総額で約 28 億 7 千万円となっており、前年度比 4.2%の伸びとなっています。そのうち介護給付の伸びが 2.6%、予防給付は 30.7%の伸びとなっています。

平成 19 年度の総額のうち、施設サービスが 53.7%を占めており、全国平均 43.4%(厚生労働省介護保険事業状況報告 平成 19 年の 10 月分)と比べて高い割合となっています。

一方、前年度比の伸び率としては、居宅サービスの伸びが 7.9%と、施設サービスを上回る状況です。

図表 58 介護給付費及び予防給付費

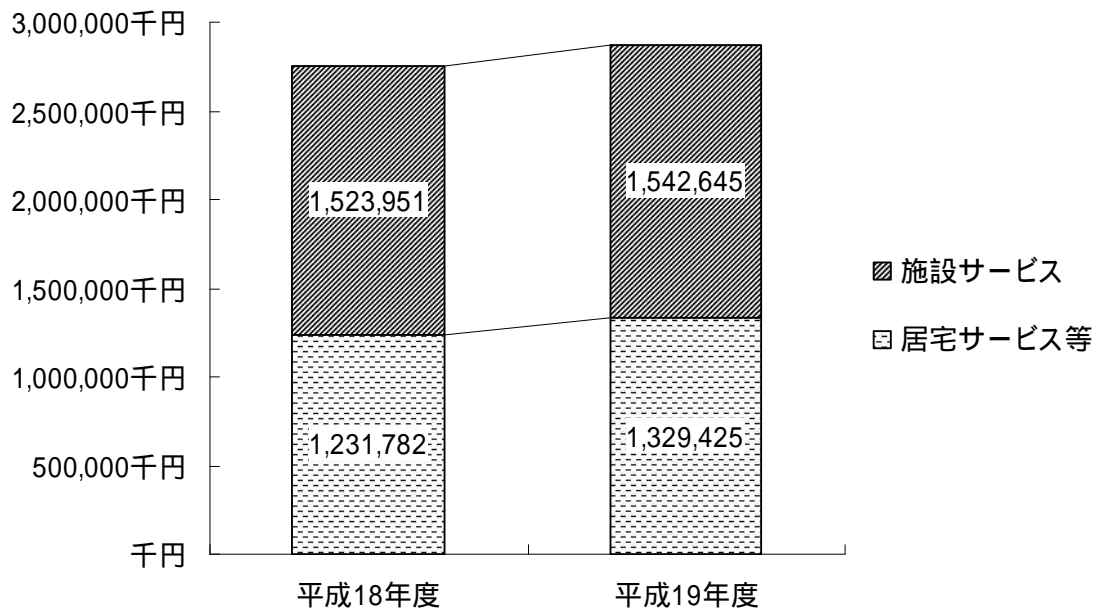


	平成 18 年度	平成 19 年度	18 19 年度伸び率
介護給付	2,601,274	2,670,196	2.6%
予防給付	154,459	201,874	30.7%
総額	2,755,733	2,872,070	4.2%

資料：介護高齢課調べ

[単位：千円、%]

図表 59 居宅サービス給付費及び施設サービス給付費

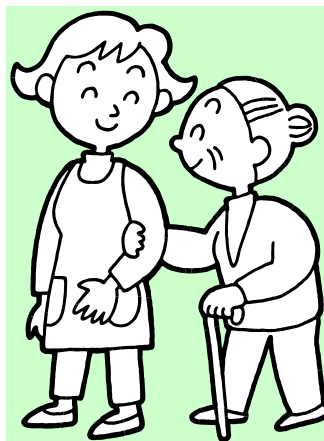


	平成 18 年度	平成 19 年度	18 19 年度伸び率
居宅サービス等	1,231,782	1,329,425	7.9%
施設サービス	1,523,951	1,542,645	1.2%

資料: 介護高齢課調べ

[単位: 千円、%]

居宅サービス等には、居住系及び地域密着型サービスを含む



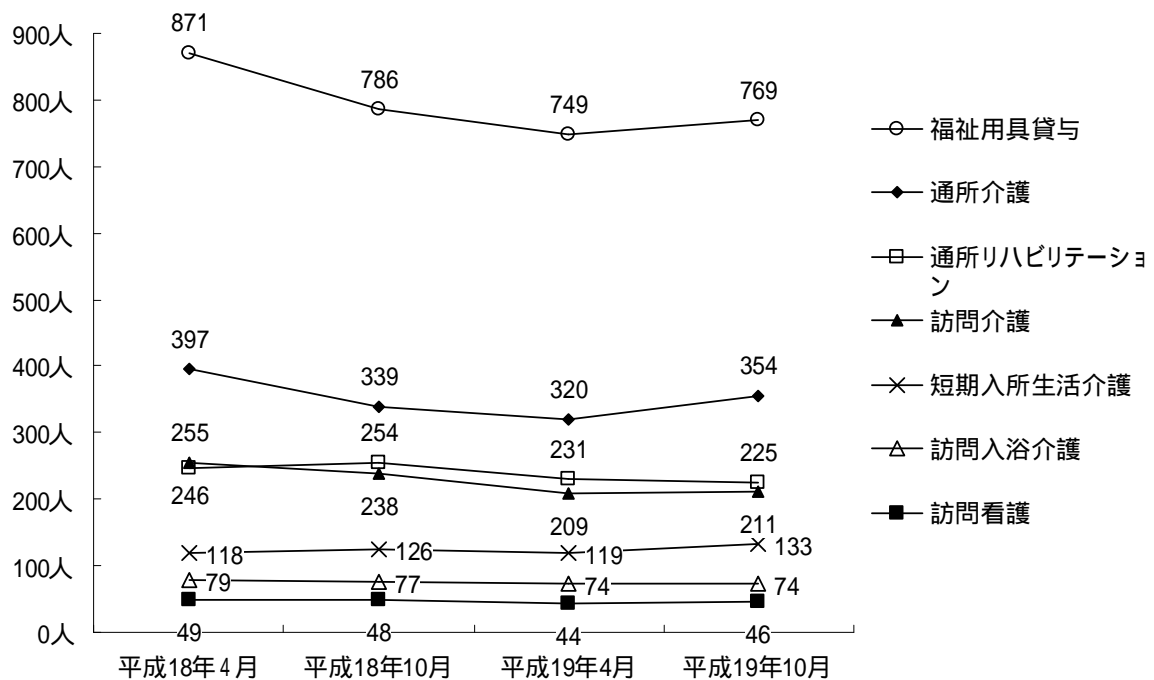
2 - 5 居宅サービス

(1) 市全体

主な居宅サービスの実利用者数の推移を見ると、要介護度別認定者数の推移と連動して介護給付については、ほとんどのサービスが横ばい、または、減少する傾向となっており、短期入所生活介護のみが増加傾向となっています。予防給付については、主なサービスがいずれも増加する傾向となっており、特に福祉用具貸与は、平成18年と平成19年の同じ10月を比べると100人近く増加しています。

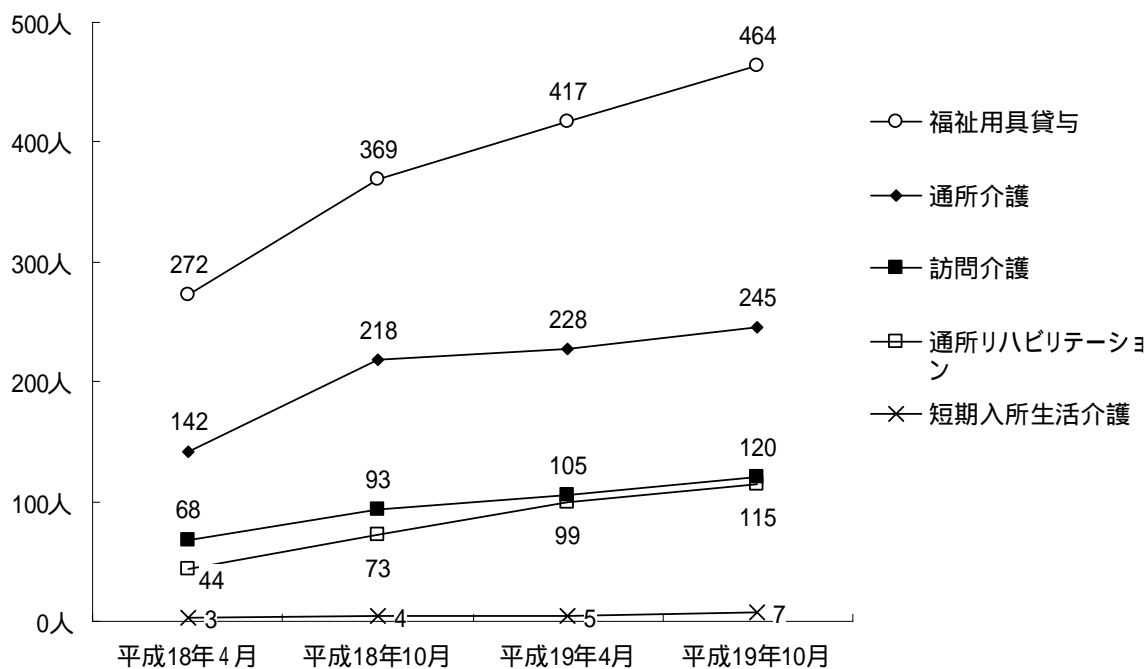
主な居宅サービスの利用量の推移を見ると、介護給付については、ほとんどのサービスで横ばいの傾向となっている一方、通所介護については、平成19年4月以降、比較的大きく利用量が増加しており、実利用者数の増加とともに、一人当たりの利用回数が4月の約7.2日から10月には8.5日に増加しています。予防給付については、おおむね利用量が増加する傾向となっています。

図表 60 主な居宅サービス（介護給付）の実利用者数の推移



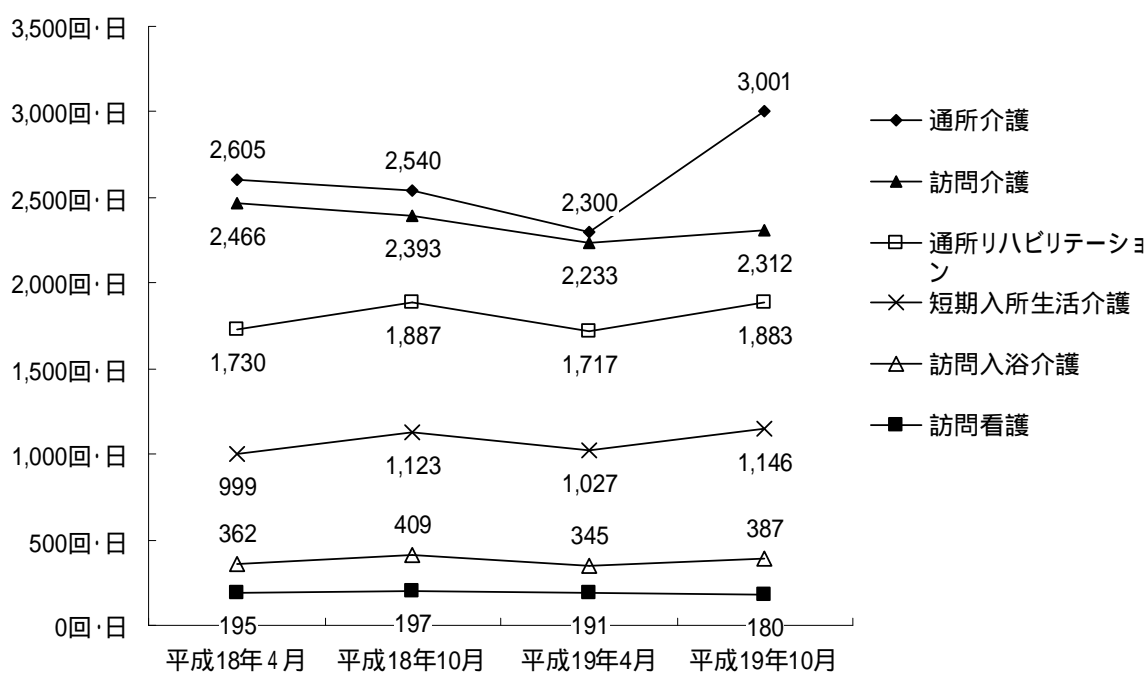
資料: 介護高齢課調べ

図表 61 主な居宅サービス（予防給付）の実利用者数の推移



資料:介護高齢課調べ

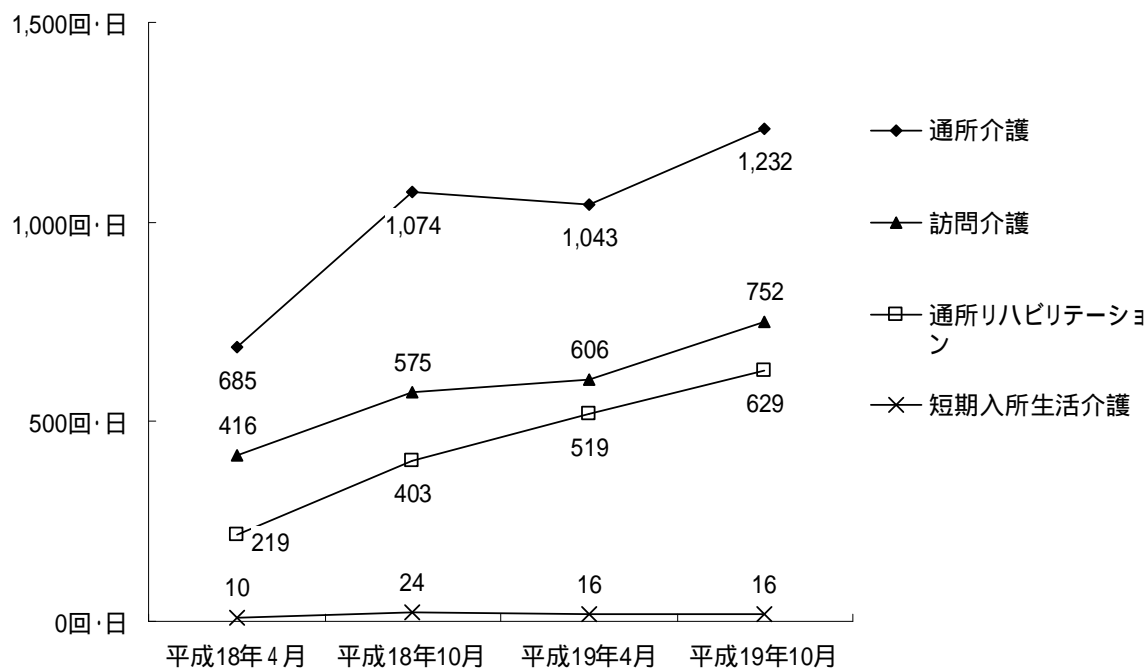
図表 62 主な居宅サービス（介護給付）の利用量の推移



資料:介護高齢課調べ

利用量は月当たり。単位は、短期入所生活介護のみ日数

図表 63 主な居宅サービス（予防給付）の利用量 の推移



資料：介護高齢課調べ

利用量は月当たり。単位は、短期入所生活介護のみ日数

（２）日常生活圏域別

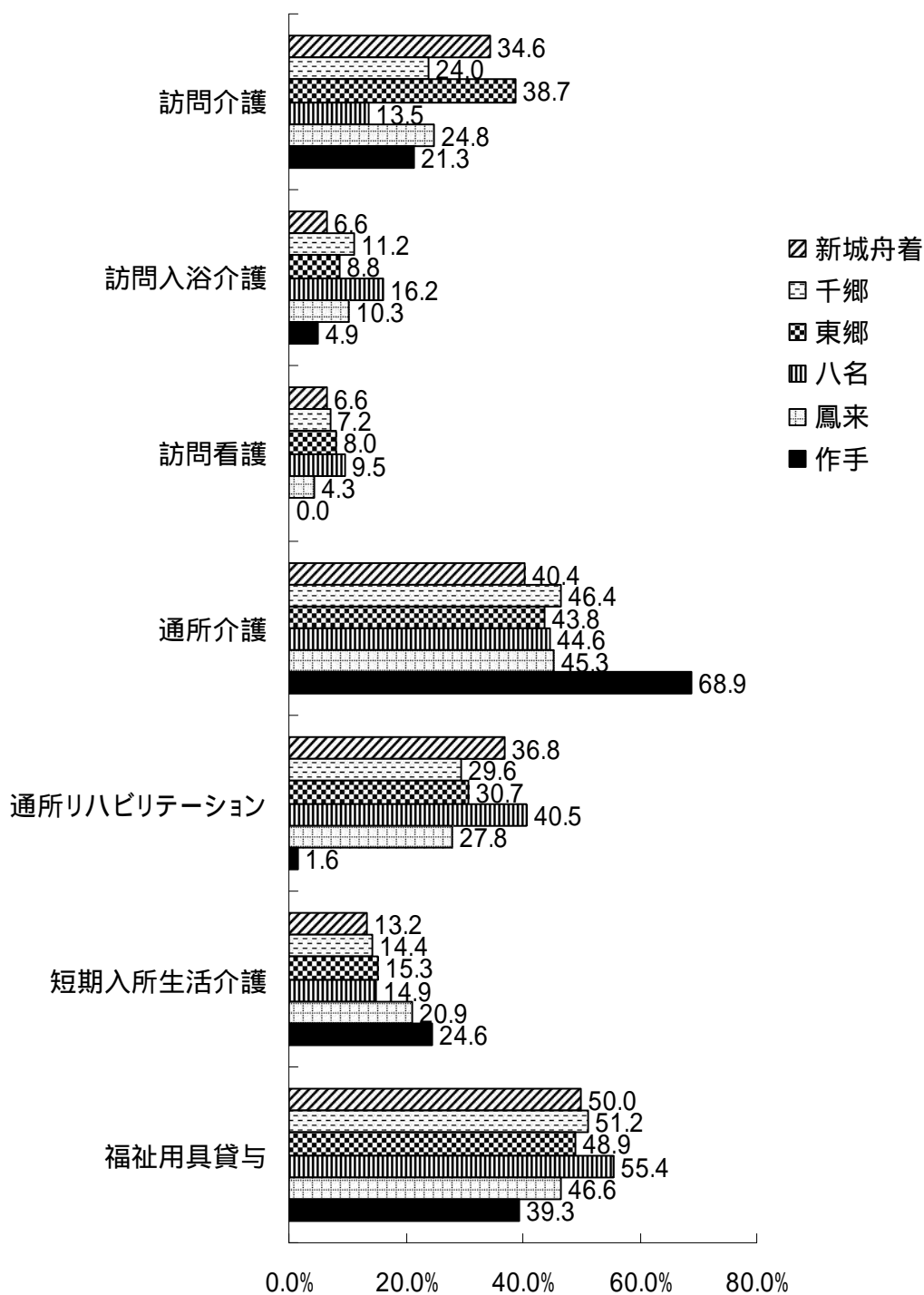
介護給付について、日常生活圏域別に主な居宅サービスの利用率を見ると、訪問介護については、東郷地区や新城舟着地区の利用率が30%以上と比較的高い一方、八名地区では10%台という状況です。

通所介護については、作手地区における利用率（68.9%）の高さが顕著で、同じ通所でも医療系の通所リハビリテーションでは、八名地区や新城舟着地区で比較的高く、作手地区ではほとんど利用がない状況です。

短期入所生活介護については、作手地区や鳳来地区で比較的高い利用率となっており、福祉用具貸与については、作手地区ではそのほかの地区に比べて低い利用率となっています。

予防給付について、日常生活圏域別に主な居宅サービスの利用率を見ると、通所介護については、介護給付と同様に作手地区における利用率（84.1%）の高さが顕著です。

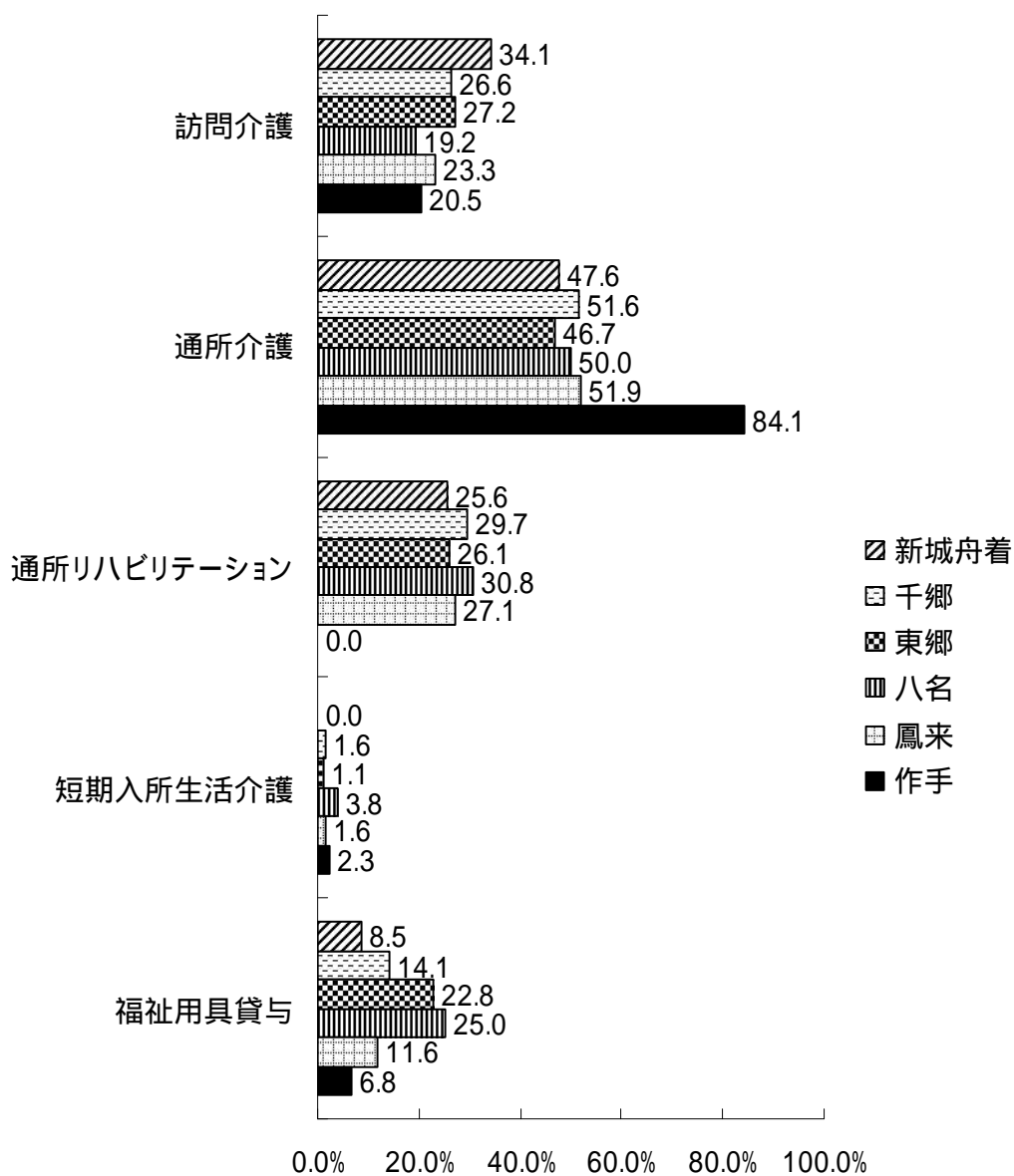
図表 64 日常生活圏域別 主な居宅サービス（介護給付）の利用率



資料:介護高齢課調べ(平成 19 年 10 月分)

利用率は、居宅介護支援の利用者数に対する各サービス利用者数の割合

図表 65 日常生活圏域別 主な居宅サービス（予防給付）の利用率



資料:介護高齢課調べ(平成 19 年 10 月分)

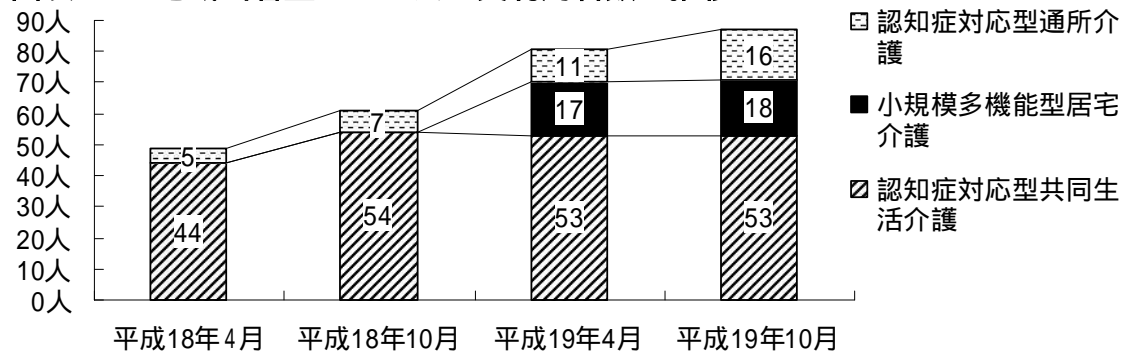
利用率は、介護予防支援の利用者数に対する各サービス利用者数の割合

2 - 6 地域密着型サービス

本市の地域密着型サービスについては、平成19年度現在で3種類のサービスが提供されており、その実利用者数の推移を見ると、認知症対応型共同生活介護及び小規模多機能型居宅介護は、平成19年度は横ばいで推移し、認知症対応型通所介護は増加する傾向となっています。

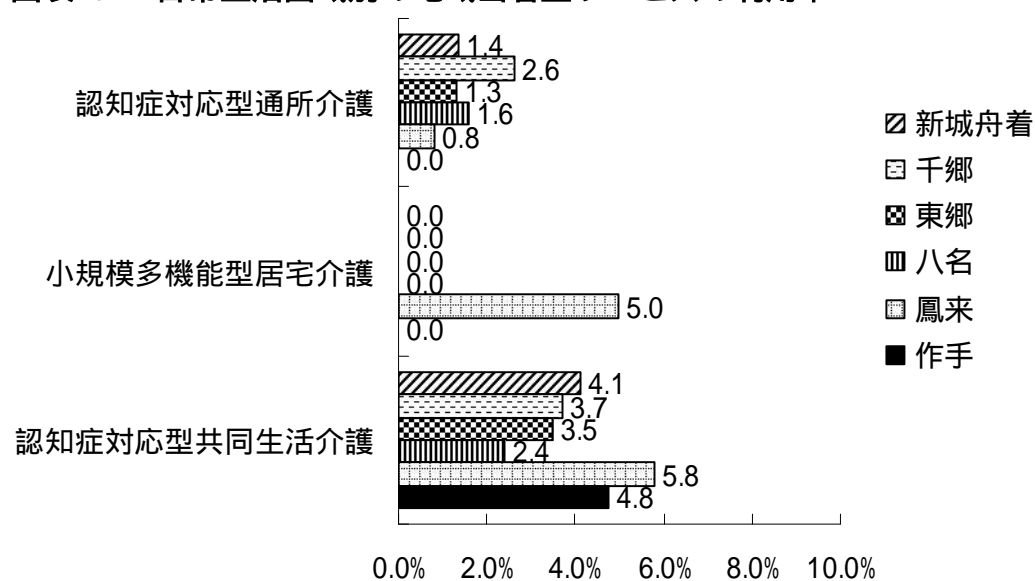
日常生活圏域別で見ると、認知症対応型通所介護は千郷地区で比較的利用率が高く、小規模多機能型居宅介護は鳳来地区のみで提供、認知症対応型共同生活介護は、鳳来地区や作手地区で比較的高い利用率となっています。

図表 66 地域密着型サービスの実利用者数の推移



資料:介護高齢課調べ

図表 67 日常生活圏域別の地域密着型サービスの利用率



資料:介護高齢課調べ(平成19年10月分)

利用率は、居宅介護支援の利用者数に対する各サービス利用者数の割合

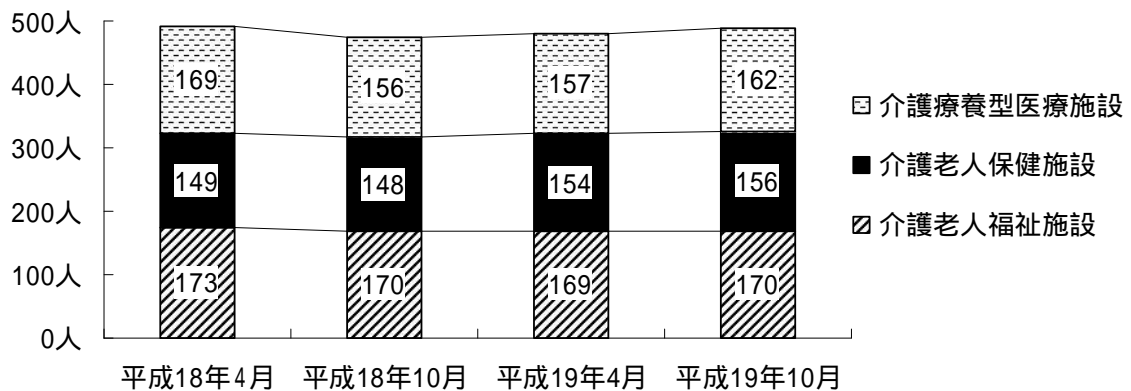
2 - 7 施設サービス

本市の施設サービスについては、平成 19 年度 10 月現在の利用者数は、介護老人福祉施設が 170 人、介護老人保健施設が 156 人、介護療養型医療施設が 162 人となっています。

なお、施設サービスの実利用者数全体に占める各施設の割合を見ると、本市は全国平均と比べて介護老人福祉施設の割合が低い一方、介護療養型医療施設の割合が高い状況です。

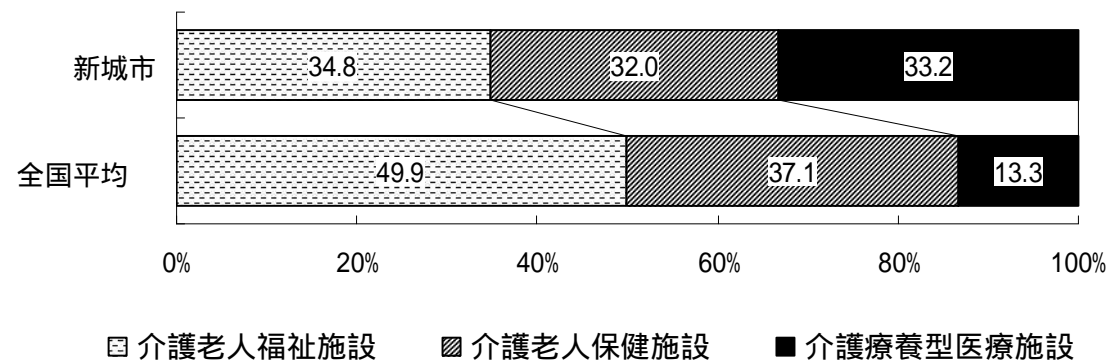
また、施設サービス別の要介護度分布を見ると、重度者（要介護 4 及び要介護 5）の割合は、介護療養型医療施設で 8 割を超え、介護老人福祉施設で 7 割近くを占める一方、介護老人保健施設では約 4 割となっています。

図表 68 施設サービス別 実利用者数の推移



資料:介護高齢課調べ

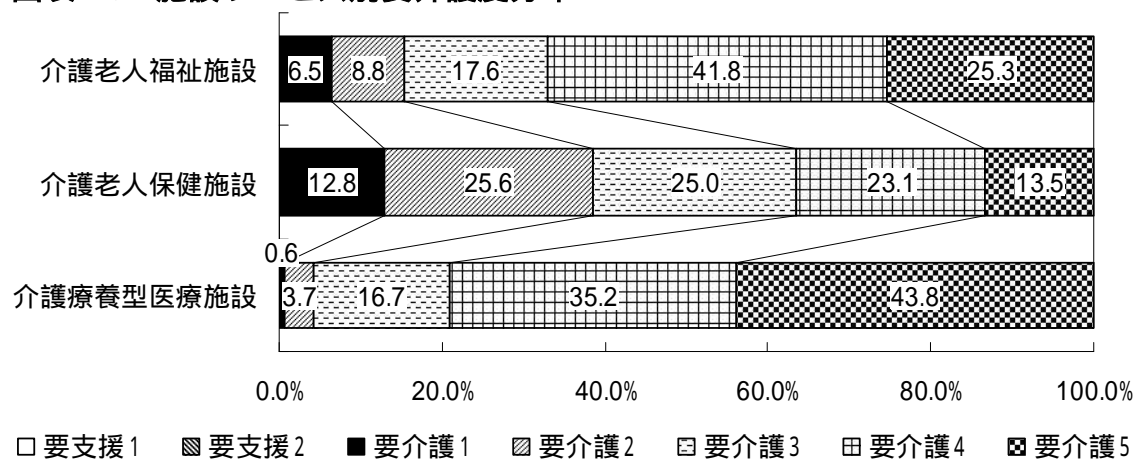
図表 69 施設サービスの実利用者数全体に占める各施設の割合



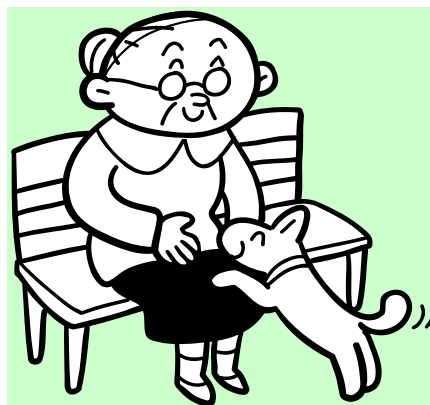
資料:新城市データは介護高齢課調べ(平成 19 年 10 月分)。国データは厚生労働省介護保険事業状況報告(平成 19 年 10 月分)

全国平均は、同月に2施設を利用の場合、重複カウントしており、合計が 100%にならない

図表 70 施設サービス別要介護度分布



資料:介護高齢課調べ(平成 19 年 10 月分)



2 - 8 第3期推計値の検証

第3期計画で見込んだ介護保険事業に関する推計値について、第3期における実績と比較すると次のとおりとなっています。

(1) 認定者数及び利用者数

要介護等認定者数については、おおむね第3期計画で見込んだ数値となっており、サービス利用者数については、居宅サービス利用者及び施設サービス利用者は、おおむね推計値どおりである一方、地域密着型サービスの実績が推計値を大きく下回りました。

居宅サービス利用者数を要介護度別で見ると、要支援2では実績が推計値を大きく下回る一方、要介護1では実績が大きく上回り、新予防給付の創設により区分された介護度で見込みと異なる結果となっています。

図表 71 認定者数及び利用者数に関する推計値の検証

	推計値		実績		推計値に対する 実績の割合	
	平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度
要介護等認定者数	2,072	2,097	2,100	2,182	101.4%	104.1%
サービス利用者総数	1,696	1,715	1,703	1,761	100.4%	102.7%
居宅サービス利用者	1,187	1,198	1,176	1,203	99.1%	100.4%
地域密着型サービス利用者	148	207	56	86	37.8%	41.5%
施設サービス利用者	462	463	471	472	101.9%	101.9%
サービス利用率	81.9%	81.8%	81.1%	80.7%		
サービス未利用者	376	382	397	421	105.6%	110.2%

資料：介護高齢課調べ
[単位：人／年、％]

図表 72 要介護度別居宅サービス利用者数に関する推計値の検証

	推計値		実績		推計値に対する 実績の割合	
	平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度
要支援1等	233	244	233	203	100.0%	83.2%
要支援2	262	330	95	221	36.3%	67.0%
要介護1	251	206	431	322	171.7%	156.3%
要介護2	138	120	148	182	107.2%	151.7%
要介護3	107	98	116	115	108.4%	117.3%
要介護4	101	101	82	100	81.2%	99.0%
要介護5	89	93	71	60	79.8%	64.5%
総数	1,181	1,192	1,176	1,203	99.6%	100.9%

資料:介護高齢課調べ

[単位:人/年、%]

推計値は、特定施設入居者生活介護を除いた数値

要支援1等は、平成15年度から17年度は要支援、平成18年度は要支援1と経過的要介護を含む

(2) 居宅サービス

介護給付については、訪問看護をはじめとする訪問系サービスで推計値を下回る実績となっている一方、通所リハビリテーションをはじめとする通所系サービスや短期入所療養介護などが推計値を上回る実績となっています。

なお、有料老人ホームなどで提供される特定施設入居者生活介護については、推計値を大きく上回る実績となっています。

予防給付については、福祉用具販売や介護予防支援で推計値を上回る実績となっているほかは、短期入所生活介護をはじめ、多くのサービスで推計値を下回る実績となっています。

図表 73 居宅サービス（介護給付）に関する推計値の検証

		推計値		実績		推計値に対する実績の割合	
		平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度
訪問介護	(回)	28,450	26,550	28,212	26,112	99.2%	98.4%
訪問入浴介護	(回)	5,320	5,390	4,692	4,332	88.2%	80.4%
訪問看護	(回)	3,790	3,820	2,352	2,208	62.1%	57.8%
訪問リハビリテーション	(回)	1,460	1,462	1,920	2,136	131.5%	146.1%
居宅療養管理指導	(人)	60	62	54	53	90.0%	85.5%
通所介護	(回)	27,200	25,400	29,988	33,132	110.3%	130.4%
通所リハビリテーション	(回)	15,750	15,050	22,104	21,072	140.3%	140.0%
短期入所生活介護	(日)	13,600	13,200	12,672	13,212	93.2%	100.1%
短期入所療養介護	(日)	3,140	3,220	3,780	4,344	120.4%	134.9%
福祉用具貸与	(人)	392	371	397	385	101.3%	103.8%
福祉用具販売	(人)	220	250	137	158	62.3%	63.2%
住宅改修	(人)	112	116	98	93	87.5%	80.2%
特定施設入居者生活介護	(人)	6	6	9	9	150.0%	150.0%
居宅介護支援	(人)	879	892	805	769	91.6%	86.2%

資料:介護高齢課調べ

[単位:人/年、回/年、日/年]

推計値は延人数で表記のため、12(か月)で除した数値

図表 74 居宅サービス（予防給付）に関する推計値の検証

		推計値		実績		推計値に対する実績の割合	
		平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 18年度	平成 19年度
訪問介護	(回)	12,300	14,500	6,276	8,484	51.0%	58.5%
訪問入浴介護	(回)	0	0	36	0	-	-
訪問看護	(回)	135	320	72	12	53.3%	3.8%
訪問リハビリテーション	(回)	280	330	192	288	68.6%	87.3%
居宅療養管理指導	(人)	5	6	1	2	20.0%	33.3%
通所介護	(回)	19,500	23,800	11,568	13,140	59.3%	55.2%
通所リハビリテーション	(回)	7,800	9,800	4,344	6,828	55.7%	69.7%
短期入所生活介護	(日)	2,010	2,510	264	336	13.1%	13.4%
短期入所療養介護	(日)	390	530	204	228	52.3%	43.0%
福祉用具貸与	(人)	134	163	55	63	41.0%	38.7%
福祉用具販売	(人)	26	27	53	85	203.8%	314.8%
住宅改修	(人)	45	55	40	55	88.9%	100.0%
特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	1	1	-	-
介護予防支援	(人)	217	219	351	448	161.8%	204.6%

資料:介護高齢課調べ

[単位:人/年、回/年、日/年]

推計値は延人数で表記のため、12(か月)で除した数値

(3) 地域密着型サービス

介護給付については、推計値は下回るものの、平成18年度から平成19年度にかけて、推計値を見込んだ3サービスともに実績は増加しています。

予防給付の認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護については、推計値を大きく下回る実績となっています。

図表 75 地域密着型サービス（介護給付）に関する推計値の検証

		推計値		実績		推計値に対する実績の割合	
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
夜間対応型訪問介護	(回)	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	(回)	5,290	4,850	1,128	1,740	21.3%	35.9%
小規模多機能型居宅介護	(人)	0	34	8	14	-	41.2%
認知症対応型共同生活介護	(人)	46	52	4	17	8.7%	32.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	0	0	0	0	-	-

資料:介護高齢課調べ

[単位:人/年、回/年]

推計値は延人数で表記のため、12(か月)で除した数値

図表 76 地域密着型サービス（予防給付）に関する推計値の検証

		推計値		実績		推計値に対する実績の割合	
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
夜間対応型訪問介護	(回)	0	0	0	0	-	-
認知症対応型通所介護	(回)	2,050	2,410	12	0	0.6%	0.0%
小規模多機能型居宅介護	(人)	0	19	1	0	-	0.0%
認知症対応型共同生活介護	(人)	1	2	0	1	0.0%	50.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人)	0	0	0	0	-	-
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人)	0	0	0	0	-	-

資料:介護高齢課調べ

[単位:人/年、回/年]

推計値は延人数で表記のため、12(か月)で除した数値

(4) 施設サービス

施設サービスについては、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設では実績が推計値を上回る一方、介護療養型医療施設は実績が若干下回る結果となっています。

図表 77 施設サービスに関する推計値の検証

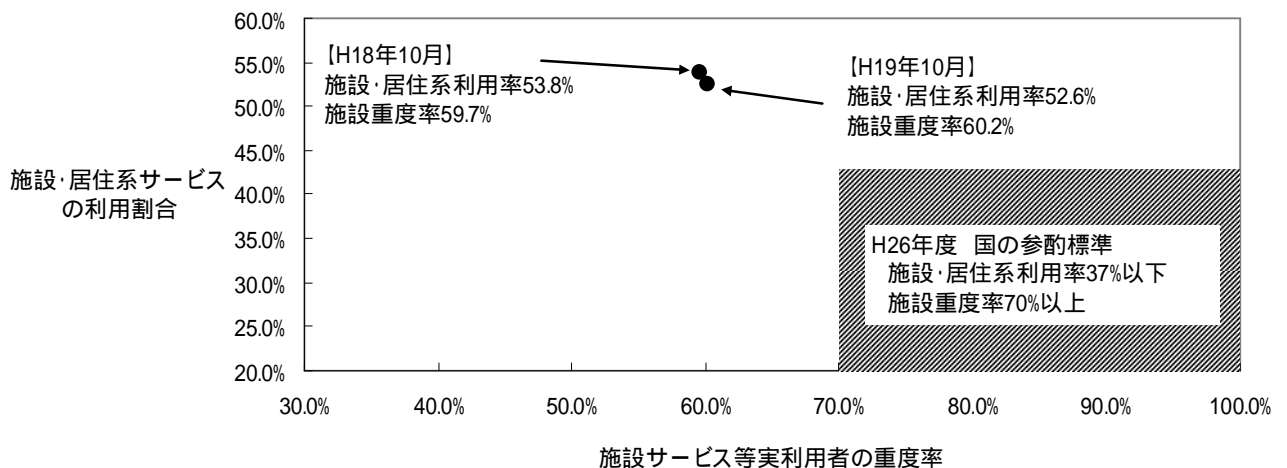
		推計値		実績		推計値に対する実績の割合	
		平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度	平成18年度	平成19年度
介護老人福祉施設	(人)	158	158	170	169	107.6%	107.0%
介護老人保健施設	(人)	131	131	153	156	116.8%	119.1%
介護療養型医療施設	(人)	173	174	163	162	94.2%	93.1%

資料:介護高齢課調べ
[単位:人/年]

(5) 国の参酌標準に対する実績

国の参酌標準に対する実績については、平成19年10月現在、施設・居住系サービス利用率は52.6%と、平成18年度から低下し、施設サービス利用者重度率は60.2%と、平成18年度から上昇しています。

図表 78 施設・居住系サービスに関する参酌標準 (国の計画値)



国の参酌標準は、平成26年度において、「施設サービスと介護専用居住系サービス(認知症対応型共同生活介護等)の利用者数を要介護2～5の認定者数の37%以内とすること」、「施設サービス利用者のうち要介護4と5の者の割合を70%以上とすること」の2つ

資料3 高齢者福祉サービス等の状況

特定高齢者（健康診査等を通じて、介護予防が必要と判断された高齢者）や虚弱高齢者を対象に実施される介護保険事業（地域支援事業）や高齢者福祉サービス、そして、高齢者の生きがいを支援する活動としての老人クラブやシルバー人材センターの状況を見ることとします。

3 - 1 地域包括支援センター及び在宅介護支援センター

本市は、高齢者やその家族への相談支援の拠点として、地域包括支援センターを1か所、そして、6つの日常生活圏域に地域包括支援センターのランチ（支所的施設）6か所（在宅介護支援センターと兼務）を設置運営し、介護保険サービスやその他の福祉サービスに関する利用支援を実施しています。

また、地域包括支援センターでは、介護予防健診などを通じて特定高齢者（介護予防が必要と判断された高齢者）を把握し、該当者の介護予防プランを作成しています。

図表 79 市内の地域包括支援センター及び在宅介護支援センター

種別	概要
地域包括支援センター	「しんしろ福祉会館」内に設置され、高齢者とその家族の方々の総合相談窓口で、介護・福祉・健康などの相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介などを実施しています。
在宅介護支援センター	「しんしろ福祉会館」、「西部福祉会館」、「寿楽荘」、「麗楽荘」、「くるみ荘」、「虹の郷」の市内6か所に設置され、身近なところで、介護・福祉・健康などについて高齢者とその家族の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介などを実施しています。

資料：介護高齢課調べ

3 - 2 介護予防教室

介護予防教室は、介護予防健診などを通じて把握された特定高齢者やそのほかの虚弱高齢者を対象に、筋力向上や転倒予防、栄養改善、口腔機能改善などを目的に実施している事業です。

教室への参加人数は、平成 20 年度は 100 人を見込んでおり、介護予防検診等により特定高齢者等の把握が進むのに伴い、教室への参加人数も年々増加しています。

図表 80 介護予防教室の参加人数の推移

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
介護予防教室 ・ 筋力アップ教室 ・ 転倒予防教室 ・ 栄養改善事業 ・ 口腔機能改善事業	参加人数(人)	30	74	100

資料:介護高齢課調べ

3 - 3 高齢者福祉サービス

日常生活に支障のある虚弱高齢者やひとり暮らし、高齢者のみの世帯などを対象に、生活支援のための各種福祉サービスを実施しています。

多くのサービスで利用が増加しており、日常生活用具や福祉タクシー利用助成に関する事業で大きな伸びがみられるほか、平成 18 年度から介護保険事業（地域支援事業）として実施しているミニデイサービス、そして、新城市社会福祉協議会の事業として実施されている紙おむつ宅配サービスなどでも、利用の伸びが顕著です。

図表 81 福祉サービスの推移

		単位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	18 20年 度伸び率
高齢者福祉サービス	緊急通報の設置	年度末設置者数(件)	268	278	288	7.5%
	生活支援ホーム ヘルプサービス	月平均利用人数(人)	4.4	2.2	2.5	-43.2%
		延利用回数(回)	210	106	120	-42.9%
	生活支援デイサ ービス	月平均利用人数(人)	24.8	22.8	22.5	-9.3%
		延利用回数(回)	907	811	810	-10.7%
	生活支援ショート ステイ	実利用人数(人)	0	1	1	-
		延利用日数(日)	0	8	7	-
	ミニデイサービス (一般事業分)	実施地区数(か所)	18	18	18	0.0%
		延開催回数(回)	36	36	36	0.0%
		延利用人数(人)	200	205	210	5.0%
	日常生活用具の 支給	電磁調理器(台)	3	3	5	66.7%
		火災報知器(台)	16	15	20	25.0%
		自動消火器(台)	0	0	0	-
	寝具乾燥サービ ス	利用世帯(世帯)	61	49	62	1.6%
	福祉タクシー利 用助成	助成券発行数(人)	208	240	250	20.2%
		助成券利用件数(件)	3,388	3,437	3,600	6.3%
外出支援サービ ス(介護タクシー)	助成券発行数(人)	22	27	30	36.4%	
	助成券利用件数(件)	139	100	110	-20.9%	
シルバーハウジ ング援助員派遣	派遣戸数(戸)	12	12	12	0.0%	
介護保険地域支 援事業	配食サービス	利用人数(人)	160	167	175	9.4%
		配食数(食)	19,275	19,758	20,650	7.1%
	重度要介護者家 族介護用品支給	給付券発行数(人)	43	42	43	0.0%
		支給額(千円)	1,822	1,743	2,080	14.2%
	ミニデイサービス (地域支援事業 分)	実施地区数(か所)	32	32	32	0.0%
		延開催回数(回)	226	272	280	23.9%
		延利用人数(人)	4,254	4,896	5,040	18.5%
友愛訪問	月平均利用人数(人)	201	222	230	14.4%	
	延訪問回数(回)	5,017	5,055	5,060	0.9%	
社会福 祉協 議	紙おむつ宅配サ ービス	実利用人数(人)	97	100	110	13.4%
		延宅配件数(件)	362	397	430	18.8%
	乳酸菌飲料宅配 サービス	年度末配布対象者数 (人)	355	355	360	1.4%
		宅配回数(回)	37,265	34,575	36,425	-2.3%

資料:介護高齢課調べ
平成20年度は見込み

3 - 4 老人クラブ

老人クラブは、各地区で環境整備活動、福祉施設等での奉仕活動、趣味の教室の運営、安全安心啓発活動、女性の社会活動の推進などに取り組んでいる組織です。

平成 20 年度現在、市内に 75 のクラブがあり、会員数は 4,599 人で、65 歳以上の高齢者の 33.6% が参加しています。

なお、クラブ数、会員数ともに年々減少してきており、高齢者人口に占める会員数の割合も大きく低下してきています。

図表 82 老人クラブの推移

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
老人クラブ	クラブ数(クラブ)	98	86	75
	会員数(人)	5,667	5,087	4,599
高齢者人口に占める老人クラブ会員数の割合		42.5%	37.6%	33.6%
【参考】65 歳以上の高齢者人口		13,345	13,540	13,703

資料：老人クラブのデータは介護高齢課調べ。高齢者人口は住民基本台帳人口（4月1日現在）

3 - 5 シルバー人材センター

シルバー人材センターは、地域社会に密着した「臨時的かつ短期的」な仕事を家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これを加入会員が、その希望や能力に応じて就業する仕組みの組織です。

平成 20 年度現在、会員数は 728 人で、就業率は 97.5% となっており、会員数は横ばいという状況です。

図表 83 シルバー人材センターの推移

	単位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
シルバー人材センター	会員数(人)	728	723	728
	就業率(%)	97.5	98.2	97.5
高齢者人口に占めるシルバー人材センター会員数の割合		5.5%	5.3%	5.3%
【参考】65 歳以上の高齢者人口		13,345	13,540	13,703

資料：シルバー人材センターのデータは介護高齢課調べ。高齢者人口は住民基本台帳人口（4月1日現在）

資料4 市民等のニーズ（アンケート調査結果より）

4 - 1 調査目的

本アンケート調査は、市民の高齢期における生活の実態や考え方を把握するとともに、高齢者福祉や介護などに対する意見・要望を計画に反映させるために実施したものです。

また、本市をサービス提供区域とする事業所を対象に調査を実施し、市の施策に対する意見・要望を把握するとともに、新規サービス・施設の整備や本市への新規参入の意向を把握しました。

4 - 2 調査対象及び調査方法等

調査の対象者と調査方法などは、次のとおりです。

図表 84 調査の概要

調査の種類	55歳以上 市民調査	介護予防健診 受診者調査	要介護等 認定者調査	介護サービス 事業所調査
調査対象	55歳以上の 市民	介護予防健診 受診者	要支援・要介 護認定者	介護サービス 事業所
標本数	1,400	160	1,607	80
抽出法	住民基本台帳 から無作為抽出	介護予防健診 受診者から抽出	施設入所者を 除く、全数	市内をサービ ス提供区域と する事業所及 び市内開業 医・歯科医を 抽出
調査方法	郵送法	郵送法	郵送法	郵送法
調査時期	平成20年8月	平成20年8月	平成20年8月	平成20年9月
回収数	858	100	984	45
回収率	61.3%	62.5%	61.2%	56.3%

4 - 3 主な調査結果

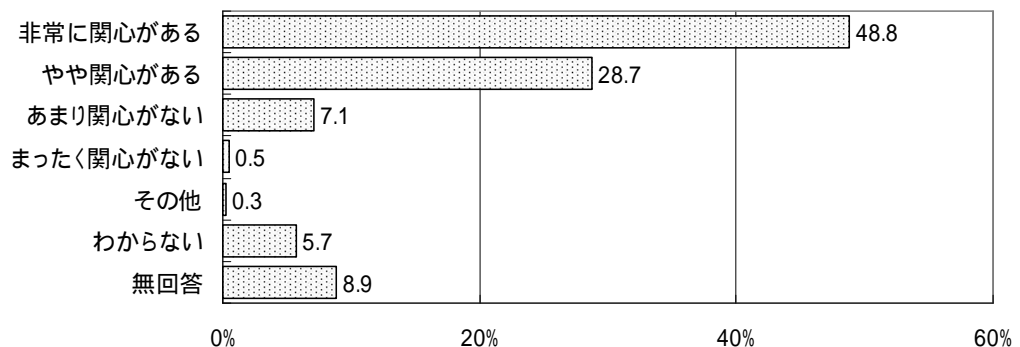
主な調査結果は、次のとおりです。

(1) 55歳以上市民調査

介護予防への関心 [単一回答]

「非常に関心がある」との回答が48.8%と最も多く、次いで「やや関心がある」28.7%、「あまり関心がない」7.1%、「わからない」5.7%と続いている。

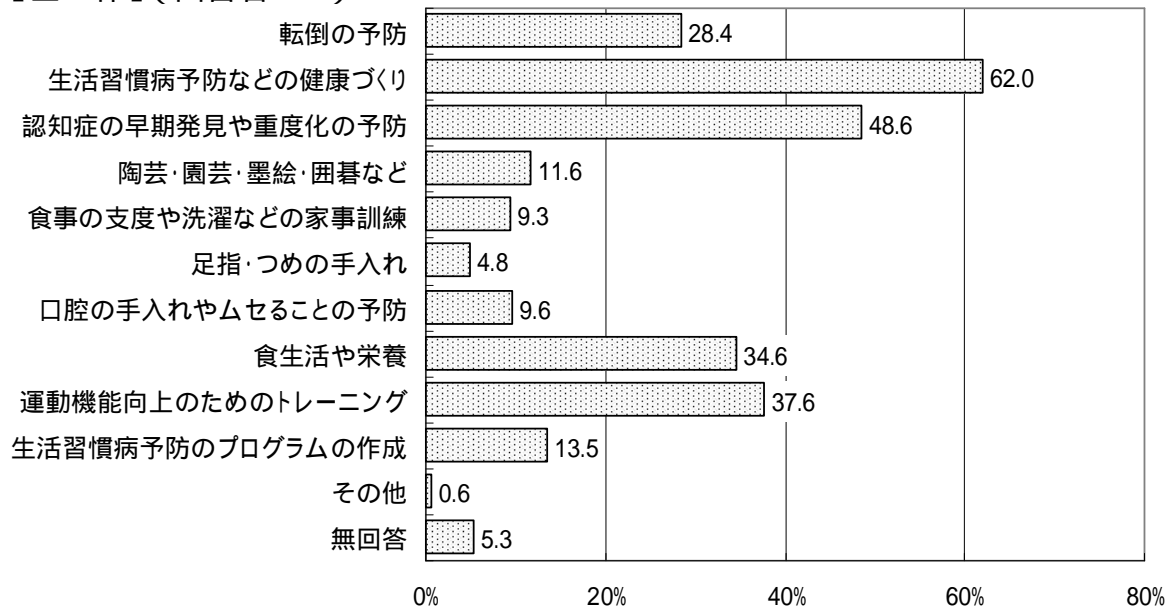
【全 体】(回答者 858)



関心のある介護予防の教室やサービス [複数回答]

「生活習慣病予防などの健康づくり」との回答が62.0%と最も多く、次いで「認知症の早期発見や重度化の予防」48.6%、「運動機能向上のためのトレーニング」37.6%、「食生活や栄養」34.6%と続いている。

【全 体】(回答者 665)

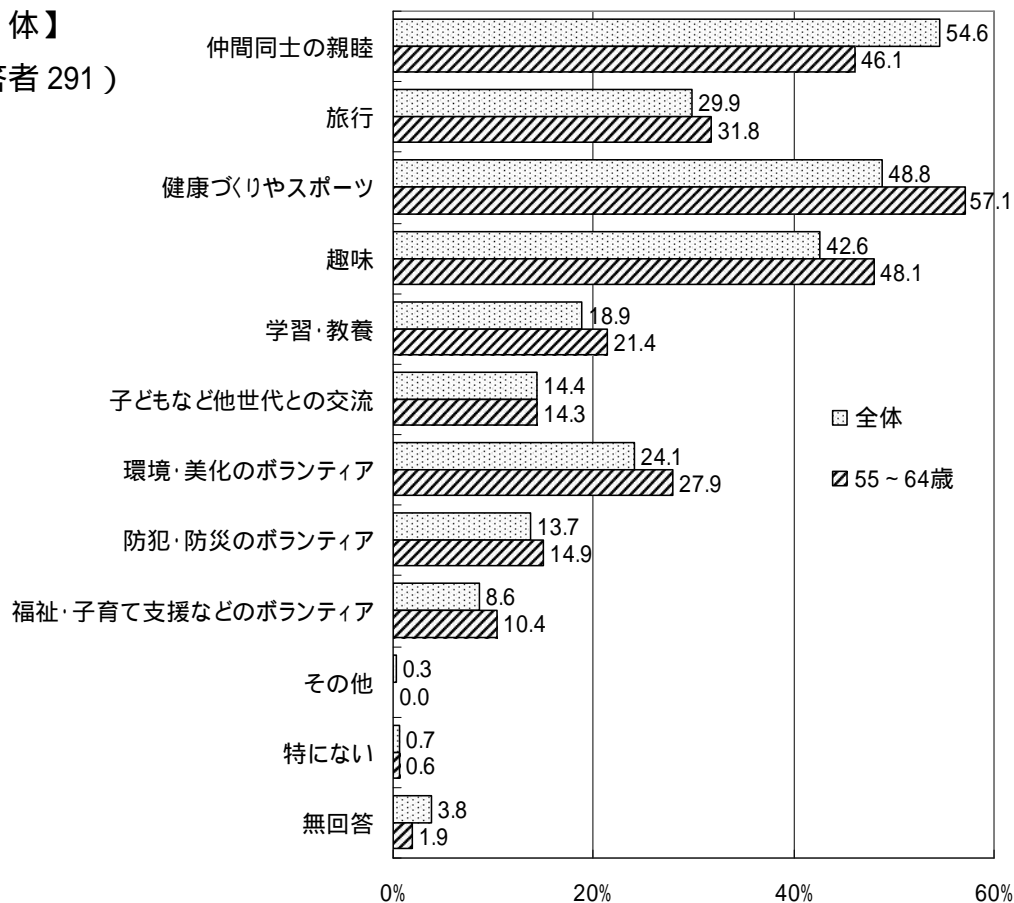


老人クラブで希望する活動 [複数回答]

「仲間同士の親睦」との回答が 54.6%と最も多く、次いで「健康づくりやスポーツ」48.8%、「趣味」42.6%、「旅行」29.9%と続いている。

「健康づくりやスポーツ」との回答は、55～64歳では 57.1%で、全体と比べて高くなっている。

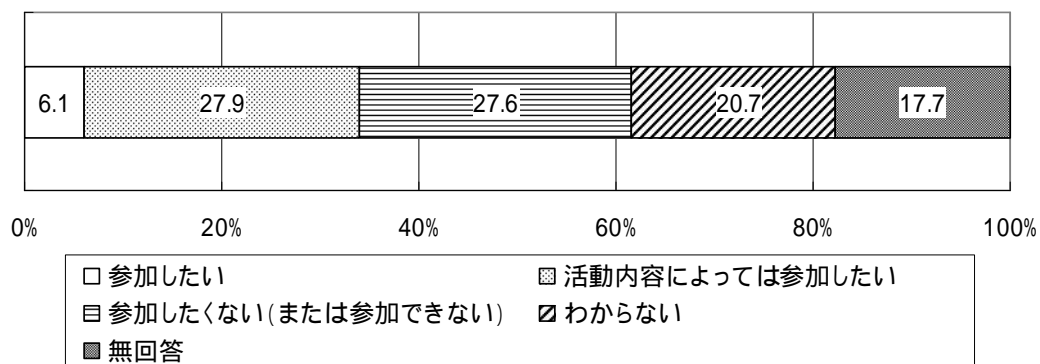
【全 体】
(回答者 291)



老人クラブの活動への今後の参加意向 [単一回答]

「活動内容によっては参加したい」との回答が 27.9%と最も多く、次いで「参加したくない(または参加できない)」27.6%、「わからない」20.7%、「参加したい」6.1%と続いている。

【全 体】(回答者 858)

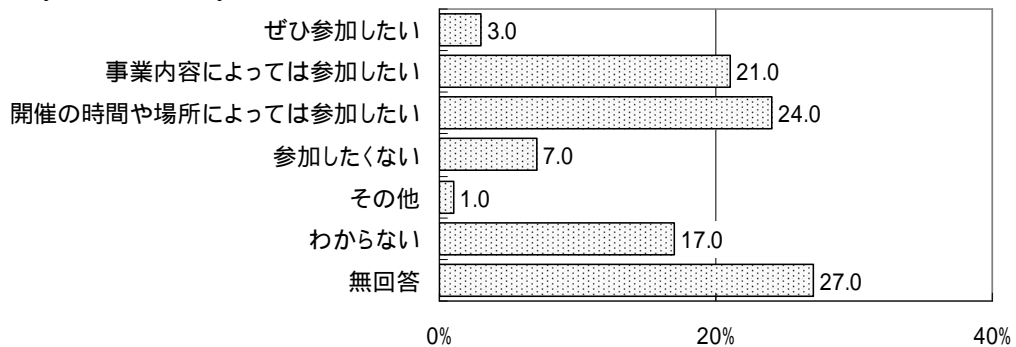


(2) 介護予防健診受診者調査

介護予防事業への今後の参加意向 [単一回答]

「開催の時間や場所によっては参加したい」との回答が24.0%と最も多く、次いで「事業内容によっては参加したい」21.0%、「わからない」17.0%、「参加したくない」7.0%と続いている。

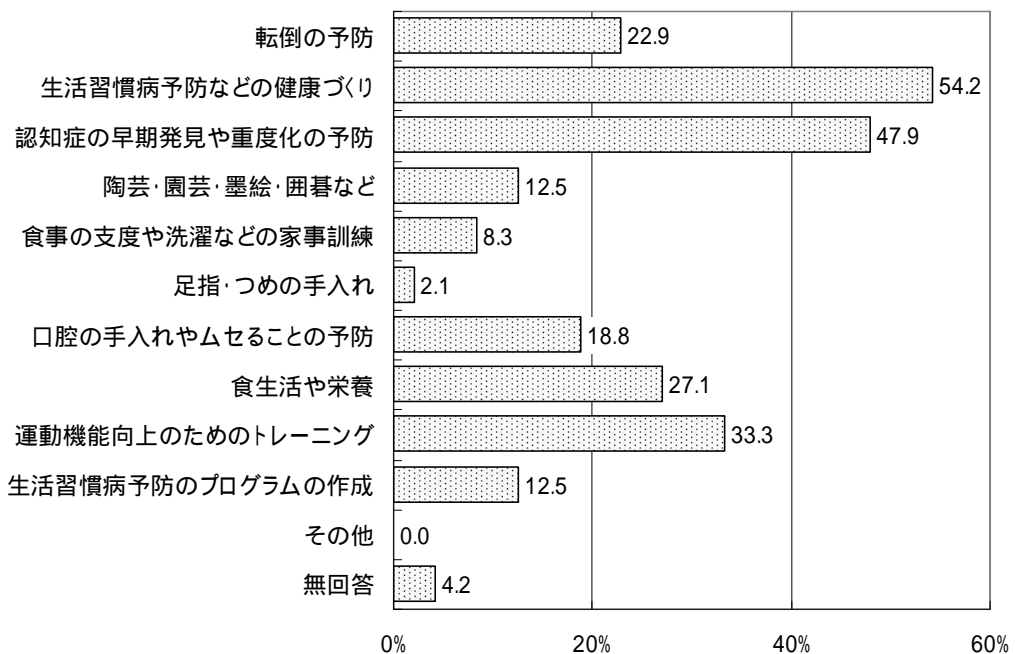
【全 体】(回答者 100)



関心のある介護予防事業 [複数回答]

「生活習慣病予防などの健康づくり」との回答が54.2%と最も多く、次いで「認知症の早期発見や重度化の予防」47.9%、「運動機能向上のためのトレーニング」33.3%、「食生活や栄養」27.1%と続いている。

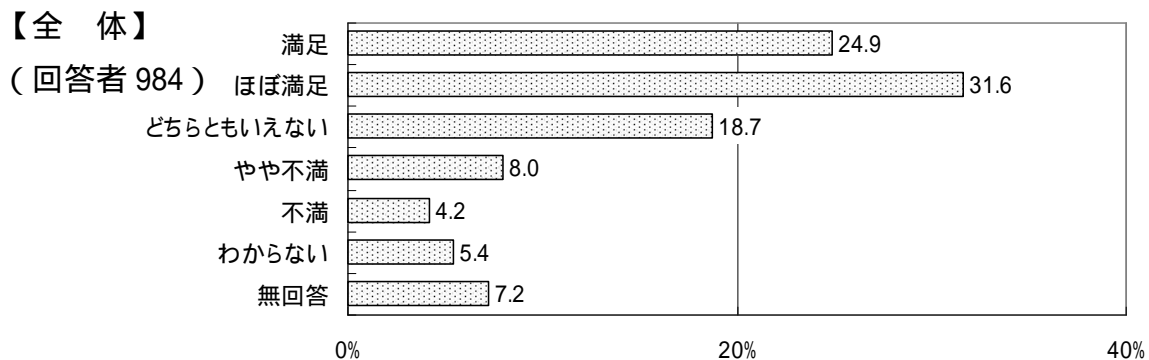
【全 体】(回答者 48)



(3) 要介護等認定者調査

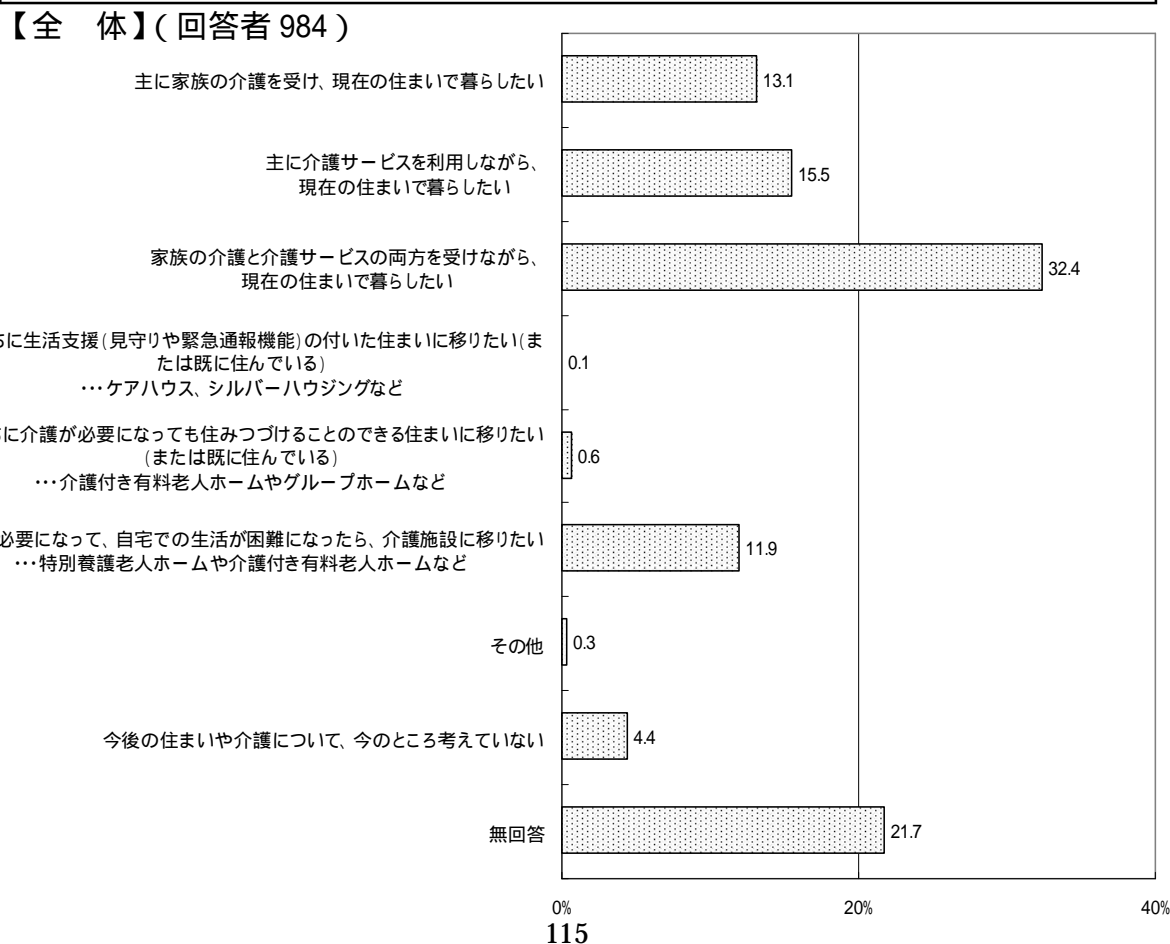
要介護等認定の結果（要介護度）の満足度 [単一回答]

「ほぼ満足」との回答が31.6%と最も多く、次いで「満足」24.9%、「どちらともいえない」18.7%、「やや不満」8.0%と続いている。



住まいと介護の意向 [単一回答]

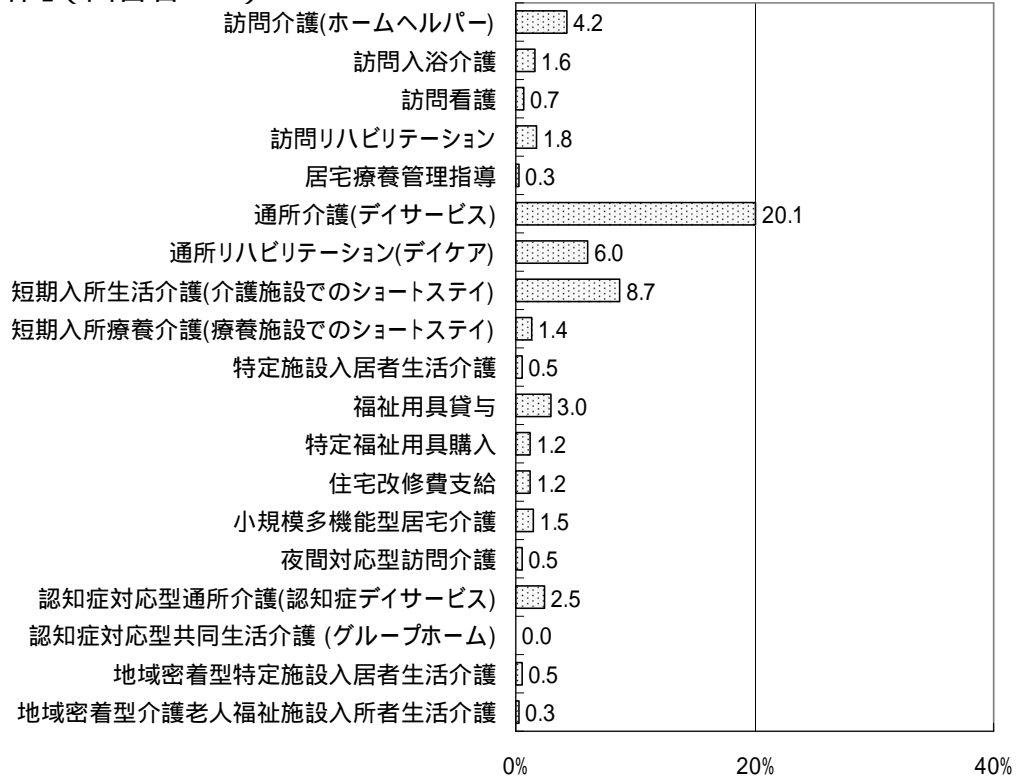
「家族の介護と介護サービスの両方を受けながら、現在の住まいで暮らしたい」との回答が32.4%と最も多く、次いで「主に介護サービスを利用しながら、現在の住まいで暮らしたい」15.5%、「主に家族の介護を受け、現在の住まいで暮らしたい」13.1%、「介護が必要になって、自宅での生活が困難になったら、介護施設に移りたい…特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホームなど」11.9%と続いている。



回数や日数を増やしたい介護保険制度のサービス [複数回答]

「通所介護(デイサービス)」との回答が20.1%と最も多く、次いで「短期入所生活介護(介護施設でのショートステイ)」8.7%、「通所リハビリテーション(デイケア)」6.0%、「訪問介護(ホームヘルパー)」4.2%と続いている。

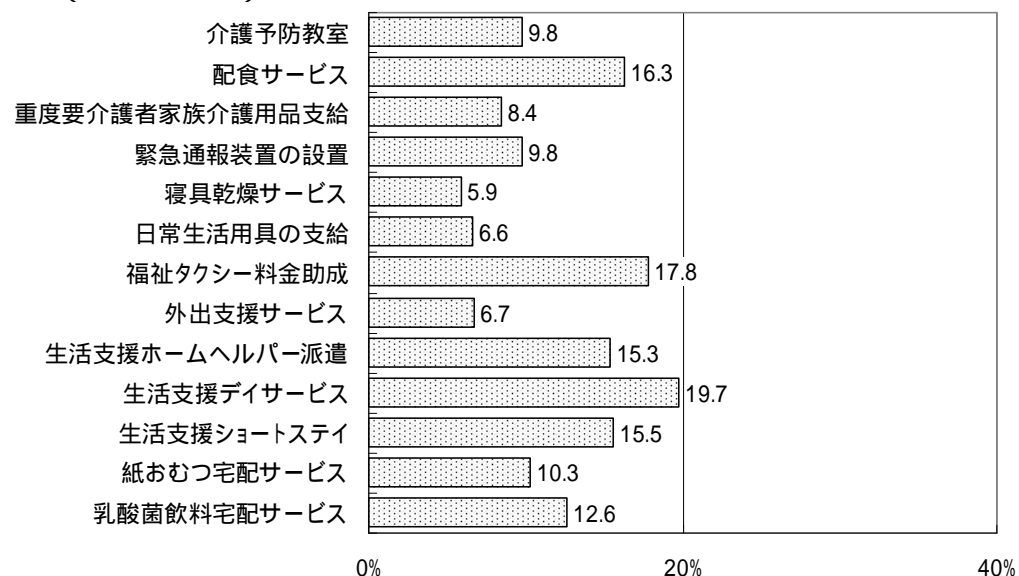
【全 体】(回答者 733)



今後利用したい高齢者福祉サービス [複数回答]

「福祉タクシー料金助成」との回答が8.1%と最も多く、次いで「配食サービス」7.8%、「生活支援ショートステイ」、「寝具乾燥サービス」5.9%と続いている。

【全 体】(回答者 984)

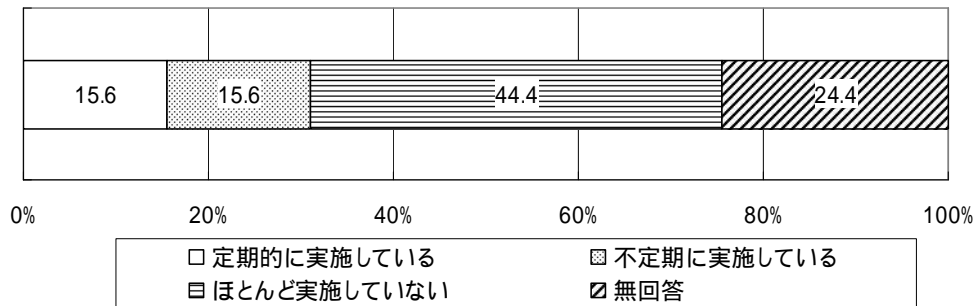


(4) 介護サービス事業所調査

利用者や家族などへの満足度調査の実施 [単一回答]

「ほとんど実施していない」との回答が 44.4%と最も多く、「定期的を実施している」、「不定期に実施している」が 15.6%と続いている。

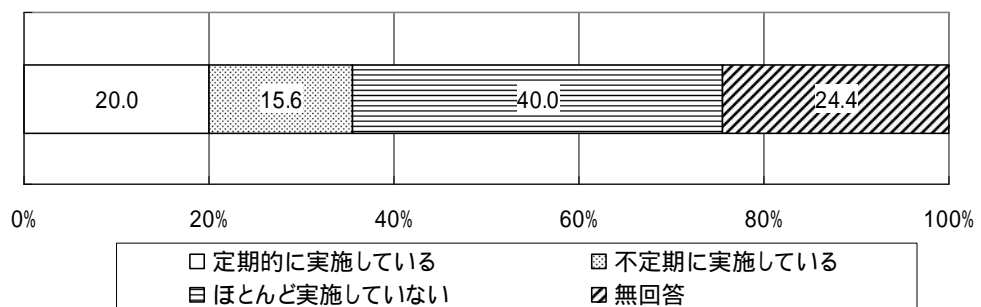
【全 体】(回答者 45)



問7 サービスやマネジメントの評価の実施 [単一回答]

「ほとんど実施していない」との回答が 40.0%と最も多く、「定期的を実施している」20.0%、「不定期に実施している」15.6%と続いている。

【全 体】(回答者 45)



資料5 計画課題

資料1から資料4までの内容を踏まえて、第4期計画の課題を設定します。

5 - 1 元気で健康な高齢者のために

課題1	健康の保持・増進への支援	<p>要介護等認定者数は年々増加しており、市民の健康寿命（病気や認知症、衰弱などで要介護状態となった期間を、平均寿命から差し引いた寿命）を伸ばしていくために、高齢者保健福祉計画に基づく介護予防対策や健康増進計画に基づく生活習慣病予防対策を一層推進していくことが課題です。</p> <p>アンケート調査では、55～64歳の生きがい活動として、健康づくりやスポーツを希望する方が多くいたことから、高齢期における健康づくりやスポーツ活動の機会拡大が課題です。</p>
課題2	高齢者の社会参加の促進	<p>団塊の世代が高齢期に移行していく中で、高齢者が健康で、持てる力を生かして社会参加ができるよう、環境づくりを進める必要があります。</p> <p>その大きな課題として、老人クラブの活性化があり、アンケート調査で「活動内容によっては参加したい」という未加入者を魅力的な活動で引きつけていくかが課題です。</p> <p>また、シルバー人材センターについても、会員数は近年横ばいであり、将来参加したいという方を確実に取り込んでいくための職種の多様化などが課題です。</p>

5 - 2 特定（虚弱）高齢者のために

課題 3	特定高齢者、 虚弱高齢者への 支援	<p>介護予防については、アンケート調査で 55 歳以上の方の 6 割以上が関心を持ち、介護予防健診の受診者では約半数の方が条件付で介護予防事業への参加を希望しました。</p> <p>今後は、介護予防健診の充実などを通じて、特定高齢者やそのほかの虚弱高齢者を的確に把握するとともに、事業内容や時間設定の配慮、介護予防プランの作成などを通じて、介護予防事業への参加促進を図ることが課題です。</p> <p>また、要介護等認定者以外の高齢者に対する閉じこもり防止などで重要な役割を担うミニデイサービスについては、実施箇所(地区)や事業への協力者の増加が課題です。</p>
------	-------------------------	---

5 - 3 介護を必要とする高齢者のために

課題 4	要支援・要介護 高齢者への 支援	<p>アンケート調査結果を踏まえ、要介護等認定に対する理解に努めていく必要があります。</p> <p>また、家族介護と介護サービスの併用による自宅での生活継続を望む声が多いことを踏まえ、家族介護者の負担軽減への支援を含め、通所介護や短期入所をはじめニーズの高いサービスの提供基盤の確保を進めることが課題です。</p> <p>さらに、介護療養型医療施設の廃止を見ずえて、介護老人保健施設や居宅系施設への転換など、代替サービスの基盤整備が求められます。</p> <p>そして、介護サービス事業所へのアンケート調査結果を踏まえて、苦情対応やサービスの質を高める取り組みを促していくことが課題です。</p>
------	------------------------	---

課題 5	地域密着型サービスと生活基盤の整備	<p>広い市域に市街地、山間部それぞれの社会資源の特性を持つ本市においては、住み慣れた場所での在宅生活の継続や、認知症高齢者ケアの充実が大きな課題です。</p> <p>地域密着型サービスの基盤は徐々に増えつつあるものの、現段階では日常生活圏域で整備に偏りがあり、今後一層、基盤整備に努めていくことが課題です。</p>
------	-------------------	--

5 - 4 高齢者を支えるネットワークづくり

課題 6	高齢者を支える体制・ネットワークづくり	<p>地域の保健・福祉・医療等関係機関の一層の連携を通じて、必要なサービスの提供や相談に的確に応じられる体制の一層の充実を図る必要があります。</p> <p>また、介護サービスとともに、アンケート調査でもニーズの高かった外出支援に関係するサービスや配食サービスなど、在宅生活を継続していくための支援の充実がより一層に必要となってきました。</p> <p>さらに、本市の優位性でもある情報通信基盤を高齢者の生活支援に役立てるため、その有効活用のためのシステムの研究・検討が第4期の課題です。</p>
------	---------------------	--



資料 6 新城市高齢者保健福祉計画策定委員会

6 - 1 設置要綱

新城市高齢者保健福祉計画策定委員会要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく老人福祉計画（以下「老人福祉計画」という。）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく新城市介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画」という。）の改定を行うため、新城市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の改定案を策定すること。
- (2) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の改定案の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、高齢者の福祉及び介護に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、定数を 16 人以内とし別表に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員を持って構成する。
- 3 委員長は、委員の互選とし、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名する者とし、委員長を補佐する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から新城市老人福祉計画及び新城市介護保険事業計画の改定案を市長に答申するまでの期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、別表に掲げる団体における代表者の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。
- 3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会議等)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、福祉部介護高齢課内に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

6 - 2 委員名簿

新城市高齢者保健福祉計画策定委員会 委員名簿(第4期計画)

役職	氏名	代表区分	備考
委員長	藤原 眞治	新城市社会福祉協議会	新城市社会福祉協議会会長
副委員長	鈴木 宏幸	市民	新城市老人クラブ連合会会長
委員	後藤 卓郎	学識経験者	愛知新城大谷大学学科長(教授)
〃	太田 善市	新城市議会	新城市議会副議長
〃	滝川 信吉	新城市民生委員協議会	新城市民生委員協議会理事
〃	加藤 末四郎	市民	新城市区長会会長
〃	今泉 幸子	市民	福祉を学ぶ会顧問
〃	今泉 正子	ボランティア団体	新城はぐるまの会会長
〃	熊谷 勝	新城医師会	新城医師会副会長
〃	石河 健司	新城歯科医師会	新城歯科医師会副会長
〃	近藤 哲生	新城薬剤師会	新城薬剤師会会長
〃	波田野 光茂	介護サービス事業者	愛知東農協介護支援センター課長
〃	今泉 博人	介護サービス事業者	特別養護老人ホームくるみ荘荘長
〃	小野田 博	愛知県	新城設楽福祉相談センター次長 兼地域福祉課長
〃	山本 元春	愛知県	新城保健所次長兼総務企画課長
〃	林 正司	新城市	新城市副市長

6 - 2 策定の経過

新城市高齢者保健福祉計画（第4期計画）策定の経過

年 月 日	実 施 事 項	内 容
平成 20 年 7 月 11 日	第 1 回計画策定委員会	委員委嘱辞令交付 委員長・副委員長の選出 会議の公開検討 計画策定のためのアンケート内容検討
平成 20 年 7 月 30 日 ～ 8 月 11 日	市民アンケートの実施(3種類) ・ 55 歳以上一般市民 ・ 在宅の要支援・要介護認定者 ・ 特定高齢者	回収率 ・ 55 歳以上 61.3% ・ 特定高齢者 62.5% ・ 要介護者等 61.2%
平成 20 年 8 月	第 3 期計画進捗状況調査 第 4 期計画での取組み方針検討	-
平成 20 年 8 月 25 日 ～ 9 月 5 日	介護サービス事業者等アンケートの実施(医科・歯科開業医を含む。)	回収率 56.3%
平成 20 年 9 月	第 4 期計画期間の介護サービス利用見込み量推計	-
平成 20 年 9 月 12 日	認知症家族介護者座談会開催	-
平成 20 年 9 月 24 日	介護サービス事業者懇談会開催	-
平成 20 年 10 月 2 日	愛知県による本市介護サービス見込み量ヒヤリング	-
平成 20 年 10 月 10 日	第 2 回計画策定委員会	アンケート調査結果検討 計画骨子案検討
平成 20 年 11 月 26 日	第 3 回計画策定委員会	計画案検討 保険料段階・料率検討 ハプリックコメント実施方法検討

年 月 日	実 施 事 項	内 容
平成 20 年 12 月 24 日 ~ 平成 21 年 1 月 23 日	計画案のパブリックコメント	-
平成 21 年 2 月 5 日	第 4 回計画策定委員会	パブリックコメント結果の報告 計画素案の修正検討 保険料段階・料率検討 介護保険事業運営協議会の設置検討
平成 21 年 2 月 18 日	第 5 回計画策定委員会	計画答申案の最終確認 計画案の答申 委員解職辞令交付

用語説明

英字

CATV

「CATV (cable television)」。同軸ケーブルや光ファイバケーブルなどを使ったテレビ放送。当初は難視聴解消のための共同アンテナによる受信、有線による分配を目的としたが、現在では双方向通信や衛星を利用したネットワークサービスに使われている。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルや電話サービス、高速なインターネット接続サービスなどをセールスポイントに、都市部でも加入者を増やしている。新都市のCATVは、市が光ファイバケーブル網を設置し、民間CATV会社に貸与する方式で整備された。光ファイバケーブル網の貸与を受けた民間CATV会社は、平成20年6月からテレビ放送サービスとインターネットサービスを開始している。

NPO

「NPO (nonprofit organization)」。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称。法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

WAM-NET

独立行政法人福祉医療機構がインターネット上に開設している福祉・保健・医療に関する情報提供システムで、介護保険指定事業者に係る情報も掲載されているwebサイト

あ

愛知県高齢者保健福祉計画(あいちけんこうれいしゃほけんふくしけいかく)

愛知県や市町村における総合的な高齢者の保健福祉の推進や介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法第118条に規定する「介護保険事業支援計画」と老人福祉法第20条の9に規定する「老人福祉計画」とを一体として策定する法定計画で、市町村が策定する「市町村介護保険事業計画」及び「市町村老人福祉計画」における各種サービスの目標量等を参酌しつつ、広域的な調整を行ったうえ策定するものであり、愛知県の高齢者保健福祉施策を進めるに当たっての総合的かつ具体的な指針となるもの

愛知県地域ケア体制整備構想(あいちけんちいきケアたいせいせいびこうそう)

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）が平成18年6月21日に公布されたことなどにより、療養病床の再編成が進められることとなった。その受け皿づくりを含め、今後のより一層の高齢化の進展を念頭においた将来的な医療・介護・住まい等のニーズや社会資源の状況等に即した地域ケア体制の整備について、望ましい将来像とその実現に向けた方策等を示す計画で、平成20年1月に策定されたもの

麗楽荘(うららそう)

社会福祉法人一誠福祉会が設置した施設で、新城市矢部字上ノ川にあり、福祉・介護事業の拠点施設となっている。敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ施設、デイサービス施設、在宅介護支援センター、認知症高齢者グループホーム、ケアハウス、その他居宅介護サービス事業所がある。

か

介護給付(かいごきゅうふ)

この計画書では、介護保険制度で要介護認定により要介護1から要介護5までに認定された方が、介護保険の対象となるサービスを利用された場合に利用者負担分を支払った後の保険給付分をさす。

介護サービス(かいごサービス)

この計画書では、介護が必要な状態の方の介護に利用できるサービスのうち、介護保険制度で保険給付の対象となるサービス(予防サービスを含む。)をさす。介護サービスには、居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、居宅介護福祉用具購入、居宅介護住宅改修、居宅介護支援、施設介護サービス、特定入所者介護サービスがある。

介護サービス計画(かいごサービスけいかく)=ケアプラン

要介護(要支援)者本人及びその家族の希望を受けとめ、サービス担当者会議での各専門職の協議で作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のこと。

介護保険制度では、本人のニーズに適応したサービスを効率的、かつ計画的に提供する視点から、「介護サービス計画を作成して、サービスを需給する」ことを給付の基本としている。

在宅では「居宅サービス計画」を、施設では「施設サービス計画」を作成し、その計画に基づいてサービスが提供される。計画は、要介護(要支援)者の状態変化に伴って随時、計画は変更される。

介護サービス事業者(かいごサービスじぎょうしゃ)

介護保険の法定サービスを提供する事業者

介護サービス見込み量ワークシート(かいごサービスみこみりょうワークシート)

市町村が介護保険事業計画を策定するにあたって、介護サービスの利用見込み量を推計するために厚生労働省が作成した標準的な算出手順書

介護支援専門員(かいごしえんせんもんいん)=ケアマネジャー

介護保険の法定サービスで、介護保険法第79条第2項第2号に規定された、要介護者等からの相談に応じて、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービスまたは施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者

介護専用型特定施設(かいごせんようがたとくていしせつ)

有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)等の特定施設であって、入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られる施設

介護相談員(かいごそうだんいん)

新城市が介護保険の地域支援事業として実施しているサービスで、施設などの事業所を訪問して、利用者の疑問、不満等を聞き取り問題の発見や改善点を提案するなどして、利用者の苦情の発生を未然に防止することを目的とする相談員。新城市では平成20年12月現在6人の民生委員が務めている。

介護報酬(かいごほうしゅう)

介護保険制度で、要介護・要支援の認定を受けた者が保険給付の対象となる介護サービス(予防サービスを含む)を利用した場合にそのサービスを提供した事業者が受け取れる報酬。報酬は、介護サービスの区分ごとに国が定め、告示する。報酬は、通常3年ごとに改定される。事業者は、介護報酬の1割を利用者に請求し、残り9割を介護保険の保険者(市町村)に請求する。

介護保険(かいごほけん)

平成12年4月から始まった制度で、医療保険、年金保険、労災保険、雇用保険に続く5番目の社会保険制度。「加齢等により常に介護を要する状態」に至ったことを保険事故として、各種介護サービスの利用を保険給付の対象とする社会保険で、加入の対象者は、40歳以上の国民と一定期間在住する外国人。保険事業の運営は原則として市町村が行う。

介護保険運営協議会(かいごほけんうんえいきょうぎかい)

新城市の介護保険事業の運営について適切かつ効果的に行うため、地域包括支援センターの公平・中立性の確保、適正な運営を図ること及び地域密着型サービスの適正な運営を確保することを目的として設置してある機関。第4期計画期間では、計画の進捗状況についても検証し、計画の円滑な進行方策について検討することも予定している。

介護予防教室(かいごよぼうきょうしつ)

新城市が介護保険の地域支援事業として実施しているサービスで、要介護状態になることを予防し、要介護状態になっても軽減または悪化防止を図るための講習会(運動・実技・講話)

介護予防健診(かいごよぼうけんしん)

新城市が介護保険の地域支援事業として実施しているサービスで、65歳以上の方を対象として、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、循環器検査、貧血検査、血液化学検査を実施し、生活機能が低下しているおそれのある高齢者を早期に把握する健診。正式には「生活機能評価」と呼ばれるが、新城市では、「介護予防健診」と呼称している。

介護予防サービス(かいごよぼうサービス)

「予防サービス」の用語説明をごらんください。

介護予防支援(かいごよぼうしえん)

介護保険の法定サービスで、要支援者が介護予防サービスや介護予防に資する保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師等が要支援者の依頼をうけて、心身の状況、置かれた環境、本人・家族の希望等をふまえ、利用する介護予防サービスの種類、内容、担当者等を定めた介護予防サービス計画を作成するとともに、そのサービスの提供が確保されるようにサービス事業者等との連絡調整やその他の便宜の提供を行うもの。(このサービスは、費用が全額保険給付となり、利用者負担はない。)

介護予防支援事業所(かいごよぼうしえんじぎょうしょ)

市町村長の指定を受けた地域包括支援センター。なお、指定介護予防支援事業者は、市町村長に届け出たうえで、指定介護予防支援の業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

介護予防指導(かいごよぼうしどう)

新城市が介護保険の地域支援事業として実施しているサービスで、介護予防健診を通じて把握された生活機能が低下しているおそれのある高齢者に対して、要介護状態になることを予防し、要介護状態になっても軽減または悪化防止を図るために保健師等が行う指導

介護療養型医療施設(かいごりょうようがたいりょうせつ)

介護保険の法定サービスで、医療法に規定された、療養病床を有する病院、診療所において、その療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設

介護療養型病床(かいごりょうようがたびょうしょう)

介護療養型医療施設の病床

介護老人福祉施設(かいごろうじんふくしせつ)

介護保険の法定サービスで、身体上又は精神上著しい障がいがあるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者(要介護者)を入所させ、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。老人福祉法に規定する「特別養護老人ホーム」が介護老人福祉施設となっている。

介護老人保健施設(かいごろうじんほけんせつ)

介護保険の法定サービスで、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話を行うことを目的とする施設

外出支援サービス(がいしゅつしえんサービス)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、重度要介護者外出支援サービスと移動困難者の福祉輸送サービスがある。

重度要介護者外出支援サービスは、自力で歩行が困難な高齢者(要介護4または5)や身体障がい者(身体障害者手帳の体幹または下肢の1級、2級)が医療機関等へストレッチャーや車椅子で乗降可能なタクシー(介護タクシー)を利用して外出する場合に初乗り料金を助成するもの(ただし、助成対象世帯に車椅子対応の車両を有している場合、このサービスを利用できない。)

移動困難者の福祉輸送サービスは、他人の介助によらずに移動することが困難で単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方が通院、日常生活に必要な買い物などをする場合に車両を派遣するもの

紙おむつ宅配サービス(かみおむつたくはいサービス)

新城市社会福祉協議会が行なっている独自サービスで、新城市が行っている重度要介護者家族介護用品支給事業の対象外となっている市民税課税世帯の要介護4・5の方に、紙おむつなどを宅配するもの

虐待防止ネットワーク(ぎゃくたいぼうしネットワーク)

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨に沿って、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために設置した関係機関や民間団体の連携協力体制

給付費(きゅうふひ)

この計画書では、介護保険の保険者から介護サービス事業者に支払われる費用のことをさす。介護サービスの利用者は、介護サービスを利用したとき、介護サービス事業者に費用の1割を支払い、残り9割は介護保険の保険者から介護サービス事業者を支払われる。

居宅介護サービス事業(きょたくかいごサービスじぎょう)

介護保険の法定サービスのうち、居宅(在宅)で受ける介護サービス。居宅介護サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売がある。

居宅介護サービス事業所(きょたくかいごサービスじぎょうしょ)

介護保険制度で保険適用となる介護サービスのうち、居宅(在宅)で受ける介護サービスを提供するため、都道府県知事の指定を受けて居宅介護サービスの業務を行う事業所

居宅介護支援(きょたくかいごしえん)

介護保険の法定サービスで、要介護者が、居宅サービス等を適切に利用できるように、介護支援専門員(ケアマネジャー)が利用者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等を定めた居宅介護サービス計画(ケアプラン)を作成し、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整やその他の便宜の提供を行うもの。(このサービスは、費用が全額保険給付となり、利用者負担はない。)

居宅介護支援事業所(きょたくかいごしえんじぎょうしょ)

都道府県知事の指定を受けて、居宅介護支援を業務して行う事業所

居宅療養管理指導(きょたくりょうようかんりしどう)

介護保険の法定サービスで、病院・診療所・薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うもの

緊急通報装置の設置(きんきゅうつうほうそうちのせっち)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯などにおいて、急病、災害時に対処するため、緊急事態を通報できる電話を貸与しているもの。緊急ボタンを押すと市が契約している業者に通報でき、事前に登録する緊急通報先に緊急連絡が行われる。

くるみ荘(くるみそう)

社会福祉法人鳳寿会が設置した施設で、新城市玖老勢字クルミ沢にあり、福祉・介護事業の拠点施設となっている。敷地内に特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)、ショートステイ施設、デイサービス施設、在宅介護支援センター、ケアハウス、その他居宅介護サービス事業所がある。

ケアハウス

「軽費老人ホーム」の用語説明をご覧ください。

ケアプラン

「介護サービス計画」の用語説明をご覧ください。

ケアマネジャー

「介護支援専門員」の用語説明をご覧ください。

軽費老人ホーム(けいひろうじんホーム)

60歳以上(夫婦の場合は、どちらかが60歳以上)で自炊ができない程度の身体機能の低下や高齢等のために独立して生活するには不安が認められ、かつ家族による援助を受けることが困難な方を対象に低額な料金で入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する老人福祉施設。ケアハウスは、軽費老人ホームの一種で、より自立的な生活を望む高齢者に生活相談、入浴、食事を提供する施設。

健康増進計画(けんこうぞうしんけいかく)

健康増進法第8条第2項に基づき、厚生労働大臣が定めた国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、市町村がその住民の健康の増進の推進に関する施策について定める計画

権利擁護事業(けんりようごじぎょう)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない方が、自立した地域生活を送れるように総合的な援助を提供するもの

高額介護サービス費(こうがくかいごサービスひ)

同一世帯に複数の要介護者または要支援者がいる場合で、その世帯のサービス利用者が支払った1ヵ月ごとの利用者負担の合算額が一定の上限額を超えたときに、その上限額と支払った合算額との差額を利用者の申請により利用者へ支給する費用。ただし、福祉用具購入費、住宅改修費、施設における食費・居住費などの利用者負担分は高額介護サービス費の対象とはならない。

後期高齢者健診(こうきこうれいしゃけんしん)

75歳以上の方(65歳から74歳までの一定の障がいのある方を含む)を対象に、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)で実施する健康診査。愛知県の場合、愛知県後期高齢者医療広域連合が市町村に委託して実施している。

口腔ケア(こうくうケア)

口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより生活の質の向上をめざす技術。具体的には、検診、口腔清掃、義歯の着脱と手入れ、咀嚼・摂食・嚥下のリハビリ、歯肉・頬部のマッサージ、食事の介護、口臭の除去、口腔乾燥予防など。

広報ほのか(こうほうほのか)

新城市が発行している広報紙で、「ほのか」は愛称

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(こうれいしゃぎゃくたいのぼうし、こうれいしゃのようごしゃにたいするしえんとうにかんするほうりつ)

平成18年4月1日に施行された法律で、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、市に通報するよう努めなければならないとされている。

高齢者福祉タクシー料金助成(こうれいしゃふくしタクシーりょうきんじょせい)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、満 80 歳以上のひとり暮らしや 70 歳以上の世帯員のみのお家の 80 歳以上の方が外出することを容易にするため、タクシーの初乗り料金を助成するもの。(ただし、助成対象世帯が自家用自動車を有している場合、施設に入所している場合、外出支援サービスのよる助成対象者はこのサービスを利用できない。)

混合型特定施設入居者生活介護(こんごうがたとくていしせつにゆうきょしゃせいかつかいご)

介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うもの

さ

災害時要援護者(さいがいじょうえんごしゃ)

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等)

災害時要援護者避難支援計画(さいがいじょうえんごしゃひなんしえんけいかく)

新城市が平成 20 年度に策定をする計画で、新城市地域防災計画に定めるもののほか、災害時要援護者の自助および災害時要援護者の居住する地域(近隣)の共助(支え合い)を基本として、災害時要援護者への情報収集伝達体制や避難支援体制などを定めることにより、災害時要援護者の安全・安心体制を強化するための計画

在宅介護支援センター(ざいたくかいごしえんセンター)

身近なところで、介護・福祉・健康などについて高齢者とその家族の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介などを実施しているところ。市内には、次の 6 か所がある。(しんしろ福祉会館、西部福祉会館、麗楽荘、寿楽荘、くるみ荘、虹の郷)

参酌標準(さんしゃくひょうじゅん)

各自治体が介護保険事業(支援)計画を策定する際に、各種サービス見込量等を定めるに当たり参酌すべきものとして厚生労働大臣が定めるもの

自主防災会(じしゅぼうさいかい)

大規模な災害が発生した場合に、地域住民の救出救護、消火活動等の応急活動を実施するとともに、日頃から防災啓発や、防災点検、災害時要援護者対策などを実施し、地域の防災力向上に寄与する地域組織。防災会長、防災専門員を中心に消火班、情報班等の班が編成され、新城市では市内全地区に 149 団体組織されている。

施設サービス(しせつサービス)

この計画書では、介護保険の法定サービスのうち、次の 3 種類の施設における介護サービスをさすこととする。介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

社会福祉士(しゃかいふくしし)

国家試験である社会福祉士試験に合格し、専門的知識および技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職

寿楽荘(じゅらくそう)

新城市が設置した公の施設で、新城市一鍬田字清水野にあり、福祉事業の地区拠点施設となっている。敷地内に養護老人ホーム、デイサービス施設、在宅介護支援センターがある。

主任介護支援専門員(しゅにんかいごしえんせんもんいん)

介護支援専門員を継続的にサポートするスーパーバイザーであって、地域において中核的な役割を担うことになっており、地域包括支援センターや一定規模以上の事業所への配置、独立型居宅介護支援事業所の管理者となる者

ショートステイ

「短期入所生活介護」・「短期入所療養介護」の用語説明をご覧ください。

シルバー人材センター(シルバーじんざいセンター)

シルバー人材センターは、地域社会に密着した「臨時的かつ短期的」な仕事を家庭、事業所、官公庁等から引き受け、これをシルバー人材センターに加入している会員が、その希望や能力に応じて就業するという仕組みの組織。就業の他に各種講習会や研究会の開催、会員の社会見学等を実施している。

シルバーハウジング

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による日常生活支援サービスの提供を併せて行う、高齢者世帯向けの公的賃貸住宅の供給事業またはその住宅

シルバーハウジング生活援助員派遣(シルバーハウジングせいかつえんじょいんはけん)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、シルバーハウジング(高齢者世話付住宅)に居住する高齢者に対して、生活援助員を派遣して生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等を行うもの

重度要介護者家族介護用品支給(じゅうどようかいごしゃかぞくかいごようひんしきゅう)

新城市が介護保険の地域支援事業として実施しているサービスで、市民税非課税世帯の要介護4・5の方に、各種の介護用品と交換できる給付券を支給しているもの。給付券は1ヶ月あたり6,000円分支給し、紙おむつ、尿パッド、清拭用品などと交換ができる。

住宅改修費支給(じゅうたくかいしゅうひしきゅう)

介護保険の法定サービスで、小規模な住宅改修を要支援・要介護者が行ったとき、改修費(支給限度基準額20万円)の9割を上限として給付するもの。支給対象となる改修は、手すりの取付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床材等の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、前記改修に付帯して必要となる改修。

小規模多機能型居宅介護(しょうきぼたきのうがたきょたくかいご)

介護保険の法定サービスのうちの地域密着型サービスで、要支援・要介護者が心身の環境に応じて居宅で訪問を受け、又はサービスの拠点(デイサービスと宿泊、訪問を組合せた小規模施設)へ通い、若しくは短期間宿泊することで、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練を受けることができるもの

食育推進計画(しょくいくすいしんけいかく)

食育基本法第 18 条第 1 項「市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。」の規定に基づき策定される計画

寝具乾燥サービス(しんぐかんそうサービス)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の方などで老衰、心身の障がいなどの理由で寝具類の衛生管理が困難な方の寝具類を丸洗い・乾燥・消毒するもの

審査支払手数料(しんさしはらいてすうりょう)

介護サービス事業者が介護報酬の保険請求分を保険者(市町村)に請求する場合に、審査機関である都道府県の国民健康保険団体連合会を通じて請求することとなっている。都道府県の国民健康保険団体連合会では、事業者から提出された請求を審査し、保険者ごとに分類し、請求するとともに、保険者から支払いを受け、事業者ごとに支払う仕組みとなっている。審査支払手数料は、保険者がこの審査・支払行為について都道府県の国民健康保険団体連合会に支払う対価。

新城市の情報通信基盤(光ファイバ網)(しんしろしのじょうほうつうしんきばん(ひかりファイバもう))

民間事業者による通信回線の光ファイバ化が遅れ、都市部との情報格差が大きくなっていった新城市の情報通信事情を飛躍的に向上させ、地上波テレビ放送のデジタル化に伴う難視聴地域の解消や双方向通信、インターネット環境の改善などを目的として、市が全世帯で接続可能となるよう全域に光ファイバを使用した通信回線を敷設したものの。市が敷設した通信回線網を民間事業者が賃借し、CATV放送とインターネットサービスを展開している。

(光ファイバ：グラスファイバまたはプラスチックファイバを使用したデジタル伝送路となるケーブル。銅線と比べ大容量で電氣的障害に影響されない正確な情報を超高速で通信できる。)

しんしろ福祉会館(しんしろふくしかいかん)

新城市が設置した公の施設で、新城市字東沖野にあり、福祉事業の拠点施設となっている。施設内にデイサービス施設、社会福祉協議会事務所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、ボランティアセンターなど各種機関がある。

生活機能評価(せいかつきのうひょうか)

「介護予防健診」の用語説明をご覧ください。

生活支援ショートステイ(せいかつしえんショートステイ)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、介護保険の要介護等認定審査で「非該当」となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある虚弱の方が介護保険施設のショートステイ施設等に宿泊して、入浴・給食・生活指導などのサービスを受けるもの

生活支援デイサービス(せいかつしえんデイサービス)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、介護保険の要介護等認定審査で「非該当」となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある虚弱の方が介護保険施設のデイサービスセンターに通所して、入浴・給食・生活指導・送迎などのサービスを受けるもの

生活支援ホームヘルパー派遣(せいかつしえんホームヘルパーはけん)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、介護保険の要介護等認定審査で「非該当」となった方の中で、日常生活を営むのに支障のある低所得者のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の虚弱の方に、調理・買い物などの家事や生活に関する相談などの生活支援としてホームヘルパーを派遣するもの

成年後見制度(せいねんこうけんせいど)

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分でない方を保護するための制度で、財産管理や身上監護について、家庭裁判所の審判により選定された後見人等が、本人に代わって財産管理や福祉サービス利用の契約などの法律行為を行う民法上の制度。成年後見制度には、家庭裁判所の審判による「法定後見」と自ら事前に契約する「任意後見」がある。法定後見の申立は、本人・配偶者・四親等内の親族等が行うのが原則であるが、本人に身寄りがない場合などには市町村長が申立てを行うことができる。

西部福祉会館(せいぶふくしかいかん)

新城市が設置した公の施設で、新城市野田字上市場にあり、福祉事業の地区拠点施設となっている。施設内にデイサービス施設、在宅介護支援センターなど各種機関がある。

総合計画(そうごうけいかく)

地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」の規定に基づき市町村の全ての計画の基本となる計画。新城市では、行政経営の理念や本市がめざす将来像とそこに至る手法やプロセスを示すもので、合併後策定された第1次総合計画は、平成20年度から平成30年度までの11年間を計画期間としている。

た

第1号被保険者(だいいちごうひほけんしゃ)

介護保険に加入していただく方(被保険者)のうち、65歳以上の方
第三者評価(だいさんしゃひょうか)

事業者・施設による自己評価、行政による監査における評価の他に、第三者機関によって評価を行うもの

第2号被保険者(だいにごうひほけんしゃ)

介護保険に加入していただく方(被保険者)のうち、40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方(被保険者、組合員等、被扶養者)。医療保険に加入している方とは、次の医療保険各法による被保険者、組合員等およびその被扶養者。(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法)

団塊の世代(だんかいのせだい)

作家堺屋太一氏が、昭和 51 年に発表した小説「団塊の世代」で世代を表す言葉として用いたもので、狭くは、第 2 次世界大戦後の昭和 22 年から昭和 24 年までの第一次ベビーブームで出生した世代をさすもの。広くは、昭和 28 年または昭和 30 年までに生まれた方を含めて言う場合もある。

短期入所生活介護(たんきにゅうしょせいかつかいご) = ショートステイ

介護保険の法定サービスで、要支援・要介護者が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるもの

短期入所療養介護(たんきにゅうしりょうようかいご) = ショートステイ

介護保険の法定サービスで、病状が安定期にある要支援・要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けることができるもの

地域介護支援ネットシステム(ちいきかいごしえんネットシステム)

新都市総合計画基本計画で重点事業とされた情報基盤を活用した各種システムの構築で計上されたシステムで、地域情報基盤を利用して家庭と行政、在宅介護支援事業者との連携を図り、介護情報の交換、介護講座などの介護に関する映像情報の配信、インターネットを通じた介護相談などを行うシステム。総合計画の中期(平成 23 年度～平成 26 年度)での開発を計画している。

地域支援事業(ちいきしえんじぎょう)

介護保険事業の一部として実施されるもので、介護予防事業、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務)を行うことにより、介護保険被保険者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう行う事業

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(ちいきみっちゃくがたかいごろうじんふくししせつにゅうしょしゃせいかつかいご)

介護保険の法定サービスのうちの地域密着型サービスで、入居定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者について、当該施設が地域密着型施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うもの

地域密着型サービス(ちいきみっちゃくがたサービス)

介護保険の法定サービスのうち、次の 6 種類のサービスの総称。夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護(ちいきみっちゃくがたとくていしせつにゅうきょしゃせいかつかいご)

介護保険の法定サービスのうちの地域密着型サービスで、入居定員が 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居している要介護者に、当該施設が介護サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うもの

地域包括支援センター(ちいきほうかつしえんセンター)

高齢者とその家族の方々の総合相談窓口で、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士など専門職員が介護・福祉・健康などの相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介、高齢者虐待の防止、権利擁護などに対応している機関。新城市では、しんしろ福祉会館内にある。

地域優良賃貸住宅(ちいきゆうりょうちんたいじゅうたく)

高齢者・障がい者・子育て世帯を対象とした優良な賃貸住宅。このうち、地域優良賃貸住宅(高齢者型)は、高齢者が安全に安心して居住できるように、「バリアフリー化」され、「緊急時対応サービス」の利用が可能な賃貸住宅。また、高齢者の生活を支援するために、任意の付加的サービスを提供したり、社会福祉施設等を併設することで、より安心して住み続けられる住宅とすることもできる。高齢者向け優良賃貸住宅制度は、60歳以上の単身・夫婦世帯の方等を入居対象に、このような良質な賃貸住宅を、民間活力を活用して供給促進するための制度。高齢者向け優良賃貸住宅を供給する事業者は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、各種の支援措置を受けることができる。

通所介護(つうしょかいご) = デイサービス

介護保険の法定サービスで、要支援・要介護者がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるもの。要支援者は、介護度の悪化を防ぐためのサービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、アクティビティ)を希望に応じて受けすることができる。

通所リハビリテーション(つうしょりハビリテーション) = デイケア

介護保険の法定サービスで、病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援・要介護者が介護老人保健施設、病院等へ通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションを受けることができるもの。要支援者は、介護度の悪化を防ぐためのサービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)を希望に応じて受けすることができる。

デイケア

「通所リハビリテーション」の用語説明をご覧ください。

デイサービス

「通所介護」の用語説明をご覧ください。

特定健康診査(とくていけんこうしんさ)

40歳～74歳の方を対象に、医療保険者が実施する健康診査。略称で「特定健診」と呼ぶ場合が多い。

(医療保険者：健康保険事業を運営するために保険料を徴収したり、保険給付を行ったりする運営主体のことをいう。組合管掌健康保険、全国健康保険協会健康保険(旧政府管掌健康保険)、国民健康保険、共済組合、船員保険など)

特定保健指導(とくていほけんしどう)

特定健診で、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群と判定された場合に、医師・保健師・管理栄養士等が行う保健指導で、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導

特定高齢者(とくていこうれいしゃ)

65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。介護予防の観点から行われる介護予防健診(生活機能評価)の結果、生活機能の低下が心配される人、要介護認定の非該当者、保健師などが行う訪問などの結果、生活機能の低下が心配される人などが該当する。特定高齢者として認定された場合には運動機能向上、栄養指導、口腔機能向上などの介護予防プログラムに参加することができる。

特定施設入居者生活介護(とくていしせつにゅうきょしゃせいかつかいご)

介護保険の法定サービスで、有料老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居している要介護者について、当該施設が介護サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話

特定入所者介護サービス費等給付費(とくていにゅうしょしゃかいごサービスひとうきゅうふひ)

平成17年10月から、施設入所者(ショートステイを含む。)の食費・居住費は、保険給付外となり、自己負担になった。これに伴い本人の収入や世帯の市民税課税状況等に応じて「利用者負担段階」が設定(第1～4段階)された。第1段階から第3段階までの方(世帯全員が市民税非課税の世帯に属する方)については利用者負担額の上限が定められ、申請によって軽減認定を受ければ負担額が減額される。この負担上限額と国の定める標準的な額(基準費用額)との差額を支給するための給付費。

特定福祉用具販売(とくていふくしょうぐはんばい)

介護保険の法定サービスで、貸与になじまない入浴や排せつ等のための特定福祉用具を要支援・要介護者が購入したとき、年間10万円までの用具購入に対し9割支給するもの。10万円を超えた分は自己負担となる。対象となる福祉用具は、腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽など。

特別養護老人ホーム(とくべつようごろうじんホーム)

身体上または精神上著しく障がいがあるために、常時の介護を必要とする65歳以上の方であって、家庭において介護を受けることが難しい方が入所される施設。特別養護老人ホームは、介護保険制度上の「介護老人福祉施設」となっている。

な

虹の郷(にじのさと)

新城市が設置した公の施設で、新城市作手高里字縄手上にあり、高齢者生活福祉センターとして福祉事業の地区拠点施設となっている。施設内に一定期間利用の居住施設、デイサービス施設、在宅介護支援センター、その他居宅介護サービス事業所がある。

日常生活用具の支給(にちじょうせいかつようぐのしきゅう)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、防火の配慮が必要な低所得でひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯等に、電磁調理器、自動消火器、火災報知機を支給するもの

乳酸菌飲料宅配サービス(にゅうさんきんいんりょうたくはいさーびす)

新城市社会福祉協議会が行なっている独自サービスで、ひとり暮らしまたは高齢者世帯の健康増進と安否確認のため、75歳以上の方を対象に乳酸菌飲料を宅配しているもの

ニュースポーツ

年齢や体力に影響されず誰でも楽しむことのできるスポーツで、新城市では、ゲートボール、グラウンドゴルフ、インディアカ、ソフトバレーボール、ディスクゴルフ、ペタンクなどが楽しまれている。

認知症(にんちしょう)

一旦正常に発達した知的機能が、後天的な脳の器質的な障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活が営めなくなっている状態と言われており、それまで発達したその人の知的水準から著しく低下した精神状態をいう。具体的には、記憶の低下(忘れっぽくなる、先程のことを忘れるなど)、認知障害(言葉のやり取りが困難、場所の見当がつかない、手順をふむ作業が困難、お金の計算ができない、判断のミスなど)、生活の支障(今までの暮らしが困難、周りの人とのトラブル)などがある。

日本では、認知症の原因の多くは、アルツハイマー病と血管性認知症であるといわれており、その他、レビー小体病、ピック病など 100 以上の病気がある。

認知症は過去に「痴呆」として定着し一般化していましたが、「痴呆」という表現が侮蔑感を感じさせる表現であり、また、「痴呆になると何もわからなくなってしまう」という誤解の原因の一因になるなど実態を正確に表現していない、また、早期発見・早期診断等の取組みの支障となっていることなどから、有識者による検討会が開催され、平成 16 年 12 月 24 日の検討会報告書をもって「認知症」に変更された。また、法令用語としては、平成 17 年 6 月 29 日公布の「介護保険法等の一部を改正する法律」により改正された。

認知症対応型共同生活介護(にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご)

介護保険の法定サービスのうちの地域密着型サービスで、要介護者であって認知症の方を、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うもの

認知症対応型通所介護(にんちしょうたいおうがたつうしょかいご)

介護保険の法定サービスのうちの地域密着型サービスで、要支援・要介護者で認知症である方がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるもの

ねんりんピック

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である「全国健康福祉祭」の愛称。60 歳以上の高齢者を中心とするゲートボールや卓球、テニスなどの各種スポーツ競技や美術展、音楽文化祭などの文化イベントや健康福祉機器展、子どもフェスティバルなど、あらゆる世代の人たちが楽しめる総合的な祭典。昭和 63 (1988) 年にスタートし、毎年開催されている。

脳血管疾患(のうけっかんしっかん)

脳血管の病変。脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血、一過性脳虚血発作、高血圧性脳症など

は

配食サービス(はいしょくサービス)

新城市が介護保険の地域支援事業として実施しているサービスで、在宅のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯などを対象に、食生活の改善と健康保持、安否確認を行うため、食事(弁当型)の配達をするもの。平成 20 年度現在、週 3 回以内で昼食または夕食を配食しており、食費分は自己負担とし、配達費を公費負担している。

媒体(ばいたい)

一方から他方へ伝えるためのなかだちとなるもの。

紙媒体とは、情報の記録、伝達、保存に紙を使用することをいう。電子媒体は、情報の記録、伝達、保存に電磁的な記録方式による物を使用することをいう。

廃用症候群(はいようしょうこうぐん)

生体各組織がその本来の機能を長期間使われなく放置された状態で萎縮や機能低下を起こすなど廃用による変化の総称。関節拘縮、筋萎縮、筋力低下など。

光ファイバ(ひかりファイバ)

グラスファイバまたはプラスチックファイバを使用したデジタル伝送路となるケーブル。銅線と比べ大容量で電氣的障害に影響されない正確な情報を超高速で通信できる。

標準給付費(ひょうじゅんきゅうふひ)

介護保険サービスの事業費総額から1割の利用者負担額等を差し引いた保険給付の対象額。介護給付・予防給付の合計費用で、保険者の判断による独自の給付分(居宅介護サービス費等の区分支給限度基準額や福祉用具購入費等の支給限度基準額の上乗せ分、保険者の特別給付・保健福祉事業・地域支援事業の分)の費用は含まない

福祉サービス利用援助事業(ふくしサービスりょうえんじょじぎょう)

新城市社会福祉協議会が愛知県社会福祉協議会から受託している事業で、東三河北部4市町村の基幹的社会福祉協議会として、判断能力が十分でない方に福祉サービスの利用援助を行なうもの

福祉タクシー料金助成(ふくしタクシーりょうきんじょせい)

新城市が高齢者在宅福祉事業として実施しているサービスで、ひとり暮らしまたは高齢者世帯に、タクシー初乗り料金を助成するもの。平成20年度現在、年間24回分の料金助成をしている。

福祉用具貸与(ふくししょうぐたいよ)

介護保険の法定サービスで、要支援・要介護者の日常生活の自立を助けるための車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与するもの。対象となる福祉用具は、車椅子、特殊寝台、じょく瘡(床ずれ)予防用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトなど

訪問介護(ほうもんかいご)

介護保険の法定サービスで、訪問介護員(ホームヘルパー)が要支援・要介護者の居宅を訪問し、本人の機能の維持を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話の介助を行うもの

訪問看護(ほうもんかんご)

介護保険の法定サービスで、病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士(PT)、作業療法士(OT)が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの

訪問入浴介護(ほうもんにゅうよくかいご)

介護保険の法定サービスで、要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を宅内に搬入して入浴の介護を行うもの

訪問リハビリテーション(ほうもんリハビリテーション)

介護保険の法定サービスで、病状が安定期にあり主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、必要なりハビリテーションを行うもの

保健師(ほけんし)

国家試験である保健師試験に合格し、個人や集団に対して、健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な保健指導を行う専門職

保険料推計ワークシート(ほけんりょうすいけいワークシート)

市町村が介護保険の第1号被保険者保険料を推計するにあたって、厚生労働省が作成した算出手順書

ま

ミニデイサービス

ひとり暮らしで家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対して、地域のボランティア団体が集会施設等で介護予防の健康体操、ゲーム、手遊び等を行うもの。

新城市では介護保険の地域支援事業として地域団体等に委託して行っているものと新城市社会福祉協議会が独自事業として行っているものがある。

民生委員(みんせいいいん)

民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱する任期3年の非常勤特別職で、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進することを職務としている。

や

夜間対応型訪問介護(やかんたいおうがたほうもんかいご)

介護保険の法定サービスのうちの地域密着型サービスで、要介護者に対し、夜間において定期的な巡回又は通報によりホームヘルパー等が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護を行うもの。平成20年12月現在、新城市をサービス提供区域にしている事業者はない。

友愛訪問(ゆうあいほうもん)

新城市が介護保険の地域支援事業として実施しているサービスで、ボランティア団体(はぐるまの会)が、ひとり暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者がいる家庭を訪問し、心の交流、日常生活の相談、安否確認を行っているもの

全国老人クラブ連合会では、老人クラブ活動のひとつとして友愛活動に取り組んでいる。これは、身近な隣人・友人として、ひとり暮らしの高齢者、身体の弱い高齢者や障がいを持った高齢者、そして家族を支える活動を行っている。

要介護(ようかいご)

介護保険制度において、身体または精神の障がいのために、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態。要介護状態にあると認定された被保険者は、介護の必要の程度により、要介護1～5に区分され、区分に応じて介護サービスが提供される。

要介護等認定(ようかいごとうにんてい)

介護保険制度において、保険給付の対象となる介護サービス等を利用しようとする被保険者が、要介護者または要支援者に該当することとその該当する要介護状態または要支援状態のどの区分に該当するか市町村に認定の申請を行い、市町村が決定する行為

養護老人ホーム(ようごろうじんホーム)

65歳以上で、環境上の理由または経済的理由により居宅における生活が困難な方が入所される施設

要支援(ようしえん)

介護保険制度において、身体または精神の障がいのために、入浴、排せつ、食事など日常生活での基本的な動作について、6か月にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態の軽減または悪化防止のために特に役立つ支援が必要と見込まれ、または身体または精神の障がいのために、6か月にわたり継続して日常生活を営むうえで支障があると見込まれる状態。要支援状態にあると認定された被保険者は、支援の必要の程度により、要支援1・要支援2に区分され、区分に応じて介護予防サービスが提供される。

予防給付(よぼうきゅうふ)

この計画書では、介護保険制度で要支援認定により要支援1または要支援2に認定された方が、介護保険給付の対象となるサービスを利用された場合に利用者負担分を支払った後の保険給付分をさす。

予防サービス(よぼうサービス)

この計画書では、介護が必要な状態の方の介護に利用できるサービスのうち、介護保険制度で要支援認定を受けた方が保険給付の対象として利用できるサービスをさす。予防サービスには、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、介護予防支援、特定入所者介護サービスがある。

5

老人クラブ(ろうじんクラブ)

老人クラブは、各地区でそれぞれ独自の活動をしているが、老人クラブ連合会としての活動は、機関紙の発行、高齢者大学の開催、各種スポーツ大会の開催、地域の環境整備活動、福祉施設等での奉仕活動、趣味の教室の運営、安全安心啓発活動、女性の社会活動の推進などに取り組んでいる。